

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(1)民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		9.8% (令和5年度)	20% (令和17年度)
【指標の定義】	<p>一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合 = A/B</p> <p>A = 一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた戸数(民間借家共同住宅) B = 民間借家共同住宅の総ストック数</p> <p>※「一定の断熱性能」 令和6年度以前に新築された住宅・・・全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用している住宅 令和7年度以降に新築された住宅・・・省エネ基準を満たしている住宅</p> <p>※「一定の遮音対策」 居室の全部又は一部の床に一定の遮音性能が期待できる部材を使用している住宅 木造・S造・・・LH-55(子どもの飛び跳ねや走り回り等の重量床衝撃音の遮断性能(LH)が「標準的である」水準) 以上の床部材を使用 RC造……………コンクリートの床厚が150mm以上</p> <p>※初期値(令和5年度): A 1,360,189戸 / B 13,914,172戸 = 9.8%</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・「住生活基本計画(全国計画)」(令和8年3月27日閣議決定)で設定している目標値(20%(令和17年))から設定。</p> <p>・子育て世帯の多くが賃貸住宅に居住していることから、住宅の性能のうち、子育て世帯の関心が特に高い「(ランニングコストの節約を含めた)省エネと音」に関する民間賃貸住宅の質の向上について、子どもを産み育てやすい住宅の確保の達成状況を示す指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(令和3年3月19日閣議決定)より継続して設定。</p>		
【外部要因】	物価高騰等による修繕費・工事費の上昇、平均年収の推移、居住ニーズの変化		
【他の関係主体】	民間事業者等		
【重要政策】	<p>・住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日閣議決定)</p> <p>目標2 若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現</p> <p>目標5 多世代にわたり活用される住宅ストックの形成</p>		
【備考】			
【担当課】	住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付		
【関係課】	住宅局住宅生産課 住宅局安心居住推進課 住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 住宅局参事官(建築企画担当)付		

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(2) 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率※ ※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		29% (令和元年度)	50% (令和17年度)
【指標の定義】	<p>公的賃貸住宅団地全体 公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率(A/B)</p> <p>A:各年度末における地域拠点施設が併設された団地数 B:各年度末における100戸以上の公的賃貸住宅団地数</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>公的賃貸住宅団地全体 公的賃貸住宅団地においては、単なる住宅供給のみならず、生活を支える機能を充実させる観点から、施設併設を進めていくことが重要であることから、公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率を示す指標として、「住生活基本計画(全国計画)」(令和8年3月27日閣議決定)で設定している目標値(令和17年までに50%)を設定したものの。</p>		
【外部要因】	地域における高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設の設置		
【他の関係主体】	地方公共団体、地方住宅供給公社、(独)都市再生機構		
【重要政策】	<p>・住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日閣議決定) 目標3 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境・居住支援体制の整備 目標4 過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備</p> <p>・まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020改訂版)(令和2年12月21日閣議決定) 公的賃貸住宅団地、その周辺地域等において、集約化や建替え・改修等と併せて福祉施設等の整備を推進する。(本論第2章/基本目標4/4-1/(3)/①)</p> <p>・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定) 公的賃貸住宅団地及びその周辺地域等における集約化や建替え・改修等と併せた福祉施設等の整備を推進する。(第3章/1/(5)/①)</p>		
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅総合整備課、住宅局住宅戦略官付		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(3) 高齢期の暮らしを支える住宅の数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		108万戸 (令和5年度)	150万戸 (令和17年度)
【指標の定義】	サービス付き高齢者向け住宅、シルバーハウジング、居住サポート住宅、有料老人ホーム等の高齢期の暮らしを支える住宅の供給数		
【目標設定の考え方・根拠】	高齢者の居住の安定確保を図るため、見守り等のサービスが必要となる高齢者世帯に対して十分な高齢者向け住宅が供給されるよう、「住生活基本計画(全国計画)」(令和8年3月27日閣議決定)で設定している目標値(150万戸(令和17年))から設定。		
【外部要因】	世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等		
【他の関係主体】	民間事業者等		
【重要政策】	・住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日閣議決定) 目標1 人生100年時代を見据え、高齢者が孤立せず、希望する住生活を実現できる環境整備		
【備考】			
【担当課】	住宅局安心居住推進課		
【関係課】	住宅局住宅総合整備課 住宅局住宅経済・法制課		

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(4)住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		7% (令和6年度)	15% (令和17年度)
【指標の定義】	<p>住宅ストックに占める長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の累計戸数及び建設住宅性能評価取得住宅の累計戸数の割合</p> <p>指標 = A/B A = 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の累計戸数 + 建設住宅性能評価取得住宅の累計戸数 B = 居住世帯のある住宅ストック数</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・目標値は住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日閣議決定)で設定している「住宅ストックに占める認定長期優良住宅及び建設住宅性能評価取得住宅の割合」の目標値(15%(令和17年度))から設定したもの。</p>		
【外部要因】	平均年収の推移、住宅ローン金利の動向、住宅価格等の動向、居住ニーズの変化等		
【他の関係主体】	住宅供給事業者(事業主体)、所管行政庁(運用主体)、登録住宅性能評価機関(運用主体)、住宅金融支援機構(支援主体)		
【重要政策】	<p>住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日閣議決定)</p> <p>目標5 多世代にわたり活用される住宅ストックの形成</p> <p>目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p>		
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅生産課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(5) 腐朽・破損がある使用目的のない空き家数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		約90万戸 (令和5年度)	100万戸程度に抑える (令和17年度)
【指標の定義】	「住宅・土地統計調査(総務省)」における「その他の住宅」のうち、管理状態が不全と考えられる「腐朽・破損あり」の空き家の戸数。		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・「住生活基本計画(全国計画)」(令和8年3月27日閣議決定)で設定している目標値(100万戸程度に抑える(令和17年))から設定。</p> <p>・賃貸・売却用等以外の「その他空き家」のうち、「腐朽・破損あり」の戸数は、増加すると防犯・防災性や地域活力の低下を招く恐れがあり、高齢化に伴う相続の増加に影響される面もあるが、既存住宅流通や除却・他用途への転用等を今後さらに進める取組みにより増加を抑えることが期待される。</p> <p>・今後、高齢化や大相続時代の到来により、空き家の増加ペースが上がることを踏まえ、「住宅・土地統計調査(総務省)」の実績値によるトレンドをもとに目標を設定した。</p>		
【外部要因】	高齢化による相続の増加		
【他の関係主体】	地方公共団体、民間事業者等		
【重要政策】	住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日閣議決定) 目標7 住宅の誕生から終末までの切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進		
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅総合整備課住環境整備室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		
【業績指標】	(6)子育てしやすい住環境の整備や、子育て世帯等の優先入居等の推進を行うUR団地の団地数および住戸数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		—	100団地・10万戸 (令和17年度)
【指標の定義】	子育てしやすい住環境の整備(①プレイロットなど子育て世帯の居場所整備(ハード)+②団地内でURや行政等による子育て支援の活動を実施(ソフト))及び、子育て世帯の優先入居等を行っているUR団地の団地数・住戸数		
【目標設定の考え方・根拠】	首都圏を中心に立地しており、豊かな共用空間を持ち、ファミリー世帯向けの比較的広い住戸が中心であるUR団地において、子育てしやすい住環境整備を推進するため、「住生活基本計画(全国計画)」(令和8年3月27日閣議決定)の目標値(令和17年度までに100団地・10万戸)から設定したもの。		
【外部要因】	物価高騰等による工事費の上昇、居住ニーズの変化 等		
【他の関係主体】	(独)都市再生機構、地方公共団体		
【重要政策】	・住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日閣議決定) 目標2 若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保できる社会の実現 目標4 過度な負担なく希望する住生活を実現できる環境整備		
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅戦略官付		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【業績指標】	(7)既存住宅取引及びリフォームの市場規模*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		16.9兆円 (令和5年度)	20兆円 (令和17年度)
【指標の定義】	<p><既存住宅取引の市場規模></p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通の市場規模 = A × B A = 土地と家屋を含めた消費者の既存住宅の購入価額 【出典:住宅市場動向調査(国土交通省)】 B = 既存住宅の流通戸数 【出典:既存住宅販売量指数(国土交通省)】 <p><リフォームの市場規模></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォームの市場規模 = ① 10㎡以上の増改築工事 + ② 10㎡未満の増改築工事 + ③ 設備の維持修繕費 + ④ 修繕工事(大規模修繕等) + ⑤ 賃貸住宅のリフォーム 		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>○既存住宅取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インスペクション、住宅瑕疵保険、住宅性能表示等の活用、買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例、価格査定マニュアルの普及・定着等の諸政策を展開していく。 ・過去15年間の既存住宅取引額を計算し、(平成21年～平成25年の平均)と(令和元年～令和5年の平均)を比較した伸び率を乗することで、令和17年度における既存住宅取引額を算出。 <p>過去2回の改定の間1.197倍増加していたため、現状値:約9.2兆円(令和5年) × 1.197 ≒ 11.0兆円。</p> <p>○リフォーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの実績の推移に加え各種支援制度の充実等により性能向上リフォーム(耐震・省エネ・バリアフリー)等をさらに推進していく。 ・現行計画における令和12年度の目標値を約8兆円としており、そこから直近の5年間(平成30年～令和5年)の市場規模の伸びを追加。目標値:約8兆円 + 0.7兆円 ≒ 8.7兆円。 <p>上記記載の各政策の推進を通じ、過去の伸び率からの積上げを行うことで、20兆円を超える市場規模を目指す。</p>		
【外部要因】	地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等		
【他の関係主体】	住宅建設業者・リフォーム業者等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日) 目標5 多世代にわたり活用される住宅ストックの形成 目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 目標7 住宅の誕生から終末まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進 		
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅戦略官付		
【関係課】	<ul style="list-style-type: none"> 不動産・建設経済局不動産課 不動産・建設経済局地価調査課 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 住宅局住宅生産課 住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当) 		

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【業績指標】	(8) マンション管理計画認定の取得割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		約3% (令和6年度)	20% (令和13年度)
【指標の定義】 マンション管理計画認定の取得割合 = A/B A = 認定マンションストック数 B = マンションストック数 A: 認定マンションストック数の推計値を算出 B: 建築着工統計調査から全体のマンションストック数の推計値を算出			
【目標設定の考え方・根拠】 マンションの資産価値・良好な居住環境の確保の観点から、管理計画認定を取得しているマンションストックの割合を指標として設定。分譲マンションの購入希望者が、認定を受けたマンションを購入の候補としてできる水準。マンション購入時の平均比較物件数が5件程度であることに鑑みて、認定を受けたマンションを購入の候補として検討できる水準として、施行後5年間で管理計画認定の取得割合を20%まで増加させることを目標としている。			
【外部要因】 平均年収の推移、物価高騰等による修繕費、工事費の上昇等			
【他の関係主体】 管理組合、民間事業者、地方公共団体等			
【重要政策】 ・老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第47号) ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号) ・住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日閣議決定) 目標7 住宅の誕生から終末まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進			
【備考】			
【担当課】	住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【業績指標】	(9) マンションの再生等の件数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		472件 (令和6年度)	1,000件 (令和12年度)
【指標の定義】	<p>指標=A</p> <p>(初期値:令和6年度) A=①マンション建替円滑化法によるマンションの建替え、マンション敷地売却の件数+②任意のマンションの建替え、マンション敷地売却の件数</p> <p>(目標値:令和12年度) A=①マンション再生円滑化法によるマンションの建替え、マンションの更新、マンションの再建、マンションの一括建替え等、マンション敷地売却、マンション除却敷地売却、敷地売却、マンションの除却の件数+②任意のマンションの建替え、マンションの更新、マンションの再建、マンションの一括建替え等、マンション敷地売却、マンション除却敷地売却、敷地売却、マンションの除却の件数</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>○令和7年改正マンション関係法により、建物・敷地の一括売却、建物更新等を多数決決議で行うことを可能とし、建替えについて、隣接地の権利を再生後マンションの区分所有権に変換することを可能とするなどの措置が講じられたところ。</p> <p>○外壁剥落等が建物全体に進行し、再生等の必要性が高い危険なマンションの増加を上回るペースで除却等が進み、施行から10年後(令和17年度)までに、当該危険マンションを概ね解消する、との考え方のもと、施行後5年間(令和12年度)でマンションの再生等の件数を累計1,000件まで増加させることを目標として設定。</p>		
【外部要因】	平均年収の推移、物価高騰による工事費の上昇等		
【他の関係主体】	区分所有者、民間事業者、地方公共団体等		
【重要政策】	<p>・老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第47号)</p> <p>・マンションの建替え等の円滑化に関する法律(※平成14年法律第78号)</p> <p>※令和8年4月1日から、「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に名称変更。</p> <p>・住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日閣議決定)</p> <p>目標7 住宅の誕生から終末まで切れ目のない適切な管理・再生・活用・除却の一体的推進</p> <p>目標9 頻発・激甚化する災害に対応した安全な住環境の整備</p>		
【備考】			
【担当課】	住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【業績指標】	(10)住宅の資産価値を評価するローンを取り扱う民間金融機関の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		27% (令和5年度)	35% (令和17年度)
【指標の定義】	<p>・住宅の資産価値を評価するローンを取り扱う民間金融機関の割合=A/B A=リバースモーゲージ、残価設定型住宅ローンを取り扱う金融機関数 <出典>リバースモーゲージ:民間住宅ローンの実態に関する調査(国土交通省)、残価設定型住宅ローン:住宅金融支援機構における残価設定型住宅ローン保険の実績 B=民間住宅ローンの実態に関する調査のリバースモーゲージに関する設問に回答した金融機関数</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・高齢期に備えた住替えや、高齢期の住まいを支えるためにも、住宅取得のための資金調達の選択肢を増やすことが政策的に重要である。 ・住宅の資産価値に着目し、住替えの円滑化や住宅ローンの返済負担軽減を図るローンとしてはリバースモーゲージや残価設定型住宅ローンがあり、こうした住宅ローンの普及の進捗を測る指標として設定。 ・住宅金融支援機構による住宅融資保険制度の提供や、金融機関・住宅取得者への周知普及等により、令和17年度の取扱割合が35%になるものと見込む。</p>		
【外部要因】	消費者・金融機関の意向		
【他の関係主体】	民間金融機関等		
【重要政策】	<p>・住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日閣議決定) 目標1 人生100年時代を見据え、高齢者が孤立せず、希望する住生活を実現できる環境整備</p>		
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅経済・法制課住宅金融室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【業績指標】	(11)住宅需要の高い地域における空家等活用促進区域の指定数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		4区域 (令和6年度)	100区域 (令和17年度)
【指標の定義】	毎年実施している自治体アンケート(空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等の調査)により確認された、「空家等活用促進区域」の実績値。		
【目標設定の考え方・根拠】	「空家等活用促進区域」は、令和5年12月施行の改正空家法により措置され、施行後5年間で100区域の指定を目標としている。 施行から、1年程度経過した、令和6年度末時点の実績が4区域であったことを踏まえ、令和17年度までに改正当初の目標である100区域の指定を目標としている。		
【外部要因】			
【他の関係主体】	市区町村		
【重要政策】	・住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日閣議決定) 目標8 持続可能で多様なライフスタイルに対応可能な住宅地の形成		
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅総合整備課住環境整備室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
【施策目標】	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		
【業績指標】	(12)住宅政策の方針を明示している市区町村の人口カバー率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		68.4% (令和6年)	80% (令和17年)
【指標の定義】	<p>現状値=A/B A=住生活市町村計画または総合計画等にて住宅政策の方針を明示している市区町村の人口 B=全ての市区町村の人口</p> <p>令和6年市町村計画FU調査 ※人口のデータについては、R6.1.1時点の人口動態統計</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>住生活基本計画（全国計画）（令和8年3月27日閣議決定）において、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための国、都道府県、市区町村それぞれの役割や連携・協働のあり方の検討を進めることとしており、市区町村における住宅政策の土台となる計画の策定を推進するために指標を設定。</p> <p>長期的な目標として、ほぼ全ての市区町村において、何らかの住宅政策の方針が明示されることを目指し、令和17年までの目標値を設定。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	地方公共団体		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> 住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日閣議決定) 目標11 国と地方における住宅行政の役割の明確化と推進体制の整備 		
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅戦略官付		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
【業績指標】	<p>(13) 公共施設等のバリアフリー化率等</p> <p>① 特定道路におけるバリアフリー化率 *</p> <p>② 旅客施設のバリアフリー化率 *</p> <p>(i) 段差解消</p> <p>(ii) 視覚障害者誘導用ブロック</p> <p>(iii) 案内設備</p> <p>(iv) 障害者対応型便所の設置</p> <p>③ 鉄軌道駅におけるバリアフリー化率</p> <p>(i) 障害者対応型券売機</p> <p>(ii) 拡幅改札口</p> <p>④ ホームドアの整備番線数 *</p> <p>(i) 鉄軌道駅全体</p> <p>(ii) 平均利用者1日10万人以上の駅</p> <p>⑤ プラットホームと車両の段差・隙間を縮小している番線数</p> <p>⑥ 一定の公共建築工事における当事者参画の実施割合</p> <p>⑦ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率</p> <p>⑧ 都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率</p> <p>(i) 園路及び広場 *</p> <p>(ii) 駐車場</p> <p>(iii) 便所</p> <p>⑨ 特定路外駐車場のバリアフリー化率 *</p> <p>⑩ 移動等円滑化促進方針の作成地方公共団体数</p> <p>⑪ 移動等円滑化基本構想の作成地方公共団体数 *</p> <p>⑫ 基本構想等を作成した地方公共団体のうち、当事者の参画の下、継続的にスパイラルアップに取り組んでいる地方公共団体の割合</p> <p>⑬ 心のバリアフリー</p> <p>(i) 「障害の社会モデル」の理解度</p> <p>(ii) 障害のある人へ支援をしようとする人の割合</p> <p>(iii) 多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合</p>	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		<p>① 約72% (令和6年度)</p> <p>② (i) 94.0% (令和5年度)</p> <p>(ii) 46.6% (令和5年度)</p> <p>(iii) 77.3% (令和5年度)</p> <p>(iv) 92.2% (令和5年度)</p> <p>③ (i) 90.6% (令和5年度)</p> <p>(ii) 96.8% (令和5年度)</p> <p>④ (i) 2,647番線 (令和5年度)</p> <p>(ii) 559番線 (令和5年度)</p> <p>⑤ 2,169番線 (令和5年度)</p> <p>⑥ -</p> <p>⑦ 約65% (令和6年度)</p> <p>⑧ (i) 約64% (令和5年度)</p> <p>(ii) 約56% (令和5年度)</p> <p>(iii) 約64% (令和5年度)</p> <p>⑨ 約29% (令和5年度)</p> <p>⑩ 50団体 (令和6年度)</p> <p>⑪ 334団体 (令和6年度)</p> <p>⑫ 約30% (令和6年度)</p> <p>⑬ (i) -</p> <p>(ii) -</p> <p>(iii) -</p>	<p>① 約77% (令和12年度)</p> <p>② (i) 原則100% (令和12年度)</p> <p>(ii) 原則100% (令和12年度)</p> <p>(iii) 原則100% (令和12年度)</p> <p>(iv) 原則100% (令和12年度)</p> <p>③ (i) 原則100% (令和12年度)</p> <p>(ii) 原則100% (令和12年度)</p> <p>④ (i) 4,000番線 (令和12年度)</p> <p>(ii) 900番線 (令和12年度)</p> <p>⑤ 4,000番線 (令和12年度)</p> <p>⑥ 原則100% (令和12年度)</p> <p>⑦ 約70% (令和12年度)</p> <p>⑧ (i) 約70% (令和12年度)</p> <p>(ii) 約60% (令和12年度)</p> <p>(iii) 約70% (令和12年度)</p> <p>⑨ 約35% (令和12年度)</p> <p>⑩ 約350団体 (令和12年度)</p> <p>⑪ 約450団体 (令和12年度)</p> <p>⑫ 約60% (令和12年度)</p> <p>⑬ (i) 約60% (令和12年度)</p> <p>(ii) 原則100% (令和12年度)</p> <p>(iii) 原則100% (令和12年度)</p>

【 指 標 の 定 義 】

①「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。)に規定する特定道路(注1)延長のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第116号)で定める基準を満たす道路延長の割合。

(注1)重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する道路。平成20年度に約1,700km指定し、令和元年度に約2,740km追加指定した、全体約4,450km。

②一定の旅客施設(鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル施設)(注2)数に占める、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。)第4条、9条、10～12条、13～15条、(鉄軌道駅においては)18条の2で定める基準に適合した一定の旅客施設数の割合。

段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、障害者対応型便所が設置された一定の旅客施設数の割合＝
それぞれ公共交通移動等円滑化基準第4条、9条、10～12条、13～15条、(鉄軌道駅においては)18条の2を満たす一定の旅客施設数

÷ 全ての一定の旅客施設数

※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含む

(注2)鉄軌道駅については1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上の施設

③一定の鉄軌道駅(注2に同じ)数に占める、公共交通移動等円滑化基準第17条、19条で定める基準に適合した一定の鉄軌道駅数の割合。

障害者対応型券売機、拡幅改札口が設置された一定の鉄軌道駅数の割合＝

それぞれ公共交通移動等円滑化基準第17条、19条を満たす一定の鉄軌道駅数

÷ 全ての一定の鉄軌道駅数

※構造上の制約等により整備が困難な鉄軌道駅も含む

④公共交通移動等円滑化基準第20条第1項第6号及び第7号で定めるホームドア(注3)が設置されている番線数。

(注3)可動式ホーム柵含む

⑤一列車又はプラットホーム一箇所でも、プラットホームと車両乗降口の段差・隙間が段差3cm・隙間7cmを満たす箇所がある番線数。

⑥国、都道府県又は指定都市が行う特別特定建築物(注4)(公立小学校等を除く。以下同じ。)の建築工事で、当該工事に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上のもものうち、設計等の段階における当事者参画を実施したものの割合。

(注4)病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

⑦床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」(平成18年政令第379号)第11条から第24条までに定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)(注5)に適合するものの割合。

(注5)出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

÷ 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

⑧バリアフリー法に規定する特定公園施設(注6)である園路及び広場、駐車場、便所が設置された規模の大きい概ね2ha以上の都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準(注7)に適合した都市公園の割合。

(注6)バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

(注7)「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第115号)で定める特定公園施設の移動等円滑化のための基準

⑨バリアフリー法に規定する特定路外駐車場(注8)のうち、路外駐車場移動等円滑化基準(注9)に適合した路外駐車場の割合。

(注8)駐車用の用に供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

(注9)「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第112号)で定める特定路外駐車場の移動等円滑化のための基準。

(分子)＝路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の数

(分母)＝特定路外駐車場の数

数値の根拠

○初期値- 850/2,929

⑩バリアフリー法に規定する移動等円滑化促進方針の作成地方公共団体数。

⑪バリアフリー法に規定する移動等円滑化基本構想の作成地方公共団体数。

⑫協議会等を活用して基本構想等の事後評価を実施している地方公共団体及び基本構想等の見直し等を実施している地方公共団体(直近で5年以上基本構想等の事後評価や見直し等を実施していない地方公共団体を除く。))

⑬国土交通行政インターネットモニターアンケートの回答者全体に占める対象問の正答者の割合。

【目標設定の考え方・根拠】

①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(令和7年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号)に定める整備目標を踏まえ設定。

②③④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和12年度までに、鉄軌道駅については1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上及び2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては1日あたりの平均的な利用者数が2,000人以上の施設について、原則として全て移動等円滑化すること(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする)、またホームドア又は可動式ホーム柵については、全鉄軌道駅について4,000番線、そのうち1日あたりの平均的な利用者数が10万人以上の鉄軌道駅について900番線を整備することを目標としていることを踏まえ、設定したもの。

⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和12年度までに、4,000番線のプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進めることを目標としていることを踏まえ、設定したもの。

⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和12年度までの目標値(原則100%)を設定している。これを踏まえ、設定したもの。

⑦移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和12年度までの目標値(約70%)を設定している。これを踏まえ、設定したもの。

⑧移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和12年度までに園路及び広場は約70%、駐車場は約60%、便所は約70%を移動等円滑化することを目標に設定。

⑨移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和12年度までに特定路外駐車場の約35%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、設定したもの。

⑩⑪⑫⑬移動等円滑化の促進に関する基本方針において定める整備目標を踏まえ設定。

【外部要因】

②旅客施設の構造等

⑦経済状況等による新規建築物着工数等

【他の関係主体】

①地方公共団体(事業主体)

②③④⑤地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)

⑦地方公共団体(事業主体)、建築事業者(事業主体)

⑧地方公共団体(事業主体)

⑨路外駐車場管理者

【 重 要 政 策 】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)
- ・経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第4章5.)
- ・経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日)
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。(第2章1.)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日)
バリアフリー化を推進する。(第2章2.)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日)
より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。(第2章4.)
- ・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日)
心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。(第2章5.)
- ・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。(第3 3.)
- ・交通政策基本計画(平成27年2月13日)
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。
- ・交通政策基本計画(令和8年1月16日)
全ての駅利用者のホームにおける転落・接触事故の防止や、鉄道駅のバリアフリー化の推進のため、都市部において利用者が薄く広く負担する鉄道駅バリアフリー料金制度を活用するとともに、地方部において支援措置を重点化することにより、全国の鉄道施設でエレベーターやホームドアの整備等を加速する。
- ・経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。(第5章3.)
- ・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記述あり」
- ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり。

【 備 考 】

【 担 当 課 】	総合政策局共生社会政策課 道路局環境安全・防災課 住宅局参事官(建築企画担当) 都市局公園緑地・景観課 都市局街路交通施設課 鉄道局都市鉄道政策課
【 関 係 課 】	鉄道局技術企画課 物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室 港湾局参事官(技術監理・情報化)室 航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
【業績指標】	(14) 車両等のバリアフリー化 * ①鉄軌道車両のバリアフリー化率 ②乗合バス車両(適用除外認定車両を除く。)におけるノンステップバスの導入率 ③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率 ④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数 ⑤空港アクセスバスにおけるバリアフリー化率 ⑥福祉タクシーの導入数 ⑦タクシーの総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合 ⑧旅客船のバリアフリー化率 ⑨航空機のバリアフリー化率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①59.9% (令和5年度) ②70.5% (令和5年度) ③6.2% (令和5年度) ④1,229台 (令和5年度) ⑤41.2% (令和5年度) ⑥52,553台 (令和5年度) ⑦4/47 (令和5年度) ⑧57.8% (令和5年度) ⑨100% (令和5年度)	①約80% (令和12年度) ②約90% (令和12年度) ③約25% (令和12年度) ④約2,100台 (令和12年度) ⑤約60% (令和12年度) ⑥約90,000台 (令和12年度) ⑦47/47 (令和12年度) ⑧約70% (令和12年度) ⑨原則100% (令和12年度)
【指標の定義】	バリアフリー法に定める車両等のうち、公共交通移動等円滑化基準に適合するものの割合。 (分子) = 下記基準に適合する①②③④⑥⑦車両数、⑤下記基準②又は③に適合する車両により運行が行われているバス路線の運行系統数、⑧隻数、⑨機数 (分母) = ①④⑥⑦総車両数、②総車両数(公共交通移動等円滑化基準第43条に基づく適用除外認定車両を除く)、③適用除外認定車両数、⑤指定空港(1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設)へのバス路線の運行系統の総数、⑧総隻数(公共交通移動等円滑化基準第61条第2項と同附則第3条9項に基づく適用除外船舶を除く)、⑨総機数 ※⑦については、上記の定義にて算出した車両の導入率が約25%以上である都道府県の割合を業績指標として使用する。 ①鉄軌道車両 公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条までに掲げる基準(乗降口、客室、連結部等の基準)に適合する車両。 ②ノンステップバス 移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示(以下「基本方針基準告示」という。)第1条第1項で定める基準に適合する車両。 ③リフト付きバス、スロープ付きバス 基本方針基準告示第2条第1項又は第3条第1項で定める基準に適合する車両。 ④貸切バス車両 基本方針基準告示第1条第2項、第2条第2項又は第3条第2項で定める基準に適合する車両。 ⑥福祉タクシー 公共交通移動等円滑化基準第45条で定める基準に適合する車両。 ⑦ユニバーサルデザインタクシー 基本方針基準告示第4条で定める基準に適合する車両。 ⑧旅客船 公共交通移動等円滑化基準第47条から第61条までに掲げる基準(出入口、客室、便所等についての基準)に適合する船舶。 ⑨航空機 公共交通移動等円滑化基準第63条から第67条までに掲げる基準(通路、客室、便所等の基準)に適合する航空機。		

【目標設定の考え方・根拠】

移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和12年度までに、鉄軌道車両については総車両数の約80%、乗合バス車両におけるノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約90%、乗合バス車両におけるリフト付きバス等については適用除外認定を受けた車両の約25%、空港アクセスバスにおけるバリアフリー化率については指定空港へのバス路線の運行系統の総数のうち、バリアフリー化された車両による運行が行われている運行系統数を約60%、旅客船については総隻数の約70%、航空機については総機数の原則100%をそれぞれ移動等円滑化すること、また貸切バス車両におけるノンステップバス・リフト付きバス等については約2,100台、福祉タクシーについては約90,000台、ユニバーサルデザインタクシーについては各都道府県における総車両数の約25%をそれぞれ導入することを目標としていることを踏まえ、設定したもの。なお、ユニバーサルデザインタクシーについては、基本方針においては各都道府県における総車両数の約25%を導入することを目標としているところ、業績指標及び目標値の設定においては、実績値の表記のしやすさを考慮し、総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約25%以上である都道府県の割合を47/47とすることに変更している。

【外部要因】

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨公共交通事業者の経営状況

【他の関係主体】

地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)

【重要政策】

・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号)

・観光立国推進基本計画(平成24年3月30日)

バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。(第3 3.)

・経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日)

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。(第4章5.)

・経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日)

住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。(第5章3.)

・経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日)

バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。(第2章1.)

・経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日)

より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。(第2章4.)

・経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日)

心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。(第2章5.)

・交通政策基本計画(平成27年2月13日)

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。

・社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記述あり」

・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり。

【備考】**【担当課】**

総合政策局共生社会政策課

【関係課】

鉄道局技術企画課
物流・自動車局旅客課
海事局内航課
航空局航空ネットワーク部航空事業課

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	3 総合的なバリアフリー化を推進する		
【業績指標】	(15) 高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		19% (令和5年度)	30% (令和17年度)
【指標の定義】	<p>高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 = A/B A = 65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅戸数 ※1 一定のバリアフリー化: 2箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消がされていること。 ※2 一定の断熱化: 二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓が、すべての窓又は一部の窓にあること B = 65歳以上の者が居住する住宅の総戸数 (出典)「住宅・土地統計調査」(総務省)に基づく国土交通省独自集計</p>		
【目標設定の考え方の根拠】	<p>・R3計画において、H28年計画における高齢者の居住する住宅におけるバリアフリー性能のみを対象とした指標から、「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン(平成31年国土交通省)等を踏まえ、家屋内の温熱環境の改善を含めた指標に改定。R8計画においても、引き続き指標として設定。</p> <p>・目標値 = $(A+B)/C$ A = 「R17年の65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅戸数」 …住宅土地統計調査の独自集計数値から推計。</p> <p>B = 「R5年からR17年における65歳以上の者が居住する住宅において一定のバリアフリー性能及び断熱性能を満たすためためのリフォーム実施戸数」 …住宅土地統計調査独自集計数値から推計。尚、推計にあたっては今後、政策的にリフォームを推進していくものとし、1.5倍の補正をかけている。</p> <p>C = 「R17年の65歳以上の者が居住する住宅の総戸数」 …住宅土地統計調査の実績値から推計。</p>		
【外部要因】	新築住宅着工数、リフォーム件数等		
【他の関係主体】			
【重要政策】	住生活基本計画(全国計画)(令和8年3月27日閣議決定)		
【備考】			
【担当課】	住宅局住宅戦略官付		
【関係課】	住宅局住宅経済・法制課住宅金融室 住宅局住宅総合整備課 住宅局安心居住推進課 住宅局住宅生産課 住宅局参事官(建築企画担当)		

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する		
【業績指標】	(16)廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		約7年 (令和5年度)	7年以上を確保 (毎年度)
【指標の定義】	各海面処分場における受入予定期間(計画値)に基づき算出した当該年度における残余年数の全国平均値。		
【目標設定の考え方・根拠】	海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。		
【外部要因】			
【他の関係主体】	環境省(廃棄物行政を所管) 港湾管理者(事業実施主体) 市町村(一般廃棄物の処理責任者)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画(平成24年4月27日) 廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。(第2部第1章第6節) ・海洋基本計画(令和5年4月28日) 港湾整備に伴い発生する土砂類や、一般廃棄物等を最終処分するための海面最終処分場について、廃棄物の適正な処理の推進と港湾の秩序ある発展に資する観点から海域環境に配慮しつつ、整備を進める。(第2部4(1)カ) ・第五次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日) 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。(5.4.3) ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)「別紙に記載あり」 		
【備考】			
【担当課】	港湾局海洋・環境課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	5 快適な道路環境等を創造する		
【業績指標】	(17) 自転車ネットワーク計画を策定した市区町村数 *	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		340市区町村 (令和6年度)	800市区町村 (令和12年度)
【指標の定義】	自転車ネットワーク計画を策定した市区町村数		
【目標設定の考え方・根拠】	令和12年度までにDIDを有する全ての市区町村において自転車ネットワーク計画が策定されている状況を目指し、目標値として設定。		
【外部要因】			
【他の関係主体】	地方公共団体(策定主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車活用推進法(平成28年法律第113号) ・第2次自転車活用推進計画(令和3年5月28日閣議決定) 歩行者、自転車及び自動車適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を推進する。(2. 目標1 2.) ・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定) 都市機能の更なる集積と稼働力の創出に向け、官民が協働して公共的価値も生み出す都市再生・国際競争力の強化、地域資源を活かした個性あるまちづくり、持続的なエリアマネジメントを促進する(注35)。 (注35) 人中心の居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進を含む。また、公園の利活用、渋滞対策、通学路等の交通安全対策、自転車の活用推進、各種サービス集約拠点としての郵便局の活用等に取り組む。(第2章2. (2)) ・地方創生2.0基本構想(令和7年6月13日閣議決定) 環境にやさしい交通手段であり、災害時の移動・輸送や国民の健康の増進、交通の混雑の緩和など多様な意義を持つ自転車の活用について、サイクルツーリズムの推進により、地域資源を活用した持続可能な観光地域づくりに貢献するとともに、安全で快適な自転車通行空間の整備や、自転車の公共交通連携等を通じた地域の足の確保により、安心して暮らせる生活環境を創出する。(第3章6. (2)①iv) ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定) また、自転車の利用促進を図るため、安全で快適な自転車通行空間の整備推進、駐輪場の整備推進、シェアサイクルの普及促進、自転車通勤の導入促進などの取組を推進する。(第3章第2節1. (1)①D(f)) ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)の指標を引用 ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)の指標を引用 		
【備考】			
【担当課】	道路局参事官(自転車活用推進本部事務局)		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	5 快適な道路環境等を創造する		
【業績指標】	(18)電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路(約10,000km)における無電柱化整備完了率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		54% (令和5年度)	61% (令和12年度)
【指標の定義】	電柱倒壊のリスクがある市街地等の第一次緊急輸送道路(約10,000km)における無電柱化整備完了率		
【目標設定の考え方・根拠】	令和7年6月6日閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画の指標を引用。緊急輸送道路の整備延長の実績を踏まえ目標値を設定		
【外部要因】			
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体(事業主体) ・電線管理者(電気、通信、CATV等) 		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)の指標を引用 ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)の指標を引用 ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)の指標を引用 		
【備考】			
【担当課】	道路局 環境安全・防災課		
【関係課】	道路局 国道・技術課		

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する		
【業績指標】	(19) 渇水対応タイムラインの作成を優先的に進める一級水系(58水系)のうち、作成・公表を完了した割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		55% (令和6年度)	100% (令和12年度)
【指標の定義】	<p>渇水対応タイムラインの作成を優先的に進める一級水系(58水系)のうち、作成・公表を完了した割合を指標とする。(単位%)</p> <p>【初期値】55%=32水系/58水系 【目標値】100%=58水系/58水系</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>近年、取水制限を伴う渇水が毎年のように発生しており、将来、気候変動の影響によりさらに深刻化するおそれがあることから、渇水への備えを推進していく必要がある。</p> <p>気候変動の影響によりリスクが高まっている渇水に対して適切に対応するため、関係者が連携して渇水による被害を軽減するための対策を定める時系列の行動計画である渇水対応タイムラインの作成を進めるため、渇水対応タイムラインの作成・公表を完了した割合を指標とする。</p>		
【外部要因】	地域の社会状況の変化		
【他の関係主体】	地方公共団体、地元土地改良区、水道事業者、工業用水事業者		
【重要政策】	<p>第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)</p> <p>第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)別紙に記載あり</p>		
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 水資源部 水資源計画課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する		
【業績指標】	(20) 地域の実情に応じた公共又は民間の災害用井戸等の代替水源確保の取組を行っている市区町村の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		28% (令和6年度)	100% (令和12年度)
【指標の定義】	<p>全国市区町村の総数を分母とし、地域の実情に応じた災害用井戸等の代替水源の確保を行っている市区町村数を分子とし、そのうち代替水源の確保を行った市区町村数を分子とした割合を指標とする。(単位:%)</p> <p>【初期値】28%=479市区町村/1741市区町村 【目標値】100%=1741市区町村/1741市区町村</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>令和6年能登半島地震では、上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続したことに伴い、避難生活が長期化するとともに、生活用水の確保が課題となったが、井戸や湧水が生活用水に活用され、災害時の代替水源としての重要性が改めて認識された。</p> <p>近年、災害が激甚化・頻発化する中で、大規模災害時における水源の確保は全国の自治体に共通する喫緊の課題であるが、代替水源確保の取組を進めている市区町村はまだ少ないため、地域住民や企業が有する井戸や湧水を代替水源として活用するための登録制度や、避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めることが必要である。</p> <p>このため、地域の実情に応じた公共又は民間の災害用井戸等の代替水源確保の取組を行っている市区町村の割合を示す指標として、代替水源の確保を行った市区町村の割合を設定する。</p> <p><small>目標値は目標年度とする令和12年度の市区町村数に基づき設定する。</small></p>		
【外部要因】	各市区町村における代替水源確保のための検討状況、地域の経済・社会状況の変化		
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)		
【重要政策】	<p>第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)</p> <p>防災基本計画(令和7年7月1日閣議決定)</p> <p>第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)別紙に記載あり</p>		
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		
【業績指標】	(21)1人当たり都市公園等面積	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		10.9㎡/人 (令和5年度)	11.4㎡/人 (令和12年度)
【指標の定義】	<p>都市公園等(都市公園及びカントリーパーク)の面積(分子)を都市域及びカントリーパークが設置された市町村の人口(分母)で除したもの。 ※カントリーパーク:都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡とすることを目標に設定。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	<p>地方公共団体(事業主体)</p>		
【重要政策】	<p>・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日)「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、全国都市緑化フェア等の緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな都市の魅力を発信する」</p> <p>・生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年3月31日)「都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、雨庭の設置等グリーンインフラの社会実装、生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等を推進することにより、生物の生息空間の保全・創出を進める」</p>		
【備考】			
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		
【業績指標】	(22)都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		14.2㎡/人 (令和5年度)	15.2㎡/人 (令和12年度)
【指標の定義】	<p>都市域における(原則都市計画区域とする)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度等により持続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市計画区域人口で除したものである。</p> <p><分母>都市計画区域人口(人)</p> <p><分子>都市域の永続的自然環境面積※(㎡)</p> <p>※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって持続性が担保されている土地の面積</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>都市域における水と緑の公的空間については、最大限割合を伸ばしていく必要があるが、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地などのトレンドを踏まえ、令和12年度末までには「15.2㎡/人」が達成されることを目標としている。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> 観光立国推進基本計画(令和5年3月31日) 生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年3月31日) 社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり 		
【備考】			
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課		
【関係課】	道路局環境安全・防災課 水管理・国土保全局河川環境課 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 水管理・国土保全局大臣官房参事官(上下水道技術) 港湾局海洋・環境課 航空局航空戦略室 大臣官房官庁営繕部整備課		

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		
【業績指標】	(23)緑の基本計画のうち、こどもの遊び場や親同士の交流の場の創出に関する施策を位置付けている計画の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		25.1% (令和5年度)	39% (令和12年度末)
【指標の定義】	<p>緑の基本計画のうち、こどもの遊び場や親同士の交流の場の創出に関する施策を位置付けている計画の割合</p> <p>【分子】緑の基本計画にこどもの遊び場や親同士の交流の場の創出に関する施策を位置付けている自治体数/【分母】緑の基本計画を策定している自治体数</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>今後策定・改訂される緑の基本計画の50%にこども施策が位置付けられると仮定し、ここ10年で年間平均37の緑の基本計画が策定・改訂されていることから、R12までに策定・改訂されることが想定される259(37×7)の緑の基本計画のうち、既にこども施策が位置付けられている25.1%を除いた194計画の50%の97計画で新たにこども施策が位置付けられることを目標とする。</p> <p>(緑の基本計画を策定している自治体数:698、R5年度末時点で緑の基本計画にこども施策を位置付けている自治体数:175)</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり		
【備考】			
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		
【業績指標】	(24)公共施設等運営事業などにより公園全体を対象に民間活用をした公園数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		10件 (令和6年度)	27件 (令和12年度)
【指標の定義】	コンセッションなど公園全体での民間活用を実施した公園数		
【目標設定の考え方・根拠】	「コンセッションなど公園全体での民間活用」については、コンセッションと、一定規模の公園においてPark-PFI+公園全体の指定管理者制度の導入に取り組む案件の数として設定。		
【外部要因】			
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)		
【重要政策】	PPP/PFI推進アクションプランに掲載 PPP/PFI投資促進タスクフォースにて取組の強化を検討 社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり		
【備考】			
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課		
【関係課】	内閣府民間資金等活用事業推進室 総合政策局社会資本整備政策課		

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する		
【業績指標】	(25) 広域連携に取り組むこととした水道・下水道事業数 ①水道 ②下水道	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①651事業 (令和4年度) ②0事業 (令和6年度)	①760事業 (令和12年度) ②300事業 (令和12年度)
【指標の定義】	<p>①「水道事業の運営に関する調査」①(1)4広域的水道整備計画の進捗状況 において、広域連携を実施しているまたは検討している事業体の数</p> <p>②複数自治体で新たに広域連携(事業統合・経営の一体化)を検討あるいは実施している下水道事業数</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①平成30年の水道法改正から広域連携を推進している中で、今後の更なる拡大を踏まえて設定。</p> <p>②上下水道政策の基本的なあり方検討会の第2次とりまとめを踏まえて、各都道府県が広域連携(事業統合や経営の一体化)の検討・実施をすることを目標に設定。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	・地方公共団体(事業主体)		
【重要政策】	・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)別紙に記載あり		
【備考】			
【担当課】	①水管理・国土保全局 水道事業課 ②水管理・国土保全局 下水道事業課事業マネジメント推進室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する		
【業績指標】	(26)水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		77.5% (平成30年度)	100% (令和8年度)
【指標の定義】	<p>水道事業ビジョン及び都道府県水道ビジョンの策定状況 (分子)水道事業ビジョン又は都道府県水道ビジョンを策定している都道府県、水道事業者(簡易水道事業者を除く。以下同じ。)及び水道用水供給事業者の合計数 (分母)我が国の都道府県、水道事業者及び水道用水供給事業者の合計数 【初期値(H30)】77.5%</p> <p>「水道事業ビジョン」は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、料金収入の減少や水源の汚染リスクへの対応といった、今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策及びその方策、行程等を地域ごとに包括的に示すもの、「都道府県水道ビジョン」は、水道事業者等が作成した水道事業ビジョンを踏まえ、広域的な観点から、都道府県単位で水道のあり方を示すものであり、それらの策定が進むことにより、上下水道の持続性の確保と機能強化の推進という施策目標に寄与するものである。国土交通省としては、「都道府県水道ビジョン」作成の手引き等により、これらの策定を促進している。</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>これまでの整備状況を踏まえて、令和8年度までに100%まで向上させることを目標として設定した。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体(事業主体。水道事業ビジョンの策定主体。) ・都道府県(都道府県水道ビジョンの策定主体) 		
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 水道事業課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する		
【業績指標】	(27)水道・下水道分野のウォーターPPP具体化件数 * ①水道 ②下水道	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①8件 (令和6年度) ②12件 (令和6年度)	①100件 (令和13年度) ②100件 (令和13年度)
【指標の定義】	PPP/PFI推進アクションプラン(令和7年改定版)で、令和13年度までに、水道分野及び下水道分野でそれぞれ100件のウォーターPPPの具体化を狙うこととされている。		
【目標設定の考え方・根拠】	PPP/PFI推進アクションプラン(令和7年改定版)の目標値 対象施設の母数や、PPP/PFIに対するニーズ、官民連携の進捗状況等を総合的に勘案し、野心的な数字を設定。		
【外部要因】			
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体・民間事業者(事業主体) ・内閣府(PPP/PFI推進アクションプラン策定主体) 		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)「別紙に記載あり」 ・PPP/PFI推進アクションプラン(令和7年改定版)(令和7年6月4日民間資金等活用事業推進会議決定) 		
【備考】			
【担当課】	①水管理・国土保全局 水道事業課 ②水管理・国土保全局 上下水道企画課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する		
【業績指標】	(28)汚水処理人口普及率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		91.7% (令和元年度)	95% (令和8年度)
【指標の定義】	汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等)が普及している人口の割合 (分子)汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等)が普及している人口 (分母)総人口 【初期値(R元)】 $91.7\%=(116,360,683人/126,843,072人)$		
【目標設定の考え方・根拠】	将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を令和8年度までに95%まで向上させることを目標として設定。		
【外部要因】	技術開発の動向等		
【他の関係主体】	・環境省(浄化槽事業を所管) ・農林水産省(集落排水施設事業を所管) ・地方公共団体(事業主体)		
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 下水道事業課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
【施策目標】	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、上下水道の持続性の確保と機能強化を推進する		
【業績指標】	(29)魅力ある水辺空間の創出を行った箇所数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		286か所 (令和6年度)	350か所 (令和12年度)
【指標の定義】	「かわまちづくり」支援制度に登録された「かわまちづくり計画」の数		
【目標設定の考え方・根拠】	魅力ある水辺空間の創出を継続して推進するため、過去5年間の「かわまちづくり」支援制度に登録された「かわまちづくり計画」の新規登録実績の伸び率を考慮し、R12年度までの目標を設定		
【外部要因】			
【他の関係主体】	地方公共団体、民間事業者(推進主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本計画(第5次)(令和5年3月)身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日)ス 河川空間を活用した賑わい創出の推進 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった良好な水辺空間の形成による賑わいの創出を図る「かわまちづくり」を推進する。 ・生物多様性国家戦略(令和5年3月)かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出[重点] 人と水や生物とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づける親水護岸の整備等を行い、水辺に親しむ空間や、水や生物にふれられる環境教育の場として活用する。さらに、民間活力を積極的に引き出すための機運の醸成に加えて、地域の創意工夫を促し、地域振興拠点の整備等を促進することにより、かわまちづくり等の地域特有の景観、歴史、文化、観光基盤などを有する魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出する。 ・地方創生 2.0 基本構想施策集(令和7年6月13日)(99) 地域の一翼を担うかわまちづくり カヌーやウォーキング等によるスポーツ振興、地域固有の伝統行事等の普及啓発、民間のオープンカフェ等の拠点の活性化など、各地域の取組と連携した河川空間の利活用支援により、まちのにぎわい創出や地域の更なる魅力向上につなげる。 ・水循環基本計画(令和6年8月)(7) 水辺空間の保全、再生及び創出 河川が有する固有の自然、文化、歴史等を踏まえ、市町村や民間企業、河川管理者等が連携し、水辺をいかして地域の賑わい創出を目指す「かわまちづくり」を推進する。 ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり 		
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 河川環境課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(30)一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者(鉄道300両～、トラック200台～、船舶2万総トン～)、②特定旅客輸送事業者(鉄道300両～、バス200台～、タクシー350台～、船舶2万総トン～)、③特定航空輸送事業者(航空9,000トン(総最大離陸重量)～))	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	①直近5年間の改善率の年平均-1% ②直近5年間の改善率の年平均-1% ③直近5年間の改善率の年平均-1% (毎年度)
【指標の定義】 運輸部門の省エネ化を実現するために、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)に基づき、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者(特定輸送事業者)に対し、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、同法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて改善する年平均割合。 ※ エネルギー使用に係る原単位:エネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計など ※ 電気需要平準化評価原単位:電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量/個々の輸送用機械器具ごとの営業運行距離又は営業運航距離の合計 など			
【目標設定の考え方・根拠】 運輸部門の省エネ化を実現するために、省エネ法に基づき、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、省エネ法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とする。			
【外部要因】 猛暑、厳冬による影響、新型コロナウイルス感染症による影響等			
【他の関係主体】 各輸送事業者、荷主 等			
【重要政策】 ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号) ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日) 「運輸部門における2022年度の二酸化炭素排出量は、1億9,200万t-CO2であり、2013年度比で14.5%減少している。主な減少要因は、自動車の燃費改善や貨物輸送における輸送量の減少等であり、この排出量の減少傾向を一層着実なものとするため、自動車・道路交通対策、公共交通機関の利用促進、物流の効率化など、総合的な対策を推進する。」(第3章第2節1.(1)①D.) ・交通政策基本計画(令和8年1月16日) 「CO2の削減に向けて、エネルギー効率に優れる次世代自動車(EV、FCV、PHEV、ハイブリッド自動車(HV)等)の普及拡大を図る。また、燃費及び電費(エネルギー消費効率)の向上を推進する。また、地域公共交通計画に基づく環境負荷の低減が図られた移動手段の確保、公共交通の利用促進のための MaaS の普及やモビリティ・マネジメントの推進、モダールコネク트의強化等に加え、環境負荷の少ない自転車等の活用促進、信号機の改良等を総合的に推進する。」(第3章C.)			
【備考】			
【担当課】	総合政策局 環境政策課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(31)燃費基準値達成建設機械の普及率(①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①48%(令和5年度) ②14%(令和5年度) ③33%(令和5年度)	①82.3%(令和12年度) ②60.7%(令和12年度) ③49.3%(令和12年度)
【指標の定義】	<p>①、②及び③ CO2排出量低減が相当程度図られた「低炭素型建設機械の認定に関する規程(平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号)」及び「燃費基準達成建設機械の認定に関する規定」(平成25年3月22日付け公共事業企画調整課長通達、国総環リ第151号)に基づき認定された建設機械の普及率</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①、②及び③ 「社会資本整備重点計画」(令和8年1月16日閣議決定)において、位置づけられた燃費基準値達成建設機械の普及率に関する指標 建設機械動向調査結果などのトレンドを踏まえ、目標値を設定</p>		
【外部要因】	<p>①②及び③ 建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減</p>		
【他の関係主体】			
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策計画」(令和7年2月18日閣議決定) ・「社会資本整備重点計画」(令和8年1月16日閣議決定)「別紙に記載あり」 		
【備考】			
【担当課】	大臣官房技術調査課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(32)住宅ストックの平均の省エネ性能(BEI)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		1.3 (令和5年度)	1.0 (令和17年度)
【指標の定義】	<p>◆指標 = $A \times B / C$</p> <p>A = 当該年度の住宅ストックに占める省エネ性能区分別の戸数 B = 各省エネ性能区分のBEI C = 当該年度における住宅ストック戸数</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)等の政府計画において、2050年にストック平均でZEH基準の水準の省エネ性能を満たす目標が位置づけられている。これを達成するために、令和17年度において必要となるストック平均の省エネ性能を推計し設定。</p>		
【外部要因】	住宅市場の動向		
【他の関係主体】	建築主等(事業主体等)		
【重要政策】	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日) ・エネルギー基本計画(令和7年2月18日) ・GX2040ビジョン(令和7年2月18日) ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日) 		
【備考】			
【担当課】	住宅局参事官(建築企画担当)付		
【関係課】	住宅局住宅生産課 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室		

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(33) モーダルシフトに関する指標*(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①164億トンキロ (令和6年度) ②371億トンキロ (令和5年度)	①221億トンキロ (令和12年度) ②410.4億トンキロ (令和12年度)
【指標の定義】	①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ ②内航海運による雑貨の輸送トンキロ		
【目標設定の考え方・根拠】	交通基本法に基づく、交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)において位置づけられたモーダルシフトに関する指標 貨物輸送トンキロについて、これまでの実績を踏まえて、モーダルシフトの推進にかかる各種施策の実施による効果を見込んで2030年度の目標値を設定。		
【外部要因】	自然災害等による変動		
【他の関係主体】	物流事業者(鉄道事業者、海運事業者を含む)等		
【重要政策】	・交通政策基本計画(令和8年1月16日) ・総合物流施策大綱(令和3年6月15日) ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり		
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局物流政策課		
【関係課】	①鉄道局総務課貨物鉄道政策室 ②海事局内航課、海事局総務課企画室		

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(34) 環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進によるCO2排出削減量(平成25年度比)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	181万t-CO2 (令和12年度)
【指標の定義】	内航船舶の平成25年度比CO2排出削減量(単位: 万t-CO2/年)		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>効率的で安定した国内海上輸送の確保と同時に、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき求められている内航船舶からのCO2排出量の削減目標を踏まえると、革新的省エネ技術の導入支援等による各種支援施策を講じることで、環境負荷低減に資する内航船舶への代替建造等を促進していく必要がある。</p> <p>業績目標としては、地球温暖化対策計画での見込み排出削減量である令和12年度181万t-CO2/年(平成25年度比)が最適であるため、この数値の達成を目標とする。</p>		
【外部要因】	景気の動向		
【他の関係主体】	民間事業者(事業主体)		
【重要政策】	<p>・地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定) 船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省CO2船舶の普及促進に加えて、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した運航効率化にも資する船舶、バイオ燃料を活用した船舶、ゼロエミッション船等(水素・アンモニア燃料船、水素燃料電池船、バッテリー船、LNG燃料船、メタノール燃料船等)の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船等の国内生産設備の整備・増強を推進する。</p> <p>・海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定) 内航海運においては、地球温暖化対策計画の目標達成等に向けて、更なる省エネを追求した船舶等の導入を進めるとともに、LNG燃料船、水素燃料電池船等の実証・導入等の先進的な取組を促進する。</p> <p>・総物流施策大綱(2021年度～2025年度)(令和3年6月15日閣議決定) 我が国の温室効果ガス削減の目標、さらには2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現という目標の達成に向け、物流産業においてサプライチェーン全体での環境負荷の低減の観点から、鉄道や海運へのモーダルシフトの推進など更なる物流の効率化、自動車や鉄道、船舶・航空・物流施設における低炭素化・脱炭素化の促進等を通じて、地球環境の持続可能性の確保に貢献する。</p> <p>・GX2040ビジョン(令和7年2月18日閣議決定) 国際海運2050年CNの実現、地球温暖化対策計画の目標達成等に向けて、建造促進支援に加えて、内外航のゼロエミッション船等の普及に必要な導入促進支援制度の検討及び国際ルール作り等の主導を含む環境整備を進めることにより、海産産業の競争力強化を推進するとともに、ゼロエミッション船等の普及の拡大を図る。</p>		
【備考】			
【担当課】	海事局内航課		
【関係課】	海事局総務課企画室 海事局海洋・環境政策課		

業績指標登録票

【政策目標】	3 地球環境の保全		
【施策目標】	9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		
【業績指標】	(35) 上下水道分野における温室効果ガス排出削減量 ①水道 ②下水道	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①3.2万トンCO ₂ (令和4年度) ②80万トンCO ₂ (令和4年度)	①21.6万トンCO ₂ (令和12年度) ②208万トンCO ₂ (令和12年度)
【指標の定義】	上下水道における省エネ・創エネ・再エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減量		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>地球温暖化対策計画の目標として設定。前提は以下。</p> <p>①水道 全国の水道事業者等を対象とし、省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施状況に係る調査を実施 ・各事業者における省エネルギー量及び再生可能エネルギー量を合算して全体量を算出 ・国が、水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の導入を支援することによる効果を加算 ・省エネルギー量については、エネルギー使用の合理化分、再生可能エネルギー量については、再生可能エネルギー設備における発電分、CO₂排出量が削減されると想定</p> <p>②下水道 下水汚泥エネルギー化率を2025年に35%（社会資本整備重点計画における目標値である下水道バイオマスリサイクル率から緑農地利用分を除いたもの）、2030年に37%まで増加 ・下水処理場における省エネの取組進展 ・その他再生可能エネルギー（太陽光・小水力・風力）の継続的増加 ・2013年度の全電源平均の電力排出係数：0.57kgCO₂/kWh（出典：電気事業における環境行動計画（電気事業連合会）） ・2030年度の全電源平均の電力排出係数：0.25kgCO₂/kWh（出典：2030年度におけるエネルギー需給の見通し） ・高温焼却化率2030年に100% ・下水汚泥固形燃料化施設及びターボ炉導入の視点</p>		
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度におけるバイオマス由来のメタン発酵ガス、太陽光発電等による発電電力買取の価格・期間の変更、地球温暖化係数の変更等 		
【他の関係主体】	地方公共団体（事業主体）		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定） 第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定） 第6次社会資本整備重点計画（令和8年1月16日）別紙に記載あり 国土交通省環境行動計画（令和7年6月20日改定） 水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標（令和3年12月内閣官房水循環政策本部事務局） 		
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局上下水道企画課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
【業績指標】	(36) 台風予報の精度(台風中心位置の予報誤差)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		178km (令和2年～令和6 年の平均値)	100km以下 (令和8年～令和 12年の平均値)
【指標の定義】	72時間先の台風中心位置の予報誤差（台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離）を、当該年を含む過去5年間で平均した値。		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測の基本である台風中心位置の予測をはじめとした台風予報の精度の改善が必要である。この改善を測定する指標として、72時間先の台風中心位置の予報誤差を用いる。</p> <p>同指標について、令和7年(2025年)までの5年間平均は179kmである。令和12年(2030年)に向けた改善については、交通政策審議会気象分科会提言「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」(平成30年(2018年)8月)、第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月閣議決定)等において、「現在の科学技術で実現可能な最高水準の目標値」として「令和12年までの5年間平均で100km以下」を掲げ、その達成に向けて取組を進めているところである。これらを踏まえて、本業績指標の令和12年の目標値としても、現在の科学技術で実現可能な最高水準の値である100km以下とする。</p> <p>本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報モデルを改善することが重要となる。また、初期値の精度も予測の精度に大きく影響することから、観測データの利用状況やデータ同化システムを改善することが重要となる。新規観測データの利用及び高度利用等の改善を行うとともに、将来に向けた全球数値予報モデル(GSM)の水平高分解能化等の開発を進めるほか、AI技術も活用する。</p> <p>また、数値予報技術の開発と並行して、台風中心位置の予報に利用している各国の数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価を実施するとともに、AI技術の活用も含めた予報資料の利用手法の改善などの予報作業の改善を通じて、台風予報精度の一層の向上を図る。</p> <p>なお、台風による被害の一層の軽減を図るため、台風予報の精度の改善に加えて、令和12年までに台風情報を高度化し、早めの備えを促す情報や台風の特徴を伝えるきめ細かな情報を提供する計画である。</p>		
【外部要因】	自然変動(台風の進路予想に影響を与える台風及び環境場の特性の変化)		
【他の関係主体】			
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・交通政策審議会気象分科会提言「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」(平成30年8月20日) ・交通政策審議会気象分科会「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」の補強(令和7年6月27日) ・第1次国土強靱化実施中期計画の重要業績評価指標(令和7年6月6日閣議決定) ・第6次社会資本整備重点計画のKPI(令和8年1月16日閣議決定) 別紙に記載あり ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定) 		
【備考】			
【担当課】	気象庁大気海洋部業務課		
【関係課】	気象庁大気海洋部気象リスク対策課 気象庁大気海洋部予報課 気象庁情報基盤部数値予報課		

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
【業績指標】	(37)次期静止気象衛星及び次々期静止気象衛星の整備 (契約・基本設計審査・詳細設計審査・構成品製造完了・統合作業・打ち上げ・運用開始の7工程)の進捗率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		14% (令和6年度)	71% (令和12年度)
【指標の定義】	次期静止気象衛星の整備における契約・基本設計審査・詳細設計審査・構成品製造完了・統合作業・打ち上げ・運用開始の7工程、次々期静止気象衛星の整備における同7工程の全14工程の進捗を割合として表した値である。		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>令和12年度(2030年度)の次期静止気象衛星運用開始に向けて、令和5年(2023年)に着手した衛星の製作を進めるとともに、衛星の打ち上げや運用等に係る検討・作業を進める。</p> <p>衛星は宇宙空間に打ち上がった後は修理することが不可能であるため、障害が発生しないように長期間をかけて慎重に設計・製造・試験といった地上での作業を進めていく必要がある。そのための中間目標として、令和6年度(2024年度)を目的に衛星に関する基本設計の決定、令和7年度(2025年度)を目的に衛星の最終的な設計審査の通過を目指す。</p> <p>また、衛星の打ち上げに向けて、ロケットに搭載するための条件の確認等の綿密な調整が必要となる。打ち上げ後は衛星を所定の静止軌道に投入し、その後は静止軌道上での試験として機能・性能の確認や必要な調整を行うこととなる。そのため、令和12年度にかけて衛星本体やセンサ等の統合作業、衛星打ち上げに向けた作業等を実施する。</p> <p>また、2機体制による安定した衛星観測を維持するため、次々期静止気象衛星について、令和10年度(2028年度)から整備に着手し、上記と同様の工程を経て令和16年度(2034年度)から運用開始することを目指す。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・宇宙基本計画(令和5年(2023年)6月13日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年(2025年)6月13日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和7年(2025年)6月13日閣議決定) ・交通政策審議会気象分科会提言「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」(平成30年(2018年)8月) ・静止気象衛星に関する懇談会「とりまとめ」(令和5年7月) ・交通政策審議会気象分科会『「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」の補強』(令和7年6月27日) ・第1次国土強靱化実施中期計画の重要業績評価指標(令和7年6月6日閣議決定) ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年(2026年)1月16日閣議決定) 別紙に記載あり ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定) 		
【備考】			
【担当課】	気象庁情報基盤部情報政策課		
【関係課】	気象庁情報基盤部気象衛星課		

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
【業績指標】	(38) 地震・火山観測施設の耐災害性強化 ①地震観測施設の耐災害性強化(停電対策が必要な箇所:663か所)の完了率 ②火山観測施設の耐災害性強化(停電対策が必要な箇所:61か所)の完了率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①41% ②11% (令和6年度)	①67% ②52% (令和12年度)
【指標の定義】	地震観測施設(多機能型地震観測装置及び震度観測装置663か所)及び火山観測施設(火山総合観測装置61か所)について、耐災害性強化を完了した割合。		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>ひとたび発生すると甚大な被害をもたらす大規模地震や大規模噴火等の大規模災害から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。この観点から、防災インフラの整備・管理を着実に進めることとされており、「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年(2025年)6月6日閣議決定)においても、地震・津波・火山観測体制等の更なる強化に取り組むこととされている。</p> <p>このため、全国の地震観測施設や火山観測施設について、大規模災害時の停電が長期化した場合にも、非常用の電源の枯渇状況等を把握し、必要な観測点に適時にバッテリー交換等を実施できるよう、リモートでの電源管理やバッテリー残量の把握等が出来る機器へ更新し観測点の耐災害性の強化を行う。</p> <p>特に、老朽化が進む観測点や活動が活発な火山に設置している観測点等を優先して行うこととし、令和12年度(2030年度)までに地震観測施設は67%の観測点、火山観測施設は52%の観測点について、令和15年度(2033年度)までに対象としている全ての観測点について、耐災害性を向上させることを目指す。</p> <p>これにより、大規模災害で広範囲に停電が発生した場合においても、地震・火山観測を継続し、住民避難や防災対応等に必要な緊急地震速報、津波警報や噴火警報等を適切に発表できる体制を維持する。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定) ・「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(令和7年7月中央防災会議決定) ・「第6次社会資本整備重点計画」(令和8(2026年)1月16日閣議決定)別紙に記載あり 		
【備考】			
【担当課】	気象庁地震火山部管理課		
【関係課】	気象庁地震火山部地震火山技術・調査課		

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		
【業績指標】	(39)陸域における主要活断層帯の活断層図(全300面)の整備完了率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		79% (令和5年度)	100% (令和11年度)
【指標の定義】	<p>自然災害リスクの把握に資する地理空間情報として国土地理院が整備している各種防災地理情報のうち全国活断層帯情報(活断層図)の整備面数を因子とし指標を設定する。</p> <p>活断層図の整備計画面数を分母とし、整備した活断層図の面数を分子として整備率を算出する。</p> <p>整備完了率(%) = (活断層図の整備済みの面数) / (活断層図の整備計画面数) × 100</p> <p>初期値 79% = (238面 / 300面) × 100 目標値 100% = (300面 / 300面) × 100</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>地震調査研究推進本部が選定する主要活断層帯(平成30年2月現在、114断層帯)のうち陸域に存在するものを包括する範囲の面数「300面」を整備計画面数とする。このうち、令和5年度末時点で238面が整備済みであるため、初期値は79%となる。また、令和11年度末までに残りの全てを整備することを目標とするため、目標値は100%となる。</p>		
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・地震調査研究推進本部が行う主要活断層帯の選定内容の変更 ・活断層に起因する大規模地震の発生 ・新たな活断層の発見及び活断層に関する新たな知見の出現 		
【他の関係主体】	地震調査研究推進本部(主要活断層帯の選定の主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり ・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日) 		
【備考】			
【担当課】	国土地理院総務部政策課		
【関係課】	国土地理院企画部企画調整課 国土地理院応用地理部企画課		

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(40)広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園(約1,500か所)における災害時に活用可能な給水施設の確保率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		28% (令和4年度)	50% (令和12年度)
【指標の定義】	分母: 地域防災計画に位置付けられた広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる都市公園 分子: 耐震性貯水槽又は非常用井戸が整備された都市公園		
【目標設定の考え方・根拠】	トイレトレーラーの活用等のソフト施策の実施も考慮し、ハード整備による機能の確保の目標を50%と設定。近年の整備実績を踏まえ、その2倍程度のペースで整備を加速化させつつ、国土強靱化実施中期計画に基づく対策による前倒しを想定して目標値、目標時期を設定。		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり		
【備考】			
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(41)著しく危険な密集市街地の面積の解消率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		77% (令和6年度)	100% (令和12年度)
【指標の定義】	<p>密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、又は道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な地震時等に著しく危険な密集市街地(危険密集市街地)の面積の解消率 (分子)危険密集市街地の解消面積(4,543ha) (分母)平成23年度末における危険密集市街地の面積(5,890ha) (※1) ※1 令和2年度に追加された危険密集市街地の面積(145ha)を含む。</p> <p>【初期値(令和6年度)】 77% = 4,543ha / 5,890ha</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・「住生活基本計画」(令和8年3月改定予定)において登録予定の成果指標・目標から設定するもの。 ・「住生活基本計画」(平成23年3月閣議決定)において、平成23年度末で全国に約6,000haあった「地震時等に著しく危険な密集市街地」(以下、「危険密集市街地」という。)について、その解消を目標とする指標を初めて設定し、その後の計画改定においても継続的に位置付けてきたところ。改定前の計画では、危険密集市街地の残存面積を指標としていたが、危険密集市街地の解消状況を的確に把握するという趣旨で、解消率を指標とすることとした。 ・本指標の目標は、「住生活基本計画」(平成23年3月閣議決定)においては、平成32年度に危険密集市街地を概ね解消するという目標であったが、令和3年3月の改定において、危険密集市街地を概ね解消する目標年次を10年間延長し、令和12年度末としたところ。</p>		
【外部要因】	<p>目的達成には、地方公共団体による市街地整備および老朽住宅の建替え等を進める必要があるが、それらは高齢化の進展や経済状況等に影響される。</p>		
【他の関係主体】	<p>地方公共団体、都市再生機構等(事業主体)</p>		

【 重 要 政 策 】

・国土強靱化基本計画の変更(令和5年7月28日)(第3章国土強靱化の推進方針 2施策分野ごとの国土強靱化の推進方針(2)住宅・都市地震等に対し著しく危険な密集市街地の解消に向けた取組を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置(消防水利、防災備蓄倉庫等)や防災マップの作成、消火・避難訓練の実施等のソフト対策を強化していく。

・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日)(第2章 重点的に取り組むべき対策 1激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 (1)人命・財産の被害を防止・最小化するための対策)
地震時等に著しく危険な密集市街地対策

・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日)(第4章 推進が特に必要となる施策 1施策の内容(4)災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化 1)南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震対策の推進 ②) 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進

・住生活基本計画(全国計画)の全部変更(令和3年3月19日閣議決定)(第2 目標2)
地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化

・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)「別紙に記載あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】 都市局都市安全課、住宅局市街地建築課市街地住宅整備室

【 関 係 課 】 都市局市街地整備課
都市局街路交通施設課
都市局公園緑地・景観課
住宅局住宅総合整備課住環境整備室
住宅局市街地建築課

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(42)①住宅の耐震化率* ②要緊急安全確認大規模建築物の耐震性不足解消率* ③避難路沿道建築物(要安全確認計画記載建築物)の耐震性不足解消率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
①90%(令和5年) ②92.9%(令和5年) ③43.6%(令和5年)	①耐震性が不十分なものをおおむね解消(令和17年) ②耐震性の不十分なものをおおむね解消(令和12年) ③60%(令和12年)		
【指標の定義】			
<p>①居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているもの(※1)の割合</p> <p>②耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等(令和5年度末時点)のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合(公表された要緊急安全確認大規模建築物棟数のうち、耐震性のある建築物棟数+耐震性が不十分な建築物の解消棟数の割合)</p> <p>③緊急輸送道路の一部等(約9,000km)の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの(令和6年4月1日時点)のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合(公表された避難路沿道建築物(要安全確認計画記載建築物)のうち、耐震性のある建築物棟数+耐震性が不十分な建築物の解消棟数の割合)</p> <p>(※1)新耐震基準(昭和56年6月1日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準)で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの</p> <p>(※2)平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、法令により規定されたもの。</p> <p>(※3)地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物</p> <p>【初期値(基準年度)】①約5,000万/約5,570万=約90%(令和5年) ②10,646/11,464=約89%(令和5年) ③3,181/7,291=約43.6%(令和5年)</p>			
【目標設定の考え方・根拠】			
<p>①令和5年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取り組みがなされることを求めるとともに、従来設定されていた目標(令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消)を5年間スライドさせて設定。(第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)等)</p> <p>②耐震診断義務付け対象建築物のうち、地方公共団体の方針に左右されず、国全体としてフォローすることが適切な要緊急安全確認大規模建築物について設定するとともに、耐震性が不十分な建築物の解消に有効な除却や建替えも反映した指標とするため、従来設定されていた耐震化率ではなく耐震性不足解消率を指標として設定。目標は、従来の耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率で設定されていた耐震性が不十分なものをおおむね解消を踏襲するとともに目標年を5年スライドさせて設定。(第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)等)</p> <p>③令和5年の耐震性不足解消率や過去の耐震化実施状況を踏まえて、目標を設定(第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)等)</p> <p>※①については、令和7年4月の社会資本整備審議会建築分科会において報告</p> <p>※②については、令和6年11月の建築物事故・災害対策部会において報告</p>			
【外部要因】			
住宅・建築物の耐震改修等のペースに影響する建築費の高騰等の経済状況等の変化			
【他の関係主体】			
地方公共団体、耐震改修支援センター等			

<p>【 重 要 政 策 】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)の目標において、令和17年までに居住世帯のある住宅のストック総数のうち、耐震性が不十分な住宅のうち耐震性が不十分なものをおおむね解消すること、令和12年までに耐震診断が義務付けられた、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者等が利用する大規模建築物等(11,464棟(令和5年度末時点))のうち耐震性が不十分なものをおおむね解消すること、令和12年までに緊急輸送道路の一部等(約9,000km)の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの(7,291棟(令和6年4月1日時点))のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合を60%とすることとされている。 ・「社会資本整備重点計画」(令和8年1月16日閣議決定)別紙に記載あり ・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号、令和7年7月改正施行。)において、令和17年までに耐震性が不十分な住宅を、令和12年までに耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物物を、それぞれおおむね解消するとの目標を掲げている。
<p>【 備 考 】</p>	
<p>【 担 当 課 】</p>	<p>住宅局建築指導課</p>
<p>【 関 係 課 】</p>	<p>住宅局市街地建築課市街地住宅整備室、住宅局住宅生産課、住宅局住宅経済・法制課住宅金融室、住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)</p>

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	11 住宅・市街地の防災性を向上する		
【業績指標】	(43)給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設(約35,000か所)のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		9% (令和5年度)	30% (令和12年度)
【指標の定義】	分子:対象全重要施設のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている箇所数 分母:給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設の箇所数		
【目標設定の考え方・根拠】	令和6年能登半島地震での被害を踏まえ、災害時においても従前どおり水の使用を可能とするためには、水道と下水道の両方の機能を確保することが重要であり、事前に水道事業者等(水道用水供給事業者を含む。)と下水道管理者の間で調整を行い、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の耐震化を計画的・重点的に進める必要がある。上下水道一体で耐震化を推進するため、全ての水道事業者等及び下水道管理者に対して策定を要請した「上下水道耐震化計画」に基づき、目標設定を行っている。		
【外部要因】	地中埋設物関係者や地元との調整状況		
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体) 水道事業者等(事業主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日) 第4章 推進が特に必要となる施策 <ul style="list-style-type: none"> 1 施策の内容 <ul style="list-style-type: none"> (2)経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化 2)南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震対策等の推進 ③ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和7年7月1日) 第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策 第1節 地震対策 <ul style="list-style-type: none"> 4 ライフライン・インフラ施設の耐震化等 <ul style="list-style-type: none"> ③ 上下水道施設の耐震化 		
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局 水道事業課、下水道事業課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
【業績指標】	(44)気候変動を踏まえた洪水に対応(必要な流下能力を確保)した国管理河川(約1,500万m ³ /s・km)の整備完了率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		31% (令和5年度)	39% (令和12年度)
【指標の定義】	<p>【分子】国管理河川の現状の流下能力 【分母】国管理河川の気候変動を踏まえた洪水に対応するために必要な流下能力(約1,500万m³/s・km)</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「第1次国土強靱化実施中期計画」等により、令和12年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から目標値を設定。 【第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)に位置づけられた重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)】</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	<p>・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日) 「災害外力・耐力の変化」「社会状況の変化」「事業実施環境の変化」という3つの変化に対応し、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理のため、将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水の加速化・深化、盛土の安全対策、官民で取り組む港湾の協働防護、次期静止気象衛星等を活用した線状降水帯・台風・洪水・土砂災害・高潮等の予測精度向上等の防災気象情報の高度化、森林整備・治山対策等を推進する。</p> <p>・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日) 地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。</p> <p>・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日) 推進施策10 流域治水対策(河川、砂防、下水道、海岸)【国土交通省・農林水産省】</p> <p>・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり</p>		
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局治水課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
【業績指標】	(45)まちづくり等と一体となった砂防関係施設(約36,000箇所)の整備完了率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		31% (令和5年度)	41% (令和12年度)
【指標の定義】	【分子】まちづくり等と一体となった砂防関係施設の整備による被害軽減が図られた箇所数 【分母】まちづくり等と一体となった砂防関係施設の整備により被害軽減を図る箇所数(約36,000箇所)		
【目標設定の考え方・根拠】	「第1次実施中期計画」等により、令和12年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 【第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)に位置づけられた重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)】		
【外部要因】			
【他の関係主体】	地方公共団体		
【重要政策】	<p>・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日)「災害外力・耐力の変化」「社会状況の変化」「事業実施環境の変化」という3つの変化に対応し、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理のため、将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水の加速化・深化、盛土の安全対策、官民で取り組む港湾の協働防護、次期静止気象衛星等を活用した線状降水帯・台風・洪水・土砂災害・高潮等の予測精度向上等の防災気象情報の高度化、森林整備・治山対策等を推進する。」</p> <p>・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」</p> <p>・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日)「第4章 推進が特に必要となる施策」 ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり</p>		
【備考】			
【担当課】	水管理・国土保全局砂防部砂防計画課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	4 水害等災害による被害の軽減		
【施策目標】	12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		
【業績指標】	(46)浸水実績地区等(全国約37万ha(令和5年度末時点))における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		5% (令和5年度)	12% (令和12年度)
【指標の定義】	<p>【分子】対策を実施した面積</p> <p>【分母】気候変動の影響による降雨量の増加を踏まえた降雨に対し、下水道によるハード対策に加え、多様な主体との連携等による浸水対策が必要な面積 (人口・資産集積地区のうち浸水リスクの高いエリアが対象)</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「第1次国土強靱化実施中期計画」等により、令和12年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定</p> <p>【第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)に位置づけられた重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標(KPI)】</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)		
【重要政策】	<p>・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日)「気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災・老朽化対策を含む国土強靱化の取組を切れ目なく推進する。「国土強靱化基本計画」に基づき必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。</p> <p>「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を着実に推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める。その際は、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を適切に反映し、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。」</p> <p>・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日)「気候変動に伴い激甚化・頻発化する大雨や台風、大雪等によってもたらされる気象災害に対し、「適応」と「緩和」の両面から対策を進める。「氾濫を防ぐ・減らす対策」「被害対象を減らす対策」「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」から成る「流域治水」の取組をハード・ソフトの両面から関係府省庁の枠を越えて一体的に推進するとともに、気候変動対策の国際的な潮流やネイチャーポジティブの考え方を踏まえ、豊かな自然の恵みをいかすグリーンインフラの活用を積極的に推進する。</p> <p>・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり</p>		
【備考】			
【担当課】	上下水道審議官G大臣官房参事官(上下水道技術)付		
【関係課】			

業績指標登録票

【 政策目標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施策目標 】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
【 業績指標 】	(47) 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応(必要な堤防高を確保)した海岸堤防等(延長約2,700km)の整備完了率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		51% (令和5年度)	58% (令和12年度)
【 指標の定義 】	(現状の海岸保全施設整備により確保した堤防整備量) / (気候変動を踏まえた高潮・津波を防護するために必要な堤防整備量(延長約2,700km × 計画堤防高m)) × 100		
【 目標設定の考え方・根拠 】	気候変動の影響を踏まえれば、今後、高潮の発生頻度が増加する可能性がある。また、近い将来発生が予測される南海トラフ地震等の大規模地震において、それに伴う津波の発生が想定される。 このため、引き続き、設計対象の津波・高潮に対し必要な高さを満たさない施設について集中的に海岸保全施設の嵩上げ等の整備を実施するとともに、気候変動による影響を踏まえた海岸保全施設の嵩上げ等の整備を実施していく。 目標値は、第一次国土強靱化実施中期計画及び第6次社会資本整備重点計画と整合を図り、各計画の目標年度である令和12年度末までに想定される整備状況より設定する。		
【 外部要因 】			
【 他の関係主体 】	農林水産省、地方公共団体等(事業実施主体)		
【 重要政策 】	<p>・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日)「第3章に記載あり」 地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。</p> <p>・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)「Ⅱ-2. 暮らしと経済の礎となる防災・減災、国土強靱化に記載あり」</p>		
【 備考 】			
【 担当課 】	水管理・国土保全局海岸室、港湾局海岸・防災課		
【 関係課 】			

業績指標登録票

【 政策目標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施策目標 】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
【 業績指標 】	(48)高潮浸水想定区域が指定されている市区町村(全国213市区町村(令和5年度末時点))のうち、最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0% (令和5年度)	100% (令和12年度)
【 指標の定義 】	高潮浸水想定区域が指定されている市区町村(全国約213市区町村(令和5年度末時点))のうち、最大クラスの高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合		
【 目標設定の考え方・根拠 】	令和5年度末時点で高潮浸水想定区域が指定されている市区町村について、令和8年度以降に住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を令和12年度までに実施することを目標に設定		
【 外部要因 】			
【 他の関係主体 】	地方公共団体(事業主体)		
【 重要政策 】	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針(令和7年10月21日) 「万一、大規模な自然災害…が生じた場合、国民の生命と財産を守ることを第一に、政府一体となって、機動的かつ柔軟に全力で対処する。」 ・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日) 地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。 ・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日)「第4章 推進が特に必要となる施策」 ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり 		
【 備考 】	目標年度以降も高潮浸水想定区域の指定が進む予定であるため、引き続きハザードマップの作成・公表や住民の防災意識向上につながる訓練の実施を推進していく。		
【 担当課 】	水管理・国土保全局河川環境課		
【 関係課 】			

業績指標登録票

【 政策目標 】	4 水害等災害による被害の軽減		
【 施策目標 】	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		
【 業績指標 】	(49)津波災害警戒区域が指定されている市区町村(全国436市区町村(令和5年度末時点))のうち、最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0% (令和5年度)	100% (令和12年度)
【 指標の定義 】	津波災害警戒区域が指定されている市区町村(全国約436市区町村(令和5年度末時点))のうち、最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合		
【 目標設定の考え方・根拠 】	令和5年度末時点で津波災害警戒区域が指定されている市区町村について、令和8年度以降に住民の防災意識向上につながる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を令和12年度までに実施することを目標に設定		
【 外部要因 】			
【 他の関係主体 】	地方公共団体(事業主体)		
【 重要政策 】	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針(令和7年10月21日) 「万一、大規模な自然災害…が生じた場合、国民の生命と財産を守ることを第一に、政府一体となって、機動的かつ柔軟に全力で対処する。」 ・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日) 地震、津波、洪水、内水、高潮、豪雪、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫等の自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、砂防設備、治山施設・保安林の整備等のハード対策と、災害ハザードエリアからの移転等土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、災害関連情報の共有プラットフォームの整備・活用、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせ、総合的に地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。 ・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日)「第4章 推進が特に必要となる施策」 ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり 		
【 備考 】	目標年度以降も津波災害警戒区域の指定が進む予定であるため、引き続きハザードマップの作成・公表や住民の防災意識向上につながる訓練の実施を促進していく。		
【 担当課 】	水管理・国土保全局河川環境課		
【 関係課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
【業績指標】	(13)【再掲】ホームドアの整備番線数 * ((i) 鉄軌道駅全体、(ii) 平均利用者1日10万人以上の駅)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		(i) 2,647番線(令和5年度) (ii) 559番線(令和5年度)	(i) 4,000番線(令和12年度) (ii) 900番線(令和12年度)
【指標の定義】	公共交通移動等円滑化基準第20条第1項第6号及び第7号で定めるホームドア(注3)が設置されている番線数。 (注3) 可動式ホーム柵含む		
【目標設定の考え方・根拠】	移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和12年度までに、ホームドア又は可動式ホーム柵については、全鉄軌道駅について4,000番線、そのうち1日あたりの平均的な利用者数が10万人以上の鉄軌道駅について900番線を整備することを目標としていることを踏まえ、設定したもの。		
【外部要因】			
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)、公共交通事業者(事業主体)		
【重要政策】	<p>・交通政策基本計画(令和8年1月16日) バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における第4次整備目標(目標期間:2026年度から2030年度)において、鉄軌道駅におけるホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数や、鉄軌道車両、ノンステップバス、空港アクセスバス、旅客船のバリアフリー化率の目標を引き上げたことを踏まえ、バリアフリー整備をより一層推進する。</p> <p>・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり。</p>		
【備考】			
【担当課】	鉄道局都市鉄道政策課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
【業績指標】	(50) ①首都直下地震又は南海トラフ地震により震度6強以上が想定される地域等の主要鉄道路線等の駅、高架橋等(約30,000か所)の耐震化率* ②重い桁荷重を支えるラーメン橋台(約1,100か所)の耐震化率(新幹線鉄道以外)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①0% (令和6年度)	①33% (令和12年度)
		②26% (令和5年度)	②100% (令和9年度)
【指標の定義】	<p>①首都直下地震又は南海トラフ地震により震度6強以上が想定される地域等の主要鉄道路線等の駅、高架橋等(約30,000か所)の耐震化率(令和6年度時点で未補強であるものに限る)</p> <p>②重い桁荷重を支えるラーメン橋台(約1,100か所)の耐震化率(新幹線鉄道以外)(令和5年度当初に未補強であるものに限る)</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>切迫する南海トラフ地震、首都直下地震に備えて、防災・減災、国土強靱化の観点から地震時における鉄道網の確保を図るため、「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)に位置づけられた推進施策に準じた目標設定とする。</p> <p>指標①は首都直下地震又は南海トラフ地震により震度6強以上が想定される地域等の主要鉄道路線等の駅、高架橋等を対象に、耐震対策の完了割合を目標に設定。</p> <p>指標②は首都直下地震又は南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における、新幹線鉄道以外(在来線)の片道断面輸送量1日1万人以上の路線に存する、桁が大きく沈下、傾斜するような損傷が生じるおそれのあるプレストレスコンクリート桁を支えるラーメン橋台を対象に、耐震対策の完了割合を目標に設定。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	鉄軌道事業者		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定) ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日) ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日) 		
【備考】			
【担当課】	鉄道局施設課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
【業績指標】	(51)既往最大規模の降雨により浸水のおそれがある地下駅や電気設備等(約 1,000 か所)の浸水防止対策の完了率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		38% (令和5年度)	74% (令和12年度)
【指標の定義】	既往最大規模の降雨により浸水のおそれがある地下駅や電気設備等(約 1,000 か所)の浸水防止対策の完了率		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>防災・減災、国土強靱化の観点から、集中豪雨等から鉄道網の確保を図るため、「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)に位置づけられた推進施策に準じた目標設定とする。</p> <p>令和5年度までの施設検査の結果、既往最大規模の降雨により浸水のおそれがある地下駅や電気設備等を対象に、浸水対策の完了割合を目標に設定。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	鉄軌道事業者		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定) ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日) ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日) 		
【備考】			
【担当課】	鉄道局施設課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	
【業績指標】	(52)100万飛行時間当たりの航空事故発生率 ①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率(最大離陸重量5.7tを超える固定翼機で定期便を運航する事業者であって、定期便に使用する機材での運航に限る。)* ②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者に係る航空事故発生率(①の事業者による定期便に使用しない機材での運航を含む。) ③国、地方公共団体に係る航空事故発生率 ④個人に係る航空事故発生率	業績目標
		初期値 (基準年度)
		①0.67 ②16.20 ③16.45 ④152.04 (H25～29年の5ヶ年平均値の7%減)
		①0.34以下 ②8.10以下 ③8.23以下 ④76.02以下 (令和14年)
【指標の定義】	①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) (最大離陸重量5.7tを超える固定翼機で定期便を運航する事業者であって、定期便に使用する機材での運航に限る。) ※チャーター便、航空機使用事業における運航等の定期便以外の運航、及び乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。 ②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) (①の事業者による定期便に使用しない機材での運航を含む。) ※乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。 ③国、地方公共団体に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) ④個人に係る航空事故発生率(100万運航時間あたり) ※滑空機、超軽量動力機を含まない。	
【目標設定の考え方・根拠】	航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、各指標に係る航空事故発生率に対して、2018年(平成30年)の現行の計算による目標値(平成25年～29年の5ヶ年平均値の7%減)を起点として、15年間で50%減とする安全目標を設定する。なお、5年毎に結果を評価し、安全目標設定の適切性のレビューを行うこととする。	
【外部要因】	気象条件	
【他の関係主体】		
【重要政策】	・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定)	
【備考】		
【担当課】	航空局安全部安全企画室	
【関係課】	航空局安全部航空安全推進室、航空局安全部安全政策課、運輸安全委員会事務局総務課	

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		
【業績指標】	(53)商船の海難船舶隻数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		386隻 (平成23年～27年 の平均海難隻数)	254隻未満 (令和8年)
【指標の定義】	我が国周辺で発生する商船(旅客船、貨物船及びタンカー)の海難隻数の合計 ただし、本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>第11次交通安全基本計画第2部(海上交通の安全)における目標(我が国周辺で発生する船舶事故隻数(本邦に寄港しない外航船舶によるものを除く。以下同じ。)を第9次計画期間の年平均(2,256隻)から令和7年までに1500隻未満を目指す。)に準じた目標設定とする。</p> <p>第11次計画では第9次計画の年平均船舶事故隻数の約34%削減を目標としていることから、商船(旅客船、貨物船及びタンカー)に係る第9次計画期間の年平均船舶事故隻数386隻から約34%削減した254隻未満を目標とする。</p>		
【外部要因】	台風・異常気象下における海難		
【他の関係主体】			
【重要政策】	・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日中央交通安全対策会議)		
【備考】			
【担当課】	海事局安全政策課		
【関係課】	大臣官房運輸安全監理官 運輸安全委員会事務局総務課		

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する		
【業績指標】	(54)緊急輸送道路(約110,000km)上の橋梁(約65,000橋(令和5年度末時点))の耐震化率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		82% (令和5年度)	88% (令和12年度)
【指標の定義】	緊急輸送道路上の15m以上の橋梁の箇所数のうち、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の割合		
【目標設定の考え方・根拠】	過去の実績より、橋梁耐震化の進捗状況の傾向を踏まえ設定。		
【外部要因】			
【他の関係主体】	高速道路会社(事業主体) 地方公共団体(事業主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)の指標・目標値を引用 ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)の指標・目標値を引用 		
【備考】			
【担当課】	道路局環境安全・防災課道路防災対策室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する		
【業績指標】	(55)通学路における歩道等の整備率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		53% (令和6年度)	55% (令和12年度)
【指標の定義】	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条に基づき指定された通学路延長のうち、歩道等の整備延長の割合		
【目標設定の考え方・根拠】	過去の実績(2%増/5年)等を踏まえて目標値を設定。		
【外部要因】	地方公共団体の取組状況により影響あり		
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)の指標・目標値を引用 ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)の指標・目標値を引用 		
【備考】			
【担当課】	道路局環境安全・防災課道路交通安全対策室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	15 道路交通の安全性を確保・向上する		
【業績指標】	(56)踏切事故件数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		— (令和3年度～令和7年度の平均)	初期値比約1割低下 (令和8年度～令和12年度の平均)
【指標の定義】	全国の踏切における踏切事故件数		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>過去の実績(約1割低下/5年)等を踏まえて目標値を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)の指標・目標値を引用 ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)の指標・目標値を引用 		
【外部要因】	踏切道の交通量、列車本数、利用者		
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)、鉄軌道事業者		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)「第3章に記載あり」 ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)の指標・目標値を引用 		
【備考】			
【担当課】	道路局 官房参事官(道路交通連携)		
【関係課】	鉄道局施設課 都市局街路交通施設課		

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	16 自動車事故の被害者の救済を図る		
【業績指標】	(57)自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアの充実(訪問支援の実施割合(i)全体、(ii)新規認定者)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		(i)60.6% (平成27年度) (ii)86.5% (平成27年度)	(i)70.0% (毎年度) (ii)100% (毎年度)
【指標の定義】	<p>自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者(介護料受給資格者)宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援の実施割合。</p> <p>※介護料:自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給するもの。</p> <p>(i)初期値_平成26年度末介護料受給資格者数に対して60.6% 目標値_前年度末介護料受給資格者数に対して70%以上</p> <p>(ii)初期値_新規認定者に対して86.5% 目標値_新規認定者に対して100%</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>(i)令和4年度から令和8年度にかけての第5期中期目標期間においては、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化することとしており、介護料受給者各々に適した対応を行うことを目指す観点から、毎年度、前年度末の介護料受給資格者数の70%以上に対する訪問支援実施を目指すこととした。</p> <p>(ii)訪問支援業務の「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より適切な情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者の100%に対して訪問支援を提供することを目指すこととした。</p>		
【外部要因】	訪問支援実施にあたっての重度後遺障害者(介護料受給資格者)本人又は家族の意向		
【他の関係主体】			
【重要政策】	<p>・第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日)</p> <p>国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図るほか、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。(V. 第2. 1)</p>		
【備考】			
【担当課】	保障制度参事官室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	16 自動車事故の被害者の救済を図る		
【業績指標】	(58)自動車事故による重度後遺障害者に対するリハビリテーション機会確保の充実(リハビリテーションの提供を意欲的に取り組んでいる病院の受入実績)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		62人 (平成29年度～ 令和3年度の平均)	70人 (令和8年度)
【指標の定義】	自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者に対するリハビリテーションの提供に意欲的に取り組んでいる病院(重点支援病院)の受入実績(初期値:62人 目標値:70人)		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>自動車事故により重度の後遺障害を負われた方が、病院退院後に継続的なリハビリの提供を受けることは、在宅療養にてその機能を維持し、更なる改善につながり、ひいては自動車事故の被害者の救済を図るものである。</p> <p>そのため、令和4年度に短期入院協力病院(※)の中から、リハビリの提供に意欲的に取り組んでいる病院を重点支援病院として指定し、自動車事故による重度後遺障害者に対する支援の充実を図っているところであり、当該重点支援病院の受入実績について、制度創設前の平成29年度から令和3年度の平均人数は62人であるところ、令和8年度においては受入実績70人を目指すこととした。</p> <p>(※)短期入院協力病院:在宅重度後遺障害者の短期受入を行う病院であり、医師による診断、検査及び経過観察の他、介護技術等の介護者向けの指導等を受けることができるもの。</p>		
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車事故による重度後遺障害者に対してリハビリテーション機会の提供を継続することに対する病院の理解 ・自動車事故による重度後遺障害者の発生状況 ・自動車事故による重度後遺障害者の病院の利用状況 		
【他の関係主体】			
【重要政策】	<p>・第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年3月30日) 国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。</p> <p>・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日 中央交通安全対策会議決定) 交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから、引き続き、重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。(第1部 第1章 第3節 II7)</p>		
【備考】			
【担当課】	保障制度参事官室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	17 自動車の安全性を高める		
【業績指標】	(59)乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(交差点対応)の装着率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		41.6% (令和5年)	90% (令和11年)
【指標の定義】	<p>1年間に生産される乗用車のうち、乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(交差点対応)が装着される車両台数の割合。 分母: 総生産台数(R5年:3,668,806台) 分子: 乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(交差点対応)が搭載された車両の生産台数(R5年:1,526,439台)</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>車両安全対策の一環として乗用車の衝突被害軽減ブレーキ(交差点対応)の普及促進を図り、過去の装着台数実績より令和11年度までに90%の装着台数が見込まれるものとして設定したもの。</p>		
【外部要因】	交通安全思想の普及状況等		
【他の関係主体】			
【重要政策】	・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日)		
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局技術・環境政策課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	17 自動車の安全性を高める		
【業績指標】	(60)乗用車の対自転車衝突被害軽減ブレーキの装着率*	業績目標	
		初期値 (基準年)	目標値 (目標年)
		60.1% (令和4年)	90.0% (令和8年)
【指標の定義】	<p>1年間に販売される乗用車のうち、対自転車衝突被害軽減ブレーキの装着率。 分母:総生産台数(R4年:3,179,716台) 分子:対自転車衝突被害軽減ブレーキが搭載された車両の生産台数(R4年:1,910,954台)</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>これまでの衝突被害軽減ブレーキ(対車両及び対歩行者が中心)の普及の実績も踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定したもの。</p>		
【外部要因】	交通安全思想の普及状況等		
【他の関係主体】			
【重要政策】	・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日)		
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局技術・環境政策課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	17 自動車の安全性を高める		
【業績指標】	(61)自動運転サービス車両数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		11台 (令和7年度)	10000台 (令和12年度)
【指標の定義】	自動運転サービス車両数		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>自動運転は、地域を支えるバス・タクシーや、重要な社会インフラである物流を支えるトラックにおける担い手不足、交通事故削減などの社会課題を解決するうえで効果的であり、今後の我が国にとって必要不可欠である。このため、実証から事業化への移行を促進し、官民が一丸となって自動運転の開発・普及促進に積極的に取り組むため、全国のバス及びタクシー等の公共交通や、幹線輸送トラックにおける自動運転車両の目標台数を設定するもの。</p>		
【外部要因】	自動運転技術の開発状況や生産能力、自動運転に対する社会受容性		
【他の関係主体】	デジタル庁、経済産業省、警察庁、総務省、自動車運送事業者(車両導入主体)、自動車メーカー、地方公共団体等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定) ・デジタル行財政改革 取りまとめ2025(令和7年6月13日デジタル行財政改革会議決定) ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定) 		
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室		
【関係課】	物流・自動車局技術・環境政策課、旅客課、物流政策課、貨物流通事業課、安全政策課、保障制度参事官室		

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		
【業績指標】	(62)要救助海難の救助率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		96% (平成28年～令和2年の平均)	95%以上 (毎年)
【指標の定義】	<p>要救助者に対する救助成功者の割合 救助率 = (救助された乗船者数① + 救助された海中転落者数②) / (自力救助を除く要救助海難の乗船者数③ + 自力救助を除く乗船者の海中転落者数④)</p> <p>※初期値(96%) (95% + 96% + 96% + 96% + 95%) / 5 = 96%</p> <p>【内訳】 平成28年救助率: (①3132 + ②41) / (③3188 + ④140) = 95% 平成29年救助率: (①3720 + ②54) / (③3802 + ④138) = 96% 平成30年救助率: (①3236 + ②50) / (③3311 + ④123) = 96% 平成31年救助率: (①3426 + ②46) / (③3490 + ④122) = 96% 令和2年救助率: (①2998 + ②49) / (③3095 + ④126) = 95%</p> <p>※目標値 平成28年から令和2年までの間における実績を基に設定した値のため、実数の記載は不可能</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率を維持・向上する事が重要であることから、救助率95%以上を目標とする。なお、令和3年3月29日に決定された第11次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を、今後も95%以上に維持確保することが目標として掲げられている。</p> <p>※第11次交通安全基本計画決定前の5年間(平成28年～令和2年)の統計によれば、要救助海難に対する全体の救助率は96%と高い水準で推移しており、令和3年以降も95%以上に維持確保することを新たに目標とした。</p>		
【外部要因】	気象海象		
【他の関係主体】	防衛省、地方自治体、海事関係者、民間救助組織、医療関係者		
【重要政策】	<p>・第9次交通安全基本計画(平成23年3月31日閣議決定) 「要救助海難に対する全体の救助率は、今後も95%以上に維持確保する。」</p> <p>・第10次交通安全基本計画(平成28年3月11日閣議決定) 「海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから救助率95%以上とする。」</p> <p>・第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日閣議決定) 「海難における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから、救助率95%以上とする。」</p>		
【備考】			
【担当課】	海上保安庁警備救難部救難課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
【施策目標】	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		
【業績指標】	(99)【再掲】老朽化等対策が必要な航路標識(1,468か所)の整備完了率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		51% (令和5年度)	74% (令和12年度)
【指標の定義】	老朽化等対策が必要なか所のうち、整備を完了した割合を指標とする。(単位:%)		
	【初期値】51%=746か所/1468か所 【目標値】74%=1079か所/1468か所		
【目標設定の考え方・根拠】	老朽化した航路標識が暴風や波浪等の影響により、倒壊、損壊したことから、予防保全を目的として、長寿命化のための整備の必要性が高い1,468か所の航路標識を選定し、令和22年度に老朽化した航路標識の整備完了率100%を達成するために、令和12年度に達成すべき整備完了率を目標値に設定。		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)第3章、第4章(2) 推進施策33 「第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)別紙に記載あり 「第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)(第3章 基本的方針C 目標6 [109])		
【備考】			
【担当課】	海上保安庁交通部整備課		
【関係課】	海上保安庁交通部企画課		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	(63)港湾における激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策 ①全国の港湾(932港)のうち、大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク(港湾計画等に基づく耐震強化岸壁に加え、前面の水域施設、外郭施設、背後の荷さばき地や臨港交通施設等を含めた陸上輸送から海上輸送を担う一連の構成施設:464ネットワーク)の整備完了率 ②全国の国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び開発保全航路(140か所)のうち、遠隔かつ早期の現場監視体制を構築するための災害監視システム(みなとカメラ、強震計、海象計、潮位計、ドローン、利用可否判断のための事前解析のうち港湾等の特性に応じて必要となるもの)を緊急的に導入すべき港湾及び開発保全航路(123か所)における整備完了率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①35% (令和5年度) ②9% (令和6年度)	①43% (令和12年度) ②39% (令和12年度)
【指標の定義】			
①整備が完了した港内の海上交通ネットワーク／大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク ②遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった港湾等／災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等			
【目標設定の考え方・根拠】			
①「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)の指標・目標を引用 大規模地震発生時に、海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送の観点から、背後の道路網とも連携して、重要な施設(岸壁、臨港道路等)が、長期間にわたり供用できない事態を防止する。 ②「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)の指標・目標を引用 災害発生時に、現地確認が困難であることにより、応急措置、復旧作業、利用再開が遅延し、被害が拡大することを防止する。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 港湾管理者			

【 重 要 政 策 】

①

- ・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)
- (3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
 - 1) 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の巨大地震対策等の推進
 - ① 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化
 - ・港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発
- ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)
- Ⅱ-2. 暮らしと経済の礎となる防災・減災、国土強靱化
- 政策パッケージ: 激甚化・頻発化し、切迫する災害に対応した「事前防災」の加速化・深化
- 重点施策
 - ・港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発(地震対策)

②

- ・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)
- (3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化
 - 1) デジタル等新技術の活用による災害対応力の向上
 - ① 国の地方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等)
 - ・港湾における災害情報収集等に関する対策
- ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)
- Ⅱ-2. 暮らしと経済の礎となる防災・減災、国土強靱化
- 政策パッケージ: 新技術等を活用した災害対策の効率・効果の最大化
- 重点施策
 - ・港湾における災害情報収集等に関する対策

【 備 考 】

【 担 当 課 】 港湾局海岸・防災課

【 関 係 課 】

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化			
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する			
【業績指標】	(64)我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力(①京浜港、②阪神港)*	業績目標		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>初期値 (基準年度)</th> <th>目標値 (目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①週20万TEU ②週8万TEU (令和6年度)</td> <td>①週27万TEU以上 ②週10万TEU以上 (令和12年度)</td> </tr> </tbody> </table>	初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)			
①週20万TEU ②週8万TEU (令和6年度)	①週27万TEU以上 ②週10万TEU以上 (令和12年度)			
【指標の定義】	我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力			
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・国際コンテナ戦略港湾政策は、我が国と北米・欧州等を結ぶ国際基幹航路の維持・拡大を通じて、企業の立地環境を改善させ、我が国産業の国際競争力を強化し、ひいては雇用と所得の維持・創出を図るもの。</p> <p>・同政策の目標については、令和元年度に令和5年度を目標年次とする目標値を設定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により達成が困難となったことなどから、「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会(R5.2設置)」において検討が行われたところ、令和6年2月に公表された「最終とりまとめ」において、引き続き輸送力の堅持が必要とされ、これらを踏まえ令和10年度を目標年次とする目標値を設定した。第6次社会資本整備重点計画等においても、この目標を引き続き維持していくこととした。</p>			
【外部要因】	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ船の更なる大型化や船社間アライアンスの再編等、我が国の海運・港湾を取り巻く状況 ・輸出入貨物量に影響する景気動向、為替変動、世界情勢の変化 ・コンテナ運賃動向、諸外国港湾の混雑状況 			
【他の関係主体】	<ul style="list-style-type: none"> ・特定港湾運営会社 ・港湾管理者 			
【重要政策】	<p>●第4期 海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定) (P66)第2部5.(3)ウ 国際基幹航路の維持・拡大に向けて、国内外から貨物を集約する「集貨」、港湾背後への産業集積による「創貨」、コストや利便性の面での「競争力強化」の3本柱からなる国際コンテナ戦略港湾政策を推進する。</p> <p>●総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)(令和3年6月15日閣議決定) (P31)Ⅲ.3.(2)① 国内及び東南アジア等から国際コンテナ戦略港湾でトランシップする貨物の集貨のためのフィーダー航路網の充実及び国際コンテナ戦略港湾の積替機能強化による「集貨」、港湾背後における貨物の創出による「創貨」、ヒトを支援するAIターミナルの実現による良好な労働環境と世界最高水準の生産性の創出や、大水深コンテナターミナルの機能強化等による「競争力強化」の3本柱からなる国際コンテナ戦略港湾政策を推進する</p> <p>●第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定) (P37)第3章 基本的方針B.目標5【経済安全保障に資する交通分野の環境整備及び関連産業の強化】 経済安全保障の観点から、国際コンテナ戦略港湾の機能強化を推進する。具体的には、国際海上コンテナ物流の幹線としての国際基幹航路を維持・拡大するため、国内からの集貨に加え、北米・中南米方面に対する地理的優位性を生かし、東南アジア等からの国際トランシップ貨物の集貨等の施策を展開する。そのため、国際基幹航路と国際フィーダー航路や東南アジア等航路の円滑な接続に資するコンテナターミナルの一体利用等の取組を推進する。</p> <p>●社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)「別紙に記載あり」 (P49)第3章 第2節 重点目標Ⅱ-1① 国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大することにより、我が国経済・産業の国際競争力を強化するため、国際コンテナ戦略港湾である京浜港・阪神港について、国内外から貨物を集約する「集貨」、港湾背後地への産業集積による「創貨」、大水深コンテナターミナル等の整備の推進等によるコストや利便性の面での「競争力強化」の3つの柱に即して施策を進めていく。</p>			
【備考】				
【担当課】	港湾局港湾経済課			
【関係課】				

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	(65)国際船舶の隻数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		312隻 (令和6年央)	377隻 (令和11年央)
【指標の定義】	<p>海上運送法第44条の2に定める船舶(注)の隻数をいう。</p> <p>(注)国際船舶： 日本船舶であつて国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定められた船舶。 具体的には、次の要件を全て満たす船舶をいう。 ①総トン数2,000トン以上、②航行区域が遠洋区域又は近海区域、③専ら外航に使用、④承認船員配乗船又は代替燃料船</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>安定的な国際海上輸送の確保のため、国際船舶に関する課税の特例(登録免許税・固定資産税の軽減)を措置することにより、令和6年央の国際船舶の隻数(312隻)を年間13隻ずつ、計65隻増加させることとし、目標値を377隻(令和11年央)とした。</p>		
【外部要因】	世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策等		
【他の関係主体】	外航海運事業者(事業主体)		
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	海事局外航課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	(66)世界全体に占める日本法人が所有する(実質所有含む)船舶の船腹量シェア	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		10.38% (令和6年)	10%維持 (令和10年)
【指標の定義】	世界全体に占める日本法人が所有する(実質所有含む)船舶の船腹量シェア(%)。		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・近年、海外船主の国際シェア(船腹量ベース)が拡大する一方で、日本船主の国際シェアは、2010年の16%から、中国に抜かれ、2024年には10%まで低下。日本船主が競争力を失えば、海外船主に依存せざるを得ない状況になりかねない。</p> <p>・仮に海外船主への依存が高まった場合、船主国の意向により日本商船隊への船舶の貸渡しが滞る事態も想定され、我が国の海上輸送に支障が生じ、国民生活・経済活動への大きな影響が懸念される。</p> <p>・日本船主の国際競争力を維持する観点で、低下傾向にある日本船主の国際シェア10%を維持する必要がある。</p>		
【外部要因】	世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策等		
【他の関係主体】	外航海運事業者(事業主体)		
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	海事局外航課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	(67)外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		285隻 (令和4年央)	381隻 (令和9年央)
【指標の定義】	日本の外航海運事業者が運航する日本船舶をいう。		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」)において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は450隻とされている。</p> <p>・令和5年3月31日に改正した「日本船舶・船員の確保に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)において、当面の目標として、日本船舶数を令和5年度からの5年間で1.25倍とすることを目指すこととしており、第4期海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)においても、日本商船隊の国籍競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、その旨が記載されている。</p> <p>・「基本方針」に基づき、海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた対外船舶運航事業者が確保している令和5年の日本船舶数を1.25倍、その他の事業者は横ばいとし、381隻に増加させることを目標値として設定するものである。</p> <p>・上記目標値の達成により、非常時における一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な外航日本船舶450隻の早期確保等の効果が期待出来る。</p>		
【外部要因】	世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策等		
【他の関係主体】	外航海運事業者(事業主体)		
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	海事局外航課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	(68)内航船員1人・1時間当たりの内航海運の付加価値(円)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		16,600円 (令和4年度)	19,210円 (令和12年度)
【指標の定義】	<p>船員の総労働時間数(船員数*平均労働時間)を分母とし、内航海運業の付加価値額を分子とする。(単位:円) 付加価値額については、物流施策大綱にならい、内航海運業の営業損益+人件費(船員費)とするものとする。 データの出典は以下のとおり。 労働時間:船員労働統計 船員数:船員法第111条報告 付加価値額:内航海運業者の事業概況報告書を基に内航課算出</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>内航船員の付加価値生産性を向上させる観点から、内航船員1人・1時間当たりの内航海運の付加価値額を指標とすることにより、内航海運の生産性が向上しているか評価する。 具体的には、2012年度から2022年度までの10年間で20.0%の伸びがあったことを踏まえ、今後8年間においても同様の伸び率を達成するため、2022年度の付加価値額である16,600円の15.7%増である19,210円を目標値として設定することとする。これは、第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)及び2026年に閣議決定予定の次期総合物流施策大綱に登録している指標及び目標値と同一である。</p>		
【外部要因】	景気の動向		
【他の関係主体】	民間事業者(事業主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・内航海運業法(昭和27年法律第151号) ・海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和3年法律第43号) 		
【備考】			
【担当課】	海事局内航課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	(69)全国の市区町村(1,741市区町村)と物流事業者団体との間の支援物資物流に関する協力協定の締結完了率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		62% (令和6年度)	80% (令和8年度)
【指標の定義】	全国の市区町村と物流事業者団体との間の支援物資物流に関する協力協定の締結完了率		
【目標設定の考え方・根拠】	令和6年1月の能登半島地震において、業務に携わる地方公共団体職員のノウハウの欠如等により、ラストマイルにおける支援物資の輸送や保管に混乱が生じた。大規模災害に備え、あらかじめ地方公共団体と物流事業者等との間で平時から対応に備えておくことの重要性を再認識したところ、各地域の実情に応じた災害時の円滑かつ迅速な支援物資輸送体制を維持・確保する。		
【外部要因】	各市区町村における物流事業者の数		
【他の関係主体】	物流事業者(事業主体)等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定) ・交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定) ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定) ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和7年7月1日中央防災会議決定) 		
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局物流政策課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		
【業績指標】	【再掲】(33)モーダルシフトに関する指標(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ、②内航海運による雑貨の輸送トンキロ)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①164億トンキロ (令和6年度) ②371億トンキロ (令和5年度)	①221億トンキロ (令和12年度) ②410.4億トンキロ (令和12年度)
【指標の定義】	<p>①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ</p> <p>②内航海運による雑貨の輸送トンキロ</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>交通基本法に基づく、交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)において位置づけられたモーダルシフトに関する指標</p> <p>貨物輸送トンキロについて、これまでの実績を踏まえて、モーダルシフトの推進にかかる各種施策の実施による効果を見込んで2030年度の目標値を設定。</p>		
【外部要因】	自然災害等による変動		
【他の関係主体】	物流事業者(鉄道事業者、海運事業者を含む)等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・交通政策基本計画(令和8年1月16日) ・総合物流施策大綱(令和3年6月15日) ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり 		
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局物流政策課		
【関係課】	<p>①鉄道局総務課貨物鉄道政策室</p> <p>②海事局内航課、海事局総務課企画室</p>		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(70)訪日外国人旅行者数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		412万人 (令和2年)	6,000万人 (令和12年)
【指標の定義】	<p>国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数(当該国の旅券を所持した入国者)から日本に移住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>○世界の海外旅行市場は今後も成長が予測されており、この成長を我が国の活力とするため、我が国が世界の旅行者から選ばれる旅先となることが重要である。</p> <p>○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、訪日外国人旅行者数について、「2030年:6,000万人」という目標が定められた。</p>		
【外部要因】	景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響		
【他の関係主体】	日本政府観光局、関係各府省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) 		
【備考】			
【担当課】	観光庁国際観光課		
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁参事官(外客受入)、観光庁参事官(MICE)、観光庁観光地域振興課、観光庁観光資源課、観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(71)訪日外国人旅行消費額*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0.7兆円 (令和2年)	15兆円 (令和12年)
【指標の定義】	訪日外国人旅行者による日本国内での旅行消費額		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>○観光が我が国の経済成長へ貢献するためには、訪日外国人旅行消費額を増大させ、地域への経済効果を高めることが重要である。</p> <p>○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、訪日外国人旅行消費額について、「2030年:15兆円」という目標が定められた。</p>		
【外部要因】	景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響		
【他の関係主体】	日本政府観光局、関係各府省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) 		
【備考】			
【担当課】	観光庁観光戦略課		
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁国際観光課、観光庁参事官(外客受入)、観光庁参事官(MICE)、観光庁観光地域振興課、観光庁観光資源課、観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(72) 地方部での外国人延べ宿泊者数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		779万人泊 (令和2年)	1億3,000万人泊 (令和12年)
【指標の定義】	<p>三大都市圏に含まれる都府県(※)を除いた各道県の外国人の宿泊者数の延べ人数の合計</p> <p>(※)三大都市圏に含まれる都府県 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>○訪日外国人旅行消費の効果を全国津々浦々に届け、観光を地方創生につなげていくためには、地方部へ訪れる外国人旅行者を増大させることが重要である。</p> <p>○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、地方部での外国人延べ宿泊者数について、「2030年:1億3,000万人泊」という目標が定められた。</p>		
【外部要因】	景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響		
【他の関係主体】	日本政府観光局、関係各府省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) 		
【備考】			
【担当課】	観光庁観光地域振興課		
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁国際観光課、観光庁参事官(外客受入)、観光庁観光資源課、観光庁観光戦略課、観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(73)外国人リピーター数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		293万人 (令和2年)	3,600万人 (令和12年)
【指標の定義】	日本への来訪回数が2回目以上の訪日外国人旅行者の人数		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>○我が国の観光の質を高め、観光先進国を目指すためには、訪日外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーターを増加させることが重要である。</p> <p>○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、外国人リピーター数について、「2030年:3,600万人」という目標が定められた。</p>		
【外部要因】	景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響		
【他の関係主体】	日本政府観光局、関係各府省庁、旅行者、メディア関係者等の民間事業者 等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) 		
【備考】			
【担当課】	観光庁国際観光課		
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁参事官(外客受入)、観光庁観光地域振興課、観光庁観光資源課、観光庁観光戦略課、観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(74)日本人国内旅行消費額*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		10.0兆円 (令和2年)	22兆円 (令和12年)
【指標の定義】	日本人の国内宿泊旅行及び国内日帰り旅行による消費額の合計		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>○我が国の旅行消費額は、日本人の国内旅行による消費額が占める割合が高いことから、地域への経済効果、雇用創出効果をより一層高めるため、国内旅行を促進することが重要である。</p> <p>○こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)において、日本人国内旅行消費額について、「2030年:22兆円」という目標が定められた。</p>		
【外部要因】	国内の景気動向、社会・経済動向、災害、新型コロナウイルス感染症による影響等		
【他の関係主体】	旅行業・宿泊業の関連団体、関係各府省庁、旅行者・宿泊業者・交通事業者・メディア関係者等の民間事業者 等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定) ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) 		
【備考】			
【担当課】	観光庁観光戦略課		
【関係課】	観光庁観光産業課、観光庁参事官(旅行振興)		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	20 観光立国を推進する		
【業績指標】	(75)旅客施設における多言語対応率 (①鉄軌道駅、②バスターミナル、③旅客船ターミナル、④空港)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①91% (令和6年度)	①100% (令和12年度)
		②97% (令和6年度)	②100% (令和12年度)
		③81% (令和6年度)	③100% (令和12年度)
		④100% (令和6年度)	④令和12年度まで 100%を維持
【指標の定義】	<p>外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条に基づき、公共交通事業者から提出された「外国人観光旅客利便増進実施計画」より算出し設定 ((多言語対応済み対象数)/(整備対象旅客施設))</p> <p>分母:各交通モードにおける、全ての利便増進実施計画に記載されている各年度末対象数の和 分子:各交通モードにおける、全ての利便増進実施計画に記載されている当該年度の実施済み数又は完了予定数の和 (但し、バスターミナルとは自動車ターミナル法に基づく旅客施設を対象とする。)</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>訪日外国人旅行者数2030年6,000万人等の「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる目標達成に向け、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、公共交通機関における多言語対応を推進する。 特に、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)第8条に基づき、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間として観光庁長官が指定する区間においては、確実な導入を促す。</p>		
【外部要因】	社会・経済動向、災害等		
【他の関係主体】	関係各府省庁・交通事業者・空港機能施設事業者 等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)「別紙に記載あり」 ・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」(令和2年12月3日観光戦略実行推進会議決定) ・「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定) 		
【備考】			
【担当課】	観光庁参事官(外客受入)		
【関係課】	鉄道局、物流・自動車局、海事局、港湾局、航空局		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する		
【業績指標】	(76)景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		423 (令和6年度)	535 (令和12年度)
【指標の定義】	<p>景観法に基づく景観計画において、その他の行政区域よりも重点的な景観誘導の取組を行う地区(重点地区)を設けている景観行政団体(市区町村に限る)の数。</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>過去5年間(令和2年度末～令和6年度末)の間に、景観計画において重点地区を指定した景観行政団体(市区町村に限る)数を踏まえ、令和12年度末での目標値を「令和12年度末に535団体」に設定。社会資本整備重点計画においても同数値を重点指標(KPI)として記載している。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	地方公共団体(都道府県、政令市、中核市、景観法第7条第1項但し書きに定める市町村)(事業主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法 ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり 		
【備考】	実績値は毎年度集計		
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する		
【業績指標】	(77)歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		98 (令和6年度)	130 (令和12年度)
【指標の定義】	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致維持向上計画が認定された市町村の数。		
【目標設定の考え方・根拠】	過去5年間(令和2年度末～令和6年度末)の間に、歴史的風致維持向上計画が認定された市町村の数を踏まえ、令和12年度末での目標値を「令和12年度末に130市町村」に設定。社会資本整備重点計画においても同数値を重点指標(KPI)として記載している。		
【外部要因】			
【他の関係主体】	市町村(事業主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり 		
【備考】	実績値は毎年度集計		
【担当課】	都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する		
【業績指標】	(78)道路による都市間速達性の確保率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		57% (令和5年度)	60% (令和12年度)
【指標の定義】	<p>主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度(都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの)60km/hが確保されている割合</p> <p>道路による都市間速達性の確保率 = 都市間連絡速度60km/h以上の主要都市等を結ぶ都市間リンク数 ÷ 都市間リンクの総数</p> <p>※主要都市等:都道府県庁所在地、人口10万人以上の都市その他の生活圏中心都市等</p>		
【目標設定の考え方】	<p>過去の実績より、都市間速達性の確保率の改善傾向を踏まえ設定。</p>		
【外部要因】	高規格道路等の事業進捗等		
【他の関係主体】	NEXCO(会社区間の事業進捗等)		
【重要政策】	・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり		
【備考】			
【担当課】	道路局 企画課 道路経済調査室		
【関係課】	道路局 国道・技術課 道路局 高速道路課		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する		
【業績指標】	(79)三大都市圏環状道路整備率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		84% (令和6年度)	89% (令和12年度)
【指標の定義】	<p>三大都市圏(首都圏、中部圏、近畿圏)の環状道路の計画延長(約1,200km)に占める供用延長の割合</p> <p>三大都市圏環状道路整備率 $= \frac{\text{三大都市圏における環状道路の供用延長}}{\text{三大都市圏における環状道路の計画延長}}$ </p>		
【目標設定の考え方・根拠】	計画期間内に、開通が見込まれる区間が供用した場合の目標値を設定。		
【外部要因】	地元の調整状況 等		
【他の関係主体】	・NEXCO、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)(会社区間の事業進捗 等)		
【重要政策】	・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり		
【備考】			
【担当課】	道路局 企画課 道路経済調査室		
【関係課】	道路局 国道・技術課 道路局 高速道路課		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	23 整備新幹線の整備を推進する		
【業績指標】	(80)鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0 (令和6年度)	120万人 (令和16年度)
【指標の定義】	5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅からJR等の幹線鉄道により、新たに3時間以内に到達出来る地域の人口数		
【目標設定の考え方・根拠】	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、今後予定される整備新幹線の整備により、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内に到達することが出来ることになる地域の人口数を目標値として設定。ただし、実績値については、外部要因(鉄道事業者によるダイヤ改正)の影響を受ける。		
【外部要因】	鉄道事業者によるダイヤ改正等		
【他の関係主体】	地方公共団体(建設財源の一部を負担)、鉄道事業者(営業主体)		
【重要政策】	整備新幹線問題検討会議決定 「整備新幹線の整備に関する基本方針」(平成21年12月24日) 「当面の整備新幹線の整備方針」(平成21年12月24日) 「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」(平成22年8月27日) 「整備新幹線問題に関する今後の対応について」(平成22年12月27日) 「整備新幹線の取扱いについて(政府・与党確認事項)」(平成23年12月26日) 「整備新幹線の取扱いについて(政府・与党申合せ)」(平成27年1月14日)		
【備考】			
【担当課】	鉄道局 幹線鉄道課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	24 航空交通ネットワークを強化する		
【業績指標】	(81)首都圏空港の空港処理能力*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		82.6万回 (令和元年度)	約100万回(82.6万回+約16万回) (令和12年度)
【指標の定義】	首都圏空港のうち成田空港における空港処理能力の増加。		
【目標設定の考え方・根拠】	成田空港の整備により見込まれる首都圏空港の空港処理能力の増加を目標とした。		
【外部要因】	成田空港の機能強化に係るスケジュール(用地取得状況・工事進捗状況)		
【他の関係主体】	成田国際空港(株)(事業主体) 航空運送事業者		
【重要政策】	<p>・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日) 「我が国の国際競争力の強化や、増加するインバウンドの受入れ、…(略)…年間発着容量50万回の早期実現を図るとともに、」</p> <p>・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日) 「首都圏空港における年間発着容量約100万回の実現を目指し、…(略)…、成田空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、C滑走路新設等の機能強化の取組を進める。」</p> <p>・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日) 「我が国の国際競争力の強化、訪日外国人旅行者の受入拡大、…(略)…B滑走路の延伸及びC滑走路の新設等の更なる機能強化を着実に進め、年間発着容量50万回の早期実現を図るとともに、」</p>		
【備考】			
【担当課】	航空局航空ネットワーク部首都圏空港課		
【関係課】	航空局航空ネットワーク部空港計画課大都市圏空港計画室 航空局航空ネットワーク部国際航空課 航空局航空ネットワーク部航空事業課		

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	24 航空交通ネットワークを強化する		
【業績指標】	(82) 三大都市圏国際空港の国際線就航都市数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		194 都市 (令和7年度)	212 都市 (令和12年度)
【指標の定義】	首都圏空港(東京国際空港、成田国際空港)、関西国際空港、中部国際空港における国際線就航都市の合計数		
【目標設定の考え方・根拠】	各空港において実施される機能強化等により国際航空ネットワークの一層の拡充が期待されるために加えて、2025年時点で未だコロナ禍前の水準(2019年208都市)まで回復していないため、2016年夏季ダイヤから2019年夏期ダイヤの伸び数(1年平均0.33都市)が2019年以降2030年まで継続すると仮定。		
【外部要因】	航空運送事業者(事業主体)の判断 新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う世界的な航空需要の変動		
【他の関係主体】	航空運送事業者(事業主体) 東京国際空港ターミナル(株)、成田国際空港(株)、関西エアポート(株)、中部国際空港(株)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月26日)「第3章」に記載あり ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月26日)「別紙」に記載あり 		
【備考】			
【担当課】	航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課、近畿圏・中部圏空港課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
【施策目標】	24 航空交通ネットワークを強化する		
【業績指標】	(83)①航空ネットワークの拠点となる空港(23空港)における護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策の完了率 ②航空ネットワークの拠点となる空港(23空港)における滑走路等の耐震対策の完了率 ③全国の空港(95空港)における空港無線施設等(建物)の津波・高潮等の安全対策の完了率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①48% ②61% ③79% (令和6年度)	①91% ②65% ③80% (令和12年度)
【指標の定義】	<p>①(護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策を完了した空港数[新たに対策する範囲は今後の気候変動の影響を考慮した災害外力の見直しを実施])/(全国の空港のうちネットワークの拠点となる23空港)×100</p> <p>②(滑走路等の耐震対策〔液状化対策・地盤変状対策〕を完了した空港数)/(全国の空港のネットワークの拠点となる23空港)×100</p> <p>③(空港無線施設等(建物)が、津波・高潮等の水圧を受けても建物の安全性が確保されている空港の数)/(全国の95空港)×100</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>①航空ネットワークの拠点となる23空港のうち21空港において、護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策を完了する。</p> <p>②地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とするため、航空ネットワークの拠点となる23空港のうち15空港において耐震対策(液状化対策・地盤変状対策)を完了する。</p> <p>③全国の空港(95空港)のうち76空港において、空港無線施設等(建物)の津波・高潮等の安全対策を完了させる。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり		
【備考】			
【担当課】	航空局航空ネットワーク部空港技術課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進		
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【業績指標】	(84)滞在快適性等向上区域を設定した市町村数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		132 (令和7年度)	200 (令和12年度)
【指標の定義】	<p>滞在快適性等向上区域※を設定した市町村数</p> <p>※多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図る区域として、市町村が都市再生整備計画に位置づけるもの。</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>滞在快適性等向上区域(R7.4.30時点)の390都市の約半数かつR2に設定した目標値である5年間で100市町村を10年に換算した市町村数(R12)</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	<p>・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)「別紙に記載あり」</p>		
【備考】			
【担当課】	国土交通省都市局まちづくり推進課		
【関係課】	国土交通省都市局街路交通施設課		

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進		
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【業績指標】	(85)国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市の主要地区の地価の増加割合(令和6年度比)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0 (令和6年度)	0以上 (令和12年度)
【指標の定義】	<p>特定都市再生緊急整備地域において、国際競争拠点都市整備事業により 国際競争力の強化のための基盤整備を実施している都市(令和6年度時点)の主要地区の地価の上昇率と主要地区の市区町村における平均地価の上昇率との差を算出する。</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>特定都市再生緊急整備地域における都市開発事業の促進に必要となるインフラ整備により、高度な土地利用や国際競争力の強化を目的にしていることから、土地需要への影響が予測されるため、地価の上昇率の差を目標値に設定する。</p>		
【外部要因】	景気の動向、土地需要の動向		
【他の関係主体】	地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者等		
【重要政策】			
【備考】	<p>社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり 「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日)「第2章第1節2.(2)」に記載あり 経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日)「第2章2.(2)」に記載あり</p>		
【担当課】	都市局市街地整備課		
【関係課】	都市局街路交通施設課		

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進		
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【業績指標】	(86)立地適正化計画作成済み都市に居住する人口の割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		58.6% (令和6年12月)	75% (令和12年度末)
【指標の定義】	分子:立地適正化計画作成済み都市の総人口 分母:都市計画区域を有する市町村の全人口		
【目標設定の考え方・根拠】	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画を策定する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクト・プラス・ネットワークが形成される。 立地適正化計画の作成に係る市町村の取組意向、必要性を踏まえて、立地適正化計画作成済みの都市に居住する人口を増加させることを目指し、令和12年度末までに75%と設定。 		
【外部要因】			
【他の関係主体】	市町村(立地適正化計画の作成主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> 『地方創生2.0基本構想』(令和7年6月13日閣議決定) 『経済財政運営と改革の基本方針2025』(骨太方針)(令和7年6月13日閣議決定) 『第6次社会資本整備重点計画』(令和8年1月16日閣議決定)別紙に記載あり 『第3次交通政策基本計画』(令和8年1月16日閣議決定) 『国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策』(令和6年11月22日閣議決定) 『第3次国土形成計画(全国計画)』(令和5年7月28日閣議決定) 		
【備考】			
【担当課】	都市局都市計画課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進		
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【業績指標】	(87)今後策定・更新される地域公共交通計画のうち、コンパクト・プラス・ネットワークに関する具体的な記載があるものの割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		- (令和7年度)	100% (令和12年度)
【指標の定義】	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通計画のうち、コンパクト・プラス・ネットワークに関する具体的な記載があるものの割合		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・人口減少・少子高齢化の進行や自動車依存の高まりを背景として、地域における公共交通の持続可能性の確保が全国的な課題となっている中、居住や都市機能の集約と公共交通ネットワークの連携を図る「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を踏まえたまちづくりと公共交通施策の一体的な推進が重要となっている。具体的には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づき、地域公共団体が策定する地域公共交通計画において、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を踏まえたまちづくりとの連携が、具体的に反映されていることが重要である。</p> <p>・本指標は、今後策定・更新される地域公共交通計画において、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を踏まえたまちづくりとの具体的な連携についての記載が、盛り込まれているかを把握することを目的として設定するものである。</p> <p>・単に計画の策定数を把握するのではなく、都市計画・立地適正化計画等との連携や拠点形成と公共交通ネットワークの対応関係、交通施策を通じた持続可能な地域構造の実現といった観点で、計画内容に具体的に反映されているかを確認することにより、まちづくりと公共交通施策の一体的な推進がなされているかを評価する。</p>		
【外部要因】	地方公共団体による関係者との調整		
【他の関係主体】	総務省、国家公安委員会、地方公共団体(計画作成主体)、交通事業者等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)別紙に記載あり ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)に記載あり ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号) 		
【備考】			
【担当課】	総合政策局地域交通課		
【関係課】	都市局都市計画課		

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進		
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【業績指標】	(88)各半島振興広域連携事業の成果目標達成状況	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		74% (令和6年度末)	70%以上 (毎年)
【指標の定義】	各半島が行う半島振興広域連携事業の事業終了年度を迎えた事業の成果目標の達成割合 ※事業終了年度に成果目標を達成した事業件数/事業終了年度を迎えた事業件数		
【目標設定の考え方・根拠】	半島振興法は令和7年に、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、法目的に「半島防災」、「地方創生」の追加、配慮規定の追加等が行われた。 半島振興広域連携促進事業は、半島振興法の目的に規定されている「多様な主体の連携及び協力を促進しつつ、広域的かつ総合的な対策を実施する地域に必要な特別な措置」であることから、この取組の進展が法目的の達成に資するものとして、当該取組の達成状況を目標に設定した。		
【外部要因】	災害、景気変動		
【他の関係主体】	半島地域をその区域に含む22道府県と194市町村		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・「デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)」において「半島振興広域連携促進事業費補助金を活用し、交流促進、産業振興及び定住促進に向けたデジタル活用などの取組を支援することで、半島地域の自立的発展を図る。」(第4章 2. (1)とされている。 ・「経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)」において「過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。」(第2章 2. (2)とされている。 ・「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～(令和7年11月21日閣議決定)」において「燃料・物価高の影響を踏まえ、離島、奄美群島及び小笠原諸島、半島、豪雪地帯といった条件不利地域の振興の取組や有人国境離島の保全に向けた取組を支援する。」(第2章第1節2. (1)とされている。 ・「国土形成計画(令和5年7月閣議決定)」において、「…国土の保全、多様な文化の継承、自然との触れあいの場及び機会の提供など、多岐にわたる役割を果たしているとともに、国土の多様性の重要な構成要素であって、今後も地域における営みが継続し、その役割が引き続き果たされていく必要がある。このため、地域における多様な農林水産物、独自の歴史によって育まれた文化など、豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。(第2部 第1章 第7節4)」とされている。 		
【備考】			
【担当課】	国土政策局地域振興課半島振興室		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	26 鉄道網を充実・活性化させる		
【業績指標】	【再掲】(33) モーダルシフトに関する指標(①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①164億トンキロ (令和6年度)	①221億トンキロ (令和12年度)
【指標の定義】	①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>交通基本法に基づく、交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)において位置づけられたモーダルシフトに関する指標</p> <p>貨物輸送トンキロについて、これまでの実績を踏まえて、モーダルシフトの推進にかかる各種施策の実施による効果を見込んで2030年度の目標値を設定。</p>		
【外部要因】	自然災害等による変動		
【他の関係主体】	物流事業者(鉄道事業者、海運事業者を含む)等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・交通政策基本計画(令和8年1月16日) ・総合物流施策大綱(令和3年6月15日) ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり 		
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局物流政策課		
【関係課】	①鉄道局総務課貨物鉄道政策室 ②海事局内航課、海事局総務課企画室		

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	26 鉄道網を充実・活性化させる		
【業績指標】	(89) 東京圏鉄道における混雑率* ①主要31区間のピーク時の平均混雑率 ②180%超の混雑率となっている区間数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①139%(令和6年度) ②0区間(令和6年度)	①150%以下(令和12年度) ②0区間(令和12年度)
【指標の定義】	<p>混雑率: 最混雑時間帯1時間の平均(主に10月～11月の1日又は複数日の乗車人員データを基に計算したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100%: 座席につくか、座席前の吊革につかまるか、ドア付近の柱につかまることができる。 ・150%: 肩が触れ合わない程度。ドア付近の人が多くなる。 ・180%: 肩が触れ合い、やや圧迫感がある。ドア付近の人は窮屈となり、体の向きを変えるのが困難となる。 ・200%: 体が触れ合い、相当圧迫感がある。ドア付近の人は身動きがとれない。 		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>○交通政策審議会答申第198号(平成28年4月20日)P13 (東京圏において)引き続き、ピーク時における主要31区間の平均混雑率を150%にするとともに、ピーク時における個別路線の混雑率180%以下とする。</p>		
【外部要因】	テレワーク等の新たな働き方の進展や混雑に対する人々の意識の変容などの社会情勢の変化		
【他の関係主体】	鉄道事業者(事業主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定) ・交通政策審議会答申第198号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」(平成28年4月20日) 		
【備考】			
【担当課】	鉄道局都市鉄道政策課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(90) 地域公共交通計画の策定件数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		1,184件 (令和7年度)	1,600件 (令和12年度)
【指標の定義】	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通計画の策定件数		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づき策定される地域公共交通計画は令和7年4月1日時点で1,184件作成されており、地域の実情に応じた持続可能な地域交通の形成に向けた取組が進められている。地域公共交通計画の件数が増加することにより、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするマスタープランの下、その地域の実情に応じた持続可能な地域交通の形成が推進される。</p> <p>・また、同法律では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の作成を努力義務化することに加え、複数の市町村が共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成するよう要請することができることとしている。</p> <p>・これらの団体に対して、計画作成と事業実施のそれぞれにおいて、財政面で支援するとともに、ノウハウ面や地方公共団体の体制強化の面でも支援の充実を図り、地域における計画作成の取組を促進することにより、令和12年度までに策定件数が1,600件を超えることを目指す。</p> <p>・なお、当該指標は第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)における数値指標に設定されている。</p>		
【外部要因】	地方公共団体による関係者との調整		
【他の関係主体】	総務省、国家公安委員会、地方公共団体(計画作成主体)、交通事業者等		
【重要政策】	<p>・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)に記載あり</p> <p>・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)</p>		
【備考】			
【担当課】	総合政策局地域交通課		
【関係課】	鉄道局鉄道事業課、物流・自動車局旅客課、海事局内航課、航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室、都市局都市計画課		

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(91)地域公共交通特定事業の策定件数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		140件 (令和7年度)	300件 (令和12年度)
【指標の定義】	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に基づく地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・平成19年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)施行以降、令和7年4月1日時点で140件の地域公共交通特定事業の実施計画が国土交通大臣の認定を受けている。地域公共交通特定事業の件数が増加することにより、地域の実情に応じた取組の実施が円滑化される。</p> <p>・令和5年10月に全面施行された地域交通法改正では、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等地域交通の再構築に向け、利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行ったところ。</p> <p>・これらの計画の作成にあたっては、地方公共団体による交通事業者や住民等の地域の関係者との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要するが、地方公共団体に対して、財政面・ノウハウ面で支援を行っていくことにより、令和12年度までに認定件数が300件を超えることを目指す。</p> <p>・なお、当該指標は第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)における数値指標に設定されている。</p>		
【外部要因】	地方公共団体による関係者との調整		
【他の関係主体】	総務省、国家公安委員会、地方公共団体(計画作成主体)、交通事業者等		
【重要政策】	<p>・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)</p> <p>・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)</p>		
【備考】			
【担当課】	総合政策局地域交通課		
【関係課】	鉄道局鉄道事業課、物流・自動車局旅客課、海事局内航課、航空局ネットワーク部航空事業課 地方航空活性化推進室、都市局都市計画課		

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(92)「交通空白」解消の目途が立っていない地区・地点数 ①地域の足、②観光の足	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①2,057地区 ②462地点 (令和7年度)	①0地区 ②0地点 (令和9年度)
【指標の定義】	<p>国土交通省による「交通空白」リストアップ調査により把握された「地域の足」「観光の足」のそれぞれに係る「交通空白」について、その解消の目途※が立っていない地区・地点数</p> <p>※目途が立つとは、地域の足においては、「交通空白」の解消の取組を行う「実施中」へ、少なくとも取組の方針を定める「準備中」へ移行すること、観光の足においては、取組の実施又は具体的な検討が進捗することを指す。</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・これまでの取組により、公共・日本版ライドシェア等の導入に向けた取組など、全国の自治体において「交通空白」解消のツールが着実に浸透してきたところ、今後は、浸透が図られてきた公共ライドシェア、日本版ライドシェアのほか、地域鉄道、路線バス、コミュニティバス、デマンド交通、乗合タクシー、タクシー等のあらゆる「交通空白」解消のツールを総動員し、ひとつひとつの「交通空白」の解消を図っていく必要がある。「交通空白」地区・地点を解消することによって、「地域の足」「観光の足」の確保につながる。</p> <p>・令和7年5月に開催された国土交通省「交通空白」解消本部にて、全国の交通空白は「地域の足」で2,057地区、「観光の足」で462地点と集計・公表した。</p> <p>・同本部において策定した「交通空白」解消に向けた取組方針2025において、令和7年度から令和9年度までの「交通空白」解消・集中対策期間において、全ての「交通空白」に対しその解消の目途をつけることとしている。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	地方公共団体、公共交通事業者等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定) ・「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定) ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定) ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定) 		
【備考】			
【担当課】	総合政策局地域交通課		
【関係課】	観光庁参事官(外客受入)		

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		
【業績指標】	(61)【再掲】自動運転サービス車両数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		11台 (令和7年度)	10,000台 (令和12年度)
【指標の定義】	自動運転サービス車両数		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>自動運転は、地域を支えるバス・タクシーや、重要な社会インフラである物流を支えるトラックにおける担い手不足、交通事故削減などの社会課題を解決するうえで効果的であり、今後の我が国にとって必要不可欠である。</p> <p>このため、実証から事業化への移行を促進し、官民が一丸となって自動運転の開発・普及促進に積極的に取り組むため、全国のバス及びタクシー等の公共交通や、トラックでの幹線輸送等における自動運転車両の目標台数を設定するもの。</p>		
【外部要因】	自動運転技術の開発状況や生産能力、自動運転に対する社会受容性		
【他の関係主体】	デジタル庁、経済産業省、警察庁、総務省、自動車運送事業者(車両導入主体)、自動車メーカー、地方公共団体等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定) ・デジタル行財政改革 取りまとめ2025(令和7年6月13日デジタル行財政改革会議決定) ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定) 		
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室		
【関係課】	物流・自動車局技術・環境政策課、旅客課、物流政策課、貨物流通事業課、安全政策課、保障制度参事官室		

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	28 都市・地域における総合交通戦略を推進する		
【業績指標】	(93)公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合*(①三大都市圏、②地方中核都市圏、③地方都市圏)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①92.0% ②78.4% ③37.9% (令和6年度)	①92.9% ②78.4% ③37.9% (令和12年度)
【指標の定義】	<p>【分子】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口</p> <p>【分母】圏域内人口</p> <p>※公共交通の利便性の高いエリア:鉄道やバスなどの基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内の地域(オフピーク時に片道運行間隔20分以下の鉄道駅を中心とする半径1km圏内の地域等)</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>本施策は、過度に自家用車に頼らない公共交通中心の交通体系、都市構造への転換を図ることを目標としていることから、公共交通の利便性の高いエリアへの居住人口割合を目標値として設定している。</p> <p>目標値については、以下のとおり設定している。</p> <p>①三大都市圏 直近(平成30年度から令和6年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(0.15%)に基づき、現状の伸び率を維持できるように同じ伸び率(0.15%)を設定して、令和6年度の実績値(92.0%)に1年あたりの平均伸び率を加算して設定している。</p> <p>②地方中核都市圏 直近(平成30年度から令和6年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(-0.17%)がマイナス傾向のため、令和6年度の実績値(78.4%)を維持することを目標として設定している。</p> <p>③地方都市圏 直近(平成30年度から令和6年度)の1年あたりの指標の平均伸び率(-0.17%)がマイナス傾向のため、令和6年度の実績値(37.9%)を維持することを目標として設定している。</p>		
【外部要因】	急激な人口減少、少子化、高齢化の進展		
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体)、民間事業者(事業主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日)「第3章に記載あり」 ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)「別紙に記載あり」 		
【備考】			
【担当課】	都市局街路交通施設課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	29 道路交通の円滑化を推進する		
【業績指標】	(94)災害に強い道路ネットワークとして必要な高規格道路(有料)の4車線化優先整備区間等(約1,100km(令和5年度末時点))の整備完了率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0% (令和5年度)	14% (令和12年度)
【指標の定義】	高規格道路(有料)の4車線化事業中区間または優先整備区間の延長(約1,100km)のうち、整備が完了した区間の延長の割合		
【目標設定の考え方・根拠】	「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)において、将来目標として令和55年度までに優先整備区間等の4車線化整備完了(100%)を設定、将来目標に向け一定の伸率で進捗するものとして、令和12年度までの中間目標を目標値14%と設定しており、これを踏まえ設定。		
【外部要因】			
【他の関係主体】	高速道路会社(事業主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日) 第4章推進施策38に記載あり ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり 		
【備考】			
【担当課】	道路局高速道路課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
【施策目標】	29 道路交通の円滑化を推進する		
【業績指標】	(95)都市計画道路(幹線道路)の整備率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		67.5% (令和4年度)	70.5% (令和12年度)
【指標の定義】	<p>都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路(幹線道路)の整備については、都市における交通の快適性、利便性の向上はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路(幹線道路)の計画延長に対する完成延長の割合を指標として設定。</p> <p><分母>都市計画道路(幹線道路)の計画延長 <分子>都市計画道路(幹線道路)の完成延長</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路(幹線街路)の整備については、都市における交通の快適性、利便性はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路(幹線街路)の計画延長に対する完成延長の割合を目標値として設定。</p> <p>年0.4%の伸びを確保するように目標値を設定。</p> <p><初期値> 42388.90km/62740.46km</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体、計画主体)、民間事業者(事業主体)		
【重要政策】	<p>・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり</p> <p>・社会資本総合整備計画</p> <p>地方公共団体等が地域の政策課題に対応するため作成した社会資本整備計画に基づき、課題への対応を図る中で、対応策の一部を構成する都市計画道路(幹線道路)の整備が進むことにより、都市における道路交通の円滑化、都市の防災性の向上等、都市機能全般の向上も併せて図られる。</p>		
【備考】			
【担当課】	都市局街路交通施設課		
【関係課】	都市局都市計画課		

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【業績指標】	(96)直轄工事における中小建設業者のICT施工の経験割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		53% (令和6年度)	60% (令和12年度)
【指標の定義】	【分子】一般土木工事のC・Dランク企業のうち、直轄工事でのICT施工経験企業数 【分母】一般土木工事のC・Dランク企業のうち、直轄工事受注企業数		
【目標設定の考え方・根拠】	令和6年度(2024年度)までの直轄土木工事におけるICT施工経験企業数をベースに、令和12年度(2030年度)のICT施工経験企業数を想定して目標値を設定 (参考)「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関する中長期の目標 103「施工の効率化・省力化に資する対策」 現状:53%(令和6年度) 中長期の目標:60%(令和12年度) (参考) 第6次社会資本整備重点計画 P73～P75 【建設業・運輸業等の担い手の確保・育成、DXによる生産性向上】 KPI<新技術により建設現場の生産性を向上させる>・直轄工事における中小建設業者のICT施工の経験割合 令和6年度:53% → 令和12年度:60%		
【外部要因】	建設会社(中小企業)のICT技術の導入状況		
【他の関係主体】			
【重要政策】	・防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり ・国土強靱化年次計画2025(令和7年6月6日 国土強靱化推進本部決定)		
【備考】			
【担当課】	大臣官房技術調査課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【業績指標】	(97)施設の集約・再編等に向けた取組数 施設の集約・再編等に向けた取組数 ①道路:集約・撤去、機能縮小等を実施した施設数(令和7年度以降) ②海岸:大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等(約14,000施設)の安全な閉鎖体制の確保率 ③水道:広域連携に取り組むこととした水道事業数【再掲】 ④下水道:広域連携に取り組むこととした下水道事業数【再掲】 ⑤港湾:既存港湾施設のライフサイクルコストの縮減につながる施設の統廃合、機能の集約化及び転換にかかる方針について、そのコスト縮減効果を個別施設計画等に記載した重要港湾以上の港湾の割合 ⑥公園:地域の将来像等を踏まえた公園施設の集約・再編、機能強化及び撤去を検討した長寿命化計画の策定率 ⑦官庁施設:新たな合同庁舎の整備により集約された施設数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①0施設 (令和6年度) ②85% (令和5年度) ③651事業 (令和4年度) ④0事業 (令和6年度) ⑤0% (令和6年度) ⑥2.5% (令和5年度末) ⑦0施設 (令和6年度)	①1,000施設 (令和12年度) ②91% (令和12年度) ③760事業 (令和12年度) ④300事業 (令和12年度) ⑤100% (令和12年度) ⑥25% (令和12年度末) ⑦16施設 (令和12年度)
【指標の定義】	①令和7年度以降、集約・撤去、機能縮小等を実施した施設数 ②統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等の安全対策を実施した施設数／南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する閉鎖施設 ③「水道事業の運営に関する調査」①(1)4広域的水道整備計画の進捗状況 において、広域連携を実施しているまたは検討している事業体の数 ④複数自治体で新たに事業統合・経営の一体化を実施あるいは検討している下水道事業数 ⑤既存港湾施設のライフサイクルコストの縮減につながる施設の統廃合、機能の集約化及び転換にかかる方針を有し、そのコスト縮減効果を個別施設計画等に記載した重要港湾以上の港湾数／既存港湾施設のライフサイクルコストの縮減につながる施設の統廃合、機能の集約化及び転換にかかる方針を有する重要港湾以上の港湾数 ⑥分母のうち、インフラ長寿命化計画において地域の将来像を踏まえ、公園施設の集約・再編、機能強化や撤去に関する具体的な計画を定めている市区町村／インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園を有する市区町村 ⑦R7年度からR12年度までに新たに整備された合同庁舎へ集約された官庁施設数(累計)		

【目標設定の考え方・根拠】

- ①過去の実績等を踏まえ算出した、令和12年度までに見込まれる施設数。
- ②南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する閉鎖施設のうち、統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等の安全対策が必要な施設で対策を実施することを目標に設定。
- ③平成30年の水道法改正から広域連携を推進している中で、今後の更なる拡大を踏まえて設定。
- ④上下水道政策の基本的なあり方検討会を踏まえて、各都道府県が広域連携(事業統合や経営の一体化)の検討をすることを目標に設定。
- ⑤令和12年度に既存港湾施設のライフサイクルコストの縮減につながる施設の統廃合、機能の集約化及び転換にかかる方針を有し、そのコスト縮減効果を個別施設計画等に記載した重要港湾以上の港湾の割合が100%を達成することを目標値に設定。
- ⑥長寿命化計画の計画期間(概ね10年)や更新頻度(5年)を踏まえ設定。
- ⑦令和12年度までに官庁施設の集約化に資する事業の実施を遅滞なく進めることを目標に設定。

【外部要因】

【他の関係主体】

【重要政策】

・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり

【備考】

【担当課】

総合政策局社会資本整備政策課
①道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室
②水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室／港湾局海岸・防災課
③水管理・国土保全局水道事業課
④水管理・国土保全局下水道事業課事業マネジメント推進室
⑤港湾局技術企画課港湾工事高度化室
⑥都市局公園緑地・景観課
⑦大臣官房官庁営繕部計画課

【関係課】

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【業績指標】	(98)まちづくり計画と地方公共団体の公共施設等の老朽化対策の計画を連携させた地方公共団体数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		172団体 (令和6年度末)	700団体 (令和12年度)
【指標の定義】	<p>地方公共団体の公共施設等の老朽化対策の計画※1にまちづくり計画※2と連携する旨を明記した市区町村数</p> <p>※1: 公共施設等総合管理計画 ※2: 区域マスタープラン、市町村マスタープラン、立地適正化計画、広域マスタープラン</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>令和7年時点で都市計画区域が定められている1,352市区町村のうち、令和12年度末には総数の約半数の700市区町村において、まちづくり計画と地方公共団体の公共施設等の老朽化対策の計画を連携させることを目標に設定。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	<p>・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり</p>		
【備考】			
【担当課】	総合政策局社会資本整備政策課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		
【業績指標】	<p>(99) 予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率*</p> <p>①道路 (i) 橋梁: 国及び地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁(約92,000橋(令和5年度末時点))の修繕措置(完了)率 (ii) 舗装: 緊急輸送道路(約110,000km)等における舗装(約8,300km(令和5年度末時点))の修繕措置(完了)率 (iii) トンネル: 地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべきトンネル(約1,700か所(令和5年度末時点))の修繕措置(完了)率 (iv) 道路附属物: 地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべき道路附属物(うち大型附属物約2,100か所(令和5年度末時点))の修繕措置(完了)率 ②河川: 国管理河川(約10,000km)のうち、点検結果等を踏まえ早期に措置を講ずべき河川管理施設(堤防: 約5,200km、樋門・樋管等: 約2,600施設(令和5年度末時点))の修繕等による健全性確保率 ③ダム (i) 国・水資源機構・道府県管理ダム(569施設)のうち、点検結果等を踏まえ早期に措置を講ずべきダム管理施設(82施設(令和5年度末時点))の修繕等による健全性確保率 (ii) 国・水資源機構管理ダム(129施設)のうち、早期に堆砂除去が必要なダム(22施設)の貯水池機能(約6,670万m³(令和5年度末時点))の回復率 (iii) 国・水資源機構・道府県管理ダム(569施設)のうち、堆砂除去を効率化するための施設が必要なダム管理施設(66施設)の整備完了率 ④砂防: 国・都道府県管理の砂防関係施設(約97,000施設)のうち、重要交通網等を保全する砂防関係施設(約8,400施設)の修繕等による健全性確保率 ⑤海岸: 全国の海岸(延長約13,800km)のうち、長寿命化計画が策定された海岸(延長約8,200km)における事後保全段階の海岸堤防等の修繕完了率</p>	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		<p>①(i) 55% (令和5年度)</p> <p>(ii) 0% (令和5年度)</p> <p>(iii) 0% (令和5年度)</p> <p>(iv) 0% (令和5年度)</p> <p>② 60% (令和5年度)</p> <p>③(i) 86% (令和5年度)</p> <p>(ii) 74% (令和5年度)</p> <p>(iii) 0% (令和5年度)</p> <p>④ 87% (令和5年度)</p> <p>⑤ 87% (令和5年度)</p>	<p>①(i) 80% (令和12年度)</p> <p>(ii) 61% (令和12年度)</p> <p>(iii) 83% (令和12年度)</p> <p>(iv) 83% (令和12年度)</p> <p>② 72% (令和12年度)</p> <p>③(i) 98% (令和12年度)</p> <p>(ii) 80% (令和12年度)</p> <p>(iii) 29% (令和12年度)</p> <p>④ 91% (令和12年度)</p> <p>⑤ 91% (令和12年度)</p>

【業績指標】	⑥水道 (i)点検により、更新等が必要となった水管橋(補剛形式:約760か所)の対策完了率 (ii)水道事業者(全国約1,400事業者)のうち、社会的影響が大きい古い規格の水道管路(鑄鉄管)の更新計画を策定し、取組を進めている事業者割合 (iii)修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水道管路(口径800mm以上の導・送水管)に対する複線化・連絡管整備(約300km)の完了率 (iv)漏水リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径水道管路(口径800mm以上の管路)の更新(約600km)の完了率	⑥(i)0% (令和3年度)	⑥(i)100% (令和12年度)
		(ii)0% (令和6年度)	(ii)100% (令和8年度)
		(iii)33% (令和6年度)	(iii)76% (令和12年度)
		(iv)8% (令和6年度)	(iv)32% (令和12年度)
	⑦下水道 (i)損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路(「下水道管路の全国特別重点調査」の対象※:約5,000km)の健全性の確保率 (ii)修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路(口径2m以上の管路)を有する地方公共団体(約60団体)のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合	⑦(i)0% (令和6年度)	⑦(i)100% (令和12年度)
		(ii)7% (令和6年度)	(ii)100% (令和9年度)
	⑧港湾:全国の港湾(932港)における老朽化した港湾施設(約2.5万施設)の予防保全対策の完了率	⑧85% (令和5年度)	⑧90% (令和12年度)
	⑨空港:全国の空港(95空港)における予防保全を適切に実施した割合	⑨100% (令和6年度)	⑨100% (令和12年度)
	⑩鉄道 (i)耐用年数を超えて使用し、又は老朽化が認められ、予防保全が必要な鉄道施設(約470か所)の老朽化対策の完了率 (ii)耐用年数を超えて使用し、又は老朽化が認められ、予防保全が必要な青函トンネル施設(約180か所)の老朽化対策の完了率	⑩(i)27% (令和5年度)	⑩(i)79% (令和12年度)
		(ii)0% (令和6年度)	(ii)17% (令和12年度)
	⑪自動車道:措置が必要な自動車道施設の修繕率	⑪73% (令和6年度)	⑪100% (令和12年度)
	⑫航路標識:老朽化等対策が必要な航路標識(1,468か所)の整備完了率	⑫51% (令和5年度)	⑫74% (令和12年度)
	⑬公園:インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園(約75,000公園(令和5年度時点))のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を完了した都市公園の割合	⑬51% (令和5年度末)	⑬100% (令和12年度末)
	⑭観測施設:年次計画に基づく観測施設(測量標)修繕の実施率	⑭0% (令和8年度)	⑭100% (令和12年度)
	⑮官庁施設:合同庁舎のうち老朽化対策が必要な施設(全国127施設)における対策(危険箇所の改修等)の完了率	⑮0% (令和6年度)	⑮40% (令和12年度)
	⑯公営住宅:特に老朽化した公営住宅団地(全国の公営住宅:5,500団地(令和6年度時点想定))の更新や老朽化対策のための改修の完了率	⑯0% (令和6年度)	⑯100% (令和12年度)

【 指 標 の 定 義 】

- ① (i) 措置完了済の橋梁数／直轄及び地方管理道路の緊急又は早期に措置を講ずべき橋梁
(ii) 措置完了済の道路延長／直轄及び地方管理道路の路盤以下が損傷している舗装
(iii) 措置完了済のトンネル数／地方管理道路の緊急又は早期に措置を講ずべきトンネル
(iv) 措置完了済の(大型)道路附属物数／直轄及び地方管理道路の緊急又は早期に措置を講ずべき(大型)道路附属物
- ② 早期に措置を講ずべき河川管理施設(予防保全段階C等の堤防:約5,200km、樋門・樋管等:約2,600施設(令和5年度末時点))の修繕等により、点検結果評価(令和5年度末時点)に対して健全性を確保している河川管理施設数／国管理河川における河川管理施設数(堤防:約14,000km、樋門・樋管等:約9,000施設)(令和5年度末時点)
- ③ (i) 早期に措置を講ずべきダム管理施設(要対策施設A、B1等の82施設(令和5年度末時点))の修繕等による解消により、健全度評価(令和5年度末時点)に対して健全性を有しているダム管理施設数／国・水資源機構・道府県管理ダム施設数(569 施設)(令和5年度末時点)
(ii) 早期に堆砂対策が必要なダムにおいて、確保できている洪水調節容量／早期に堆砂対策が必要なダムにおいて、確保すべき洪水調節容量(約6,670万m³)(令和5年度末時点)
(iii) 整備が完了したダム管理施設数／堆砂除去の効率化に向けて整備が必要なダム管理施設数(66施設)
- ④ 重要交通網等を保全する砂防関係施設のうち、健全な施設数／重要交通網等を保全する砂防関係施設数(約8,400施設)(令和5年度時点)
- ⑤ 対策により事後保全段階ではなくなった海岸堤防等の延長／長寿命化計画が策定された海岸堤防等の延長(約8,200 km)
- ⑥ (i) 対策完了数／点検により、更新等が必要となった水管橋数
(ii) 全国の水道事業者のうち社会的影響が大きい古い規格の水道管路(铸铁管)の更新計画を策定し取組を進めている事業者数／全国の水道事業者数
(iii) 複線化・連絡管整備完了延長／修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水道管路に対する予定複線化・連絡管整備延長
(iv) 更新を完了した管路延長／漏水リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径水道管路の更新予定延長
- ⑦ (i) 健全性を確保した管路延長／損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路延長(全国特別重点調査の対象※:約5,000km)
(ii) リダンダンシー確保に関する計画を策定し取組を進めている自治体数／修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路を有する自治体数
- ⑧ 予防保全対策を完了した施設／老朽化した港湾施設
- ⑨ 施設の老朽化による破損を未然に防ぐため、予防保全を適切に実施した空港数／全国の95空港
- ⑩ (i) 耐用年数を超えて使用し、又は老朽化が認められ、予防保全が必要な鉄道施設(約470か所)の老朽化対策の完了率
(ii) 耐用年数を超えて使用し、又は老朽化が認められ、予防保全が必要な青函トンネル施設(約180か所)の老朽化対策の完了率
- ⑪ 修繕した施設／定期点検の結果によりⅢ若しくはⅣの区分となった施設
- ⑫ 老朽化等対策を実施したか所／老朽化等対策が必要なか所
- ⑬ 分母のうち対策を実施した公園施設数／インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園における公園施設のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設の数(約75,000施設)
- ⑭ 修繕等の措置が完了した件数／令和12年度までに予防保全が必要な件数
- ⑮ 分母のうち対策済みの施設数／令和7年度時点で、合同庁舎のうち老朽化対策(危険箇所改修等)が必要な施設(全国 127 施設)
- ⑯ 特に老朽化した公営住宅団地(全国の公営住宅:5,500 団地(令和6年度時点想定))の更新や老朽化対策のための改修の完了率

【目標設定の考え方・根拠】

- ① (i) 新たに発生する要対策施設も含め、要対策施設数に対する措置完了の割合を算出。概ね100%(予防保全状態)を目標とし、令和12年の達成割合を目標値に設定。
(ii) 新たに発生する要対策施設も含め、要対策施設数に対する措置完了の割合を算出。概ね100%(予防保全状態)を目標とし、令和12年の達成割合を目標値に設定。
(iii) 新たに発生する要対策施設も含め、要対策施設数に対する措置完了の割合を算出。概ね100%(予防保全状態)を目標とし、令和12年の達成割合を目標値に設定。
(iv) 新たに発生する要対策施設も含め、要対策施設数に対する措置完了の割合を算出。概ね100%(予防保全状態)を目標とし、令和12年の達成割合を目標値に設定。
- ② 過去の実績等を踏まえ、令和12年度までに見込まれる達成率を計上。
- ③ (i) 最終目標値の達成に向けて、過去の実績等を勘案し、令和12年度までに見込まれる達成率を計上。
(ii) 最終目標値の達成に向けて、過去の実績等を勘案し、令和12年度までに見込まれる達成率を計上。
(iii) 最終目標値の達成に向けて、過去の実績等を勘案し、令和12年度までに見込まれる達成率を計上。
- ④ 近年の修繕等の実施状況から設定。
- ⑤ 海岸に存在する事後保全段階の海岸堤防等の修繕・更新を推進させることを目標に予算等を踏まえて設定。
- ⑥ (i) 現状値、対策の緊急度等を踏まえ総合的に判断。
(ii) 現状値、対策の緊急度等を踏まえ総合的に判断。
(iii) 現状値、対策の緊急度等を踏まえ総合的に判断。
(iv) 現状値、対策の緊急度等を踏まえ総合的に判断。
- ⑦ (i) 第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)より引用。
(ii) 第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)より引用。
- ⑧ 令和29年度に全国の港湾における老朽化した港湾施設の予防保全対策の完了率100%を達成するために、令和12年度に達成すべき完了率を目標値に設定。
- ⑨ 空港毎に長期的視点に立った維持管理・更新計画を策定し、それに基づき定期的な点検、診断を行い、予防保全型維持管理を着実に実施することを目標として設定。
- ⑩ (i) 令和5年度までの施設検査の結果、予防保全が必要な地域鉄道の鉄道施設を対象に、老朽化対策の完了割合を目標に設定。
(ii) 令和5年度までの施設検査の結果、予防保全が必要な青函トンネルの施設を対象に、老朽化対策の完了割合を目標に設定。
- ⑪ 措置が必要な施設すべてを100%とすることを目標に設定。
- ⑫ 老朽化した航路標識が暴風や波浪等の影響により、倒壊、損壊したことから、予防保全を目的として、長寿命化のための整備の必要性が高い1,468か所の航路標識を選定し、令和22年度に老朽化した航路標識の整備完了率100%を達成するために、令和12年度に達成すべき整備完了率を目標値に設定。
- ⑬ 令和5年度時点の調査で、インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園における公園施設のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設(予防保全型管理に限る)の数(約75,000施設)を対象とし、近年の事業規模を勘案した上で、当該都市公園における対策を令和12年度までに完了することを最終的な目標として設定。
- ⑭ 措置が必要な全ての施設で定期的な修繕が行われている状態を100%とすることを目標に設定。
- ⑮ 令和7年度時点で、合同庁舎のうち老朽化対策(危険箇所の改修等)が必要な施設(全国127施設)について、直ちに対策が必要な施設に重点化し、40%を令和12年度までの目標に設定。
- ⑯ 第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)より引用。

【 外 部 要 因 】	
【 他 の 関 係 主 体 】	
【 重 要 政 策 】 ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり	
【 備 考 】	
【 担 当 課 】	総合政策局社会資本整備政策課 ①道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室 ②水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室 ③水管理・国土保全局河川環境課流水企画室 ④水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 ⑤水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室／港湾局海岸・防災課 ⑥水管理・国土保全局水道事業課 ⑦水管理・国土保全局下水道事業課事業マネジメント推進室 ⑧港湾局技術企画課港湾工事高度化室 ⑨航空局空港技術課 ⑩鉄道局施設課 ⑪物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室 ⑫海上保安庁交通部企画課／整備課 ⑬都市局公園緑地・景観課 ⑭国土地理院総務部政策課 ⑮官庁営繕部計画課 ⑯住宅局住宅総合整備課
【 関 係 課 】	

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
【業績指標】	(100)リート等の資産総額*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		25兆円 (令和2年度)	40兆円 (令和12年度)
【指標の定義】	<p>リート(注1)、私募リート(注2)、不動産特定共同事業(注3)の資産総額(注4)の合計額 (注1) リート(不動産投資法人)とは、多くの投資家から資金を募り、オフィスビル・賃貸マンション等の収益不動産を購入、そこから生じる賃料や売却益等を投資家に分配する仕組みの商品のうち、証券取引所に上場しているものを指す。 (注2) 私募リートとは、リート(注1)と同様の仕組みで組成される不動産投資法人であるが、証券取引所に上場していないものを指す。 (注3) 投資家から出資を募って、許可を受けた不動産会社等(不動産特定共同事業者)が現物不動産を取得し、不動産賃貸事業等を行い、その収益を投資家に分配するスキーム。 (注4) 取得価格ベース。</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p><目標設定の考え方> 不動産証券化を推進し、不動産投資市場の持続的な成長を実現することは、不動産取引の活性化を促し、優良な都市ストックの形成や、地域経済の活性化等に貢献するものである。引き続き、官民が連携して不動産投資市場の拡大を目指すため、新たな目標値を設定することとする。</p> <p><根拠> リート、私募リート、不動産特定共同事業それぞれにおいて、引き続き、過去10年間の平均増加額を維持して成長し続けると仮定して目標値を設定することとする。 なお、未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、投資判断に一定期間を要する不動産投資においては、5年という期間ではなく長期の目標が適切であることから、10年後の目標値として設定することとする。</p>		
【外部要因】	金融市場の動向、国内・海外の景気動向、企業の成長性の高い資産への転換の動向、新型コロナウイルス感染症流行の影響		
【他の関係主体】	金融庁(「投資信託及び投資法人に関する法律」「資産の流動化に関する法律」を所管、「不動産特定共同事業法」を共管している)		
【重要政策】	<p>「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」フォローアップ(令和4年6月7日 閣議決定) 「優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約40兆円とすることを目標とし、2022年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023年度中に不動産分野 TCFD 対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場における ESG投資の促進を図る。」(Ⅲ 1 (3) ②)</p>		
【備考】	<p>優良な都市ストックの形成や、地域経済の活性化等を促進するためには、引き続き、不動産の証券化を推進し、更なる民間資金の活用を促していく必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめ、官民が連携して不動産投資市場の更なる拡大を目指すためには、新たな目標値を設定し引き続き取組を進める必要がある。 実績値は毎年度集計。</p>		
【担当課】	不動産・建設経済局不動産市場整備課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		
【業績指標】	(101)指定流通機構(レインズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		206千件 (令和6年度)	220千件 (令和12年度)
【指標の定義】 指定流通機構(注1)(レインズ)(注2)の売却物件に係る各年度の成約報告件数(注3) (注1)指定流通機構とは、宅地建物取引業法第50条の2の5に基づき指定された者をいう。 (注2)レインズとは、指定流通機構である不動産流通機構が保有する不動産物件情報交換システム(Real Estate Information Network System)を指すが、レインズという名称は、指定流通機構の通称にもなっている。不動産流通機構は、宅地建物取引業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産流通の円滑化を図ることを目的に創設された。 (注3)指定流通機構(レインズ)には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、既存物件(マンション・戸建住宅等)及び土地が登録・成約物件の大半を占める。なお、初期値及び目標値等は売買取引の各年度の成約報告件数を示す。			
【目標設定の考え方・根拠】 宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、不動産の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する既存物件及び土地の取引量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。 目標については、平成23年度から令和6年度にかけての成約報告件数の増減を基に令和12年度の目標値を推計し、これを設定した。			
【外部要因】 不動産市場動向(地価・住宅価格の下落)、金融市場の動向(金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等)			
【他の関係主体】			

【 重 要 政 策 】

・経済財政運営と改革の基本方針 2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～(令和7年6月13日)
「(持続可能な土地及び水資源の利用・管理)
…地方公共団体への後押しを含め、防災性向上や地方創生に資する空き家対策について、改修・流通促進などの総合的な取組と、相続・住所氏名変更登記義務化の周知・体制強化や地籍調査・法務局地図作成を含む所有者不明土地等対策とを一体的・総合的に推進する。」(第3章2. (4))

・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版(令和7年6月13日)
「持続性・流通性の高い住宅市場の形成及び空家等の適切な管理や活用を図るとともに、インフラ長寿命化のため、予防保全型メンテナンスへの転換を加速化する。」(Ⅲ. 3. (1)③ i))

・地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～(令和7年12月23日)
「地域価値共創の取組に意欲のある不動産業者等に対してノウハウ等の共有及び相互交流を促進するツールを提供することにより、不動産業者を核とした多様なプレイヤーの連携による遊休不動産等を活用した地域価値共創の取組を地方部も含めて広域的に展開し、不動産業の社会的価値の向上及び持続的な発展と、二地域居住の促進等地方部における関係人口の増加を図る。
(主な事業)・地域価値共創に向けた空き家等の流通・利活用促進事業」(第3章第5節3. E. q. ③)

【 備 考 】

【 担 当 課 】 不動産・建設経済局不動産課

【 関 係 課 】 不動産・建設経済局不動産市場整備課
不動産・建設経済局土地政策課

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	32 建設市場の整備を推進する		
【業績指標】	(102) 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高 (建設・都市開発の海外受注高)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		3兆円 (令和2年度)	6兆円 (令和12年度)
【指標の定義】	建設業及び不動産業の海外現地法人の売上高(経済産業省「海外事業活動調査」及び業界ヒアリングに基づき集計)及び輸出金額(海外建設協会「海外建設受注高」等の業界統計に基づき集計)		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>令和6年12月に策定された「インフラシステム海外展開戦略2030」での目標は政府全体の目標であり、国土交通省としてもその達成が求められているところ、業績指標97「我が国企業のインフラシステム関連海外受注高* (【再掲】建設・都市開発の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。</p> <p>過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、6兆円を目標値として設定した。</p>		
【外部要因】	国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化、競合国との受注競争の熾烈化により、政府・企業の活動が大きく影響される。		
【他の関係主体】			
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラシステム海外展開戦略2030(令和6年12月24日経協インフラ戦略会議決定) ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)「別紙に記載あり」 		
【備考】			
【担当課】	不動産・建設経済局国際市場課		
【関係課】	総合政策局国際政策課、総合政策局海外プロジェクト推進課		

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	32 建設市場の整備を推進する		
【業績指標】	(103)国・都道府県・市町村・特殊法人等における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		2.6% (令和3年10月)	100% (令和12年度末)
【指標の定義】	<p>建設キャリアアップシステム活用工事の導入率＝建設キャリアアップシステム活用工事発注機関／全発注機関×100</p> <p>「国・都道府県・市町村・特殊法人等における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率」については、すべての工事を網羅的に把握することは現実的ではないため、当該機関が発注する工事のうち導入実績があれば、その機関においては導入されたとみなして計上する。</p> <p>上記数値の把握については、建設業課で実施している「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」における調査項目「建設キャリアアップシステムの活用促進」を用いる。</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>建設業は国民生活・社会経済を支える大きな役割を担っているが、他産業を上回る高齢化が進展しており、近い将来における担い手の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>「建設キャリアアップシステム(CCUS)」は、建設技能者の保有資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組みであり、蓄積された情報をもとに技能と経験に応じた処遇につなげるとともに、若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、将来にわたる建設業の担い手を確保、ひいては、建設産業全体の生産性向上を目指す上での重要なシステムである。</p> <p>CCUSを有効に活用するためには、同システムにあまねく工事・技能労働者が登録される必要があるため、令和12年度末までに国・都道府県・市町村・特殊法人等における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率を100%とすることを目標とする。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	<p>・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年12月13日閣議決定) 技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステムの活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものである。このため、国は、公共工事の適正な施工を確保するために、建設キャリアアップシステムについてその利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進、能力や経験に応じた処遇の確保に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、就業履歴の蓄積状況に応じた工事成績評価における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。(第2. 5. (7))</p> <p>・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和7年6月13日閣議決定) 持続可能な建設業の実現に向け、「労務費の基準」を活用した労務費等必要経費の確保と支払、2024年12月に施行された資材高騰分の転嫁対策の新ルール、公共工事設計労務単価の適切な設定、建設キャリアアップシステムの拡大などによる処遇改善を進める。(IV. 2(3))</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定) 建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げに対応した運賃設定や荷主への是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公需におけるリスクや重要度に応じた割増加算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格転嫁を進める。(第2章1. (2))</p> <p>・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)「別紙に記載あり」</p>		
【備考】			
【担当課】	大臣官房参事官(建設人材・資材)		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る		
【業績指標】	(104)統計の利用状況 (政府統計の総合窓口(e-Stat)における情報政策部門の 所管統計へのアクセス件数)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		3,157,195件 (令和5年度)	5,913,767件 (令和10年度)
【指標の定義】	<p>情報政策部門が所管している統計調査の結果は、統計ユーザーへの利用を広く促すため、政府統計の総合窓口でも公表しており、それへのアクセス件数を指標とする。</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>統計調査の結果は、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(2006年(平成18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において政府統計の総合窓口:e-Stat(https://www.e-stat.go.jp/)に登録し、電子的な方法等により統計データを提供するものとされている。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月28日閣議決定)においても、引き続きe-Statへの集約を進めることが規定されている。これらから、情報政策部門が所管している統計調査のe-Statへのアクセス件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。</p> <p>アクセス件数の目標値の設定に当たっては、令和元年度から令和5年度までの過去5年間の増加率を用い、令和5年度を初期値とし、令和10年度の目標値を設定している。ただし、令和5年度から制度変更があった建築着工統計の増加分を除いている。</p>		
【外部要因】	なし		
【他の関係主体】	なし		
【重要政策】	<p>公的統計の整備に関する基本的な計画(令和5年3月28日閣議決定) 第1 施策展開に当たっての基本的な方針 (3) ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進 (5) デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成</p>		
【備考】	なし		
【担当課】	総合政策局情報政策課		
【関係課】	総合政策局情報政策課建設経済統計調査室 総合政策局情報政策課交通経済統計調査室		

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	34 地籍の整備等の国土調査を推進する		
【業績指標】	(105)地籍調査の進捗率(①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①79% (令和元年度) ②52% (令和元年度)	①87% (令和11年度) ②57% (令和11年度)
【指標の定義】 ①地籍調査の優先実施地域の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合。 ②地籍調査対象地域全体の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合。 地籍調査実施地域の面積について、初期値は令和元年度までの実施面積。			
【目標設定の考え方・根拠】 第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)においては、地籍調査対象地域(287,966km ² :全国土から国有林野、公有水面等を除いた地域)のうち、優先実施地域(土地区画整理事業等の実施により地籍が一定程度明らかになっている地域及び大規模な国・公有地等の土地取引が行われる可能性が低い地域(防災対策、社会資本整備等のために調査の優先度が高い地域を除く。)を、地籍調査対象地域から除いた地域:188,694km ²)での地籍調査実施地域の面積(148,486km ²)の割合を令和11年度に87%とすることを目指すとともに、地籍調査対象地域全体での地籍調査実施地域の面積(148,486km ²)の割合を令和11年度に57%とすることを目指すこととしており、これを目標値とする。 ※調査対象地域等の面積は、第7次計画の策定にあたり、精査したもの。			
【外部要因】			
【他の関係主体】 地方公共団体(地籍調査の事業主体)			

【重要政策】

- 国土調査法(昭和26年法律第180号)
- 国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)
- 国土調査促進特別措置法(昭和37年法律第143号)
- 国土調査促進特別措置法施行令(昭和45年政令第261号)
- 国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)

- 経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)
 - ・地籍調査・法務局地図作成を含む所有者不明土地等対策とを一体的・総合的に推進する。(第3章2.(4))

- 都市再生基本方針(平成14年7月19日閣議決定 令和4年10月25日一部変更)
 - ・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である。(第2の2都市再生に関する施策の基本的方針)
 - ・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る(同上)

- 首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成26年3月28日閣議決定 平成27年3月31日一部変更)
 - ・国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する(7(2)③シ)

- 地理空間情報活用推進基本計画(令和4年3月18日閣議決定)
 - ・災害復旧の迅速化に資するよう、土地境界等を明確にしておく地籍整備を推進する。(第Ⅱ部1.(1)①a))
 - ・国土の実態を適正に把握するため、(略)対象地域全体での地籍調査進捗率を令和11年度で57%とする等の目標に基づく地籍整備の推進(略)を着実に挙げる。(第Ⅱ部4.(1)①)

- 国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定)
 - ・「第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月閣議決定)」に基づき、土地境界等を明確化する地籍調査につき、より円滑かつ迅速に進める方策を講じつつ推進する。(第3章2(12))

- 土地基本方針(令和6年6月11日閣議決定)
 - ・国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定)に基づき、地籍調査の円滑化・迅速化を図り、所有者や境界等の土地に関する基礎的情報を明確化することで、所有者不明土地の発生抑制に貢献する。(第二第1章1.(2)②)
 - ・令和2年から開始した国土調査事業十箇年計画の計画期間後半に向けて、地籍調査の迅速かつ効率的な実施により計画目標の達成を目指すため、調査の通知を行っても反応がない場合の措置などの現地調査手続の円滑化や、調査が困難な都市部及び山村部の地籍調査の推進を図るとともに、担い手減少等を踏まえた調査実施の体制や枠組み、調査地域の概成など実体上調査困難な地域の扱いを含む調査地域の在り方についての更なる検討を進める。(第二第3章1.(1))

- 第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)
 - ・災害後の円滑な復旧・復興を確保するための地籍調査(第4章1(2))

- 社会資本整備重点計画(令和8年1月16日閣議決定)「別紙に記載あり」
 - ・迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地籍調査を推進する。(第3章第2節Ⅱ)
 - ・事前の防災対策や復旧工事等を効果的かつ効率的に実施できるよう、リモートセンシングデータやMMSを活用した地籍調査を実施する(同上)

- 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)
 - ・土地の境界の明確化を推進する(5(1)③(iv))

○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針(令和7年6月6日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定)

・土地の適切な利用の基礎データとなり、登記にも反映される地籍調査について、令和2年に改正された国土調査法(昭和26年法律第180号)等により導入された新たな調査手続・調査手法を普及するための職員派遣等の地方公共団体への支援や必要な予算の確保に努め、地方公共団体の取組を後押しする。第7次国土調査事業十箇年計画で掲げる目標の達成には、調査実施の更なる加速化が必要であることから、地方公共団体や民間事業者等のニーズを踏まえ、現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合の新たな調査手続の活用促進、リモートセンシングデータの活用拡大、オンラインによる筆界確認についての技術検証、国によるモデル事業の実施等による民間測量成果等の活用促進、行政機関内の情報の更なる活用等を図り、より円滑・迅速に地籍調査を推進する。(2)

【 備 考 】

【 担 当 課 】 不動産・建設経済局地理空間情報課地籍整備室

【 関 係 課 】

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	34 地籍の整備等の国土調査を推進する		
【業績指標】	(106) 土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		47% (令和元年度)	100% (令和11年度)
【指標の定義】	土地分類基本調査の対象面積(人口集中地区及びその周辺を対象とした38,000km ²)に対する土地分類基本調査(土地履歴調査)の実施面積の割合。土地履歴調査の面積について、初期値は令和元年度末時点の実施面積18,000km ² 、目標値は令和11年度までの実施面積38,000km ² 。		
【目標設定の考え方・根拠】	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月閣議決定)において土地本来の自然条件、過去の改変状況等の把握のため、東京、大阪名古屋を中心とした三大都市圏を中心に全国18,000km ² を対象に調査を開始、令和元年度に完了した。第7次国土調査事業十箇年計画(令和2年5月閣議決定)において、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部20,000km ² を対象に調査することとしている。国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として、土地の安全性に関連する、土地本来の地形、過去からの土地の人工的な改変状況、土地利用の変遷及び災害履歴情報等を調査する土地履歴調査を実施しており、同計画期間の最終年度の令和11年度までに調査実施面積の割合を100%とすることを目標とする。		
【外部要因】			
【他の関係主体】			
【重要政策】	<p>○国土調査法(昭和26年法律第180号)</p> <p>○国土調査事業十箇年計画(令和2年5月26日閣議決定) 国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象に、20,000平方キロメートルとする。</p> <p>○地理空間情報活用推進基本計画(令和4年3月18日閣議決定) 災害リスク情報を用いた様々な分析が可能となるよう、GISデータによる提供を進めるとともに、土地の改変状況や過去の災害履歴等を地理空間情報として整備・提供する。(第Ⅱ部1.(1)①)</p>		
【備考】			
【担当課】	不動産・建設経済局地理空間情報課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	35 自動車運送業の市場環境整備を推進する		
【業績指標】	(107)ドライバーの年間賃金	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		大型ドライバー(営業用大型貨物自動車運転者):492万円 中小型ドライバー(営業用貨物自動車運転者(大型車を除く)):437万円(令和6年度)	他産業と同等以上の賃金(令和12年度)
【指標の定義】	厚労省による賃金構造基本統計調査に基づくドライバーの年間賃金		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>・トラックドライバーの年間賃金は、全産業平均に比べると依然として1割ほど低く、賃金の引上げの原資となる適正運賃を収受できる環境整備が重要である。</p> <p>・トラック運送業の市場環境整備の達成状況を示す指標のひとつとして、トラックドライバーの年間賃金就是他産業と同等以上となることを目指すこととした。</p>		
【外部要因】	運賃水準、燃料価格の変動、人手不足		
【他の関係主体】	貨物自動車運送事業者等		
【重要政策】	<p>○貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和7年法律第60号)</p> <p>○社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり</p>		
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局貨物流通事業課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	35 自動車運送業の市場環境整備を推進する		
【業績指標】	(108) 貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		33.4% (令和5年度)	35.9% (令和10年度)
【指標の定義】	トラック運送事業を営む事業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>トラック運送業界は中小・零細事業者が極めて多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱いいため、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き上げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。</p> <p>このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動(貨物自動車運送適正化事業)を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。</p> <p>係る事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。</p> <p>貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。</p> <p>このため、本事業所の認定率(トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。)を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	全国・地方貨物自動車運送適正化事業実施機関((公社)全日本トラック協会、各都道府県トラック協会)		
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局貨物流通事業課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	35 自動車運送業の市場環境整備を推進する		
【業績指標】	(61)【再掲】自動運転サービス車両数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		11台 (令和7年度)	10000台 (令和12年度)
【指標の定義】	自動運転サービス車両数		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>自動運転は、地域を支えるバス・タクシーや、重要な社会インフラである物流を支えるトラックにおける担い手不足、交通事故削減などの社会課題を解決するうえで効果的であり、今後の我が国にとって必要不可欠である。</p> <p>このため、実証から事業化への移行を促進し、官民が一丸となって自動運転の開発・普及促進に積極的に取り組むため、全国のバス及びタクシー等の公共交通や、トラックでの幹線輸送等における自動運転車両の目標台数を設定するもの。</p>		
【外部要因】	自動運転技術の開発状況や生産能力、自動運転に対する社会受容性		
【他の関係主体】	デジタル庁、経済産業省、警察庁、総務省、自動車運送事業者(車両導入主体)、自動車メーカー、地方公共団体等		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定) ・デジタル行財政改革 取りまとめ2025(令和7年6月13日デジタル行財政改革会議決定) ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定) 		
【備考】			
【担当課】	物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室		
【関係課】	物流・自動車局技術・環境政策課、旅客課、物流政策課、貨物流通事業課、安全政策課、保障制度参事官室		

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
【業績指標】	(109)我が国造船業の船舶建造量*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		9百万総トン (令和6年)	18百万総トン (令和17年)
【指標の定義】	我が国造船業の新造船建造量		
【目標設定の考え方・根拠】	世界経済の発展に伴い、世界の海上輸送に必要となる船腹量は増加していくと予想される中、「日本の船は日本で作る」ため、2035年(令和17年)における日本船主の船舶需要予測に基づき、同年までに我が国の新造船建造量を1800万総トンまで増加させることを目指す。		
【外部要因】	海運市場の市況、金融市場の動向、為替の動向、資機材価格の高騰、環境規制の強化 等		
【他の関係主体】	造船事業者(事業主体)		
【重要政策】	<p>・海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和3年度法律第43号)</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日) 日本の造船業を再生し、海運業や造船業を中核とする海事クラスターを強靱化するため、日米協力を含めた海事サプライチェーンの大幅な強靱化、GX経済移行債の活用等によるゼロエミッション船等の導入促進、日本籍船の保有コスト低減を含めた日本船主等の競争力強化、商用自動運航船の実現、内航海運・旅客船による安定輸送、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した造船人材の確保など海事人材の育成・確保等に取り組む。(2.2.(2)地域における社会課題への対応)</p> <p>・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(令和7年6月13日) 経済・生活、経済安全保障を支える観点から、環境・自動運航の技術向上等により、日本の造船業を再生し、海運業や船舶産業を中核とする海事クラスターの強靱化が不可欠である。このため、日米協力を含めた海事サプライチェーンの大幅な強靱化、GX経済移行債の活用等によるゼロエミッション船等の導入促進、日本籍船保有コスト低減を含む日本船主等の競争力強化、商用自動運航船の実現、内航海運・旅客船による安定輸送、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用した造船人材の確保など海事人材の確保等に取り組む。(V.5.(5)海洋)</p> <p>・「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日) 米国の関税措置に関する日米間合意及び協力覚書を踏まえ、国際海上輸送における日米両国の戦略的自律性を確保するとともに、国家安全保障を支える日本の造船業を再生するための取組を、「造船業再生ロードマップ」を年内に策定して強力に推進する。まずは、造船能力の抜本的向上に向けて、10年間の基金を創設し、3年程度の事業に必要な予算を措置してその後は成果目標の達成状況を見て検討し、総額3,500億円規模を目指す。これに加え、「造船業再生ロードマップ」においては、様々な金融支援の活用による民間企業の資金調達の後押しや、GX経済移行債によるゼロエミッション船建造支援等を含め、官民連携して1兆円規模の投資実現を目指すフレームを策定する。(2.1.(1)造船業の再生・強化)</p> <p>・造船業再生ロードマップ(令和7年12月26日公表)</p>		
【備考】	実績値は毎年集計する。		
【担当課】	船舶産業課		
【関係課】	海洋・環境政策課		

業績指標登録票

【政策目標】	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
【施策目標】	36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		
【業績指標】	【再掲】(68)内航船員1人・1時間当たりの内航海運の付加価値(円)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		16,600円 (令和4年度)	19,210円 (令和12年度)
【指標の定義】	<p>船員の総労働時間数(船員数*平均労働時間)を分母とし、内航海運業の付加価値額を分子とする。(単位:円) 付加価値額については、物流施策大綱にならい、内航海運業の営業損益+人件費(船員費)とするものとする。 データの出典は以下のとおり。 労働時間:船員労働統計 船員数:船員法第111条報告 付加価値額:内航海運業者の事業概況報告書を基に内航課算出</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>内航船員の付加価値生産性を向上させる観点から、内航船員1人・1時間当たりの内航海運の付加価値額を指標とすることにより、内航海運の生産性が向上しているか評価する。 具体的には、2012年度から2022年度までの10年間で20.0%の伸びがあったことを踏まえ、今後8年間においても同様の伸び率を達成するため、2022年度の付加価値額である16,600円の15.7%増である19,210円を目標値として設定することとする。これは、第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日閣議決定)及び2026年に閣議決定予定の次期総合物流施策大綱に登録している指標及び目標値と同一である。</p>		
【外部要因】	景気の動向		
【他の関係主体】	民間事業者(事業主体)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・内航海運業法(昭和27年法律第151号) ・海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律(令和3年法律第43号) 		
【備考】			
【担当課】	海事局内航課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	37 総合的な国土形成を推進する		
【業績指標】	(110) 国土形成計画の着実な推進(対令和5年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		8 (令和6年度)	初期値以上 (毎年度)
【指標の定義】	第三次国土形成計画(全国計画)(令和5年7月28日閣議決定)第1部で提示されている「新たな国土の将来ビジョン」の第3章「国土の刷新に向けた重点テーマ」及び第4章「横断的な重点テーマ」において、目標の進捗を代表的に示すと考えられる12項目の指標のうち、同計画の開始年度である対令和5年度比で進捗が見られる代表指標の項目数。		
【目標設定の考え方・根拠】	国土形成計画(全国計画)では、「新時代に地域力をつなぐ国土」を国土づくりの目標とし、その実現に向けて、国土の刷新に向けた重点テーマとして、「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」、「持続可能な産業への構造」、「グリーン国土の創造」、「人口減少下の国土利用・管理」を掲げている。また、これらの4つの重点テーマに基づく取組を効果的に実行していくための分野横断的な重点テーマとして、「地域の安全・安心、暮らしや経済を支える国土基盤の高質化」、「地域を支える人材の確保・育成」を掲げている。国土づくりの目標実現に向けた計画の進捗状況は、これら6つの重点テーマごとに設定した代表的な指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画の開始年度である対令和5年度比で進捗が見られる代表的な指標の項目数が、令和6年度の実績値(初期値:8)以上となることを目標とするものである。		
【外部要因】	経済情勢、社会状況の変化		
【他の関係主体】	関係省庁		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次国土形成計画(全国計画)(令和5年7月28日閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定) 持続可能な国土形成に向け、地域生活圏を基本として、各種サービス機能の集約拠点の形成と国土全体の連結強化を進める(第2章2.(2))		
【備考】			
【担当課】	国土政策局総合計画課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
【業績指標】	(111) 電子基準点の観測データの取得率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		99.88% (令和6年度)	99.5%以上を維持 (毎年度)
【指標の定義】	<p>取得率(%) = (電子基準点において観測できたデータ量の和(全点) / 電子基準点において理論的に観測可能なデータ量の和(全点)※) × 100</p> <p>※電子基準点において理論的に観測可能なデータ量の和(全点) = 30秒間隔で取得された観測データ数(1分間に2回) × 60分 × 24時間 × 全電子基準点数</p> <p>初期値(1,384,979,629 / 1,388,234,880) = 0.9977</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>全国約1,300箇所に設置した電子基準点において衛星測位システム(GNSS: Global Navigation Satellite System)の連続観測を実施し、そのデータを収集・解析して正確な電子基準点の位置を把握している。観測されたデータと正確な位置情報は、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ、多種多様な測量や測位の他、地殻変動の監視や地震・火山活動の予測、危険度評価に利用されており、我が国において不可欠なものとなっている。</p> <p>国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、データの取得率が高い数値で維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GNSS受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGNSS受信機・電源部の更新と共に、GNSS受信機と通信装置への無停電対策を継続的に講じてトラブルを最小限にとどめ、データの取得率が下がらないように努めてきた。引き続き取得率を下げないようにすることが重要であることから、令和2年度以降の目標値を99.5%以上に設定しているところである。</p>		
【外部要因】	長期間の停電や通信経路遮断等		
【他の関係主体】	電力会社、通信会社		
【重要政策】	<p>・地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号): 第20条 信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保する旨が謳われている。</p> <p>・国土強靱化基本計画(令和5年7月28日): 第3章【国土強靱化の推進方針】における「個別施策分野: ⑩国土保全」の「推進方針⑫」に記載あり。</p> <p>・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)(別紙)に記載あり。</p>		
【備考】			
【担当課】	国土地理院総務部政策課		
【関係課】	国土地理院企画部企画調整課 国土地理院測地観測センター衛星測地課		

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
【業績指標】	(112) 浸水区域の特定に必要な都市部(全国の人口おおむね25万人以上の市町村及び特別区:113市区町村)における1mメッシュ標高データの整備完了率	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		35% (令和5年度)	100% (令和12年度)
【指標の定義】	全国の人口おおむね25万人以上の市町村及び特別区の総数(113市区町村)を分母とし、そのうち1mメッシュ標高データの整備が完了した市町村及び特別区の総数を分子とした割合を指標とする。(単位:%)		
【目標設定の考え方・根拠】	航空レーザ測量から整備する高精度標高データは、デジタルツインの実現に不可欠な3次元地図等の基盤となるデータであり、浸水想定、土砂災害等の自然災害のソフト対策にも非常に有用な国土の基盤情報である。また、大都市圏などにおける高度な防災・減災対策には、従来の5mメッシュの標高データより高解像のデータが必要であり、近年、航空レーザ測量機器の性能向上により、1mメッシュでの整備が可能となっていることから、災害リスクが高く人口が集中している地域を対象として1mメッシュ標高データを整備することとし、目標値を設定している。		
【外部要因】	公共測量における航空レーザ測量の実施状況		
【他の関係主体】	地方公共団体(事業主体、航空レーザ測量を実施) 林野庁(事業主体、航空レーザ測量を実施)		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)別紙に記載あり ・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日) 		
【備考】			
【担当課】	国土地理院総務部政策課		
【関係課】	国土地理院企画部企画調整課 国土地理院基本図情報部管理課		

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		
【業績指標】	(113)G空間情報センターと連携する各種データプラットフォームの件数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		6件 (令和3年度)	10件 (令和8年度)
【指標の定義】	G空間情報センターと他の地理空間情報を保有する各種データプラットフォーム等とのデータ連携(API連携・データ登録・データ提供等)を実施する累計件数。		
【目標設定の考え方・根拠】	地理空間情報が流通・活用等がされている状態を示すため、G空間情報センターと連携する各種データプラットフォーム等の件数を指標としており、令和3年度末時点でG空間情報センターと連携しているデータプラットフォームの件数である6件を初期値とし、現在、連携候補の各種データプラットフォームの動向を考慮して、目標値を10件と設定した。		
【外部要因】	連携先候補であるデータプラットフォームの動向や意向		
【他の関係主体】			
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号) ・地理空間情報活用推進基本計画(第4期:令和4～令和8年度)(令和4年3月18日閣議決定) 「地図情報、画像情報、統計情報などの地理空間情報を容易に検索・入手・利用でき、官民データを活用する多様な主体が連携する基盤としての機能を有するG空間情報センターの一層の活用促進を図る。このため、令和8年度までに10件の各種データプラットフォームとのAPI等による連携を進めるとともに、共有・集約したデータの解析・加工によって新たな価値あるデータやサービスを創出する、地理空間情報の循環システムの形成を目指す。」(第Ⅱ部4.(3))		
【備考】			
【担当課】	不動産・建設経済局地理空間情報課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	39 離島等の振興を図る		
【業績指標】	(114)離島等の総人口* ①離島地域の総人口	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①317千人 (令和6年度)	①263千人以上 (令和14年度)
【指標の定義】	①離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の住民基本台帳登録人口の総計とする。		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>離島地域の総人口</p> <p>離島地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等厳しい自然的社会的条件下にある地域であることから、その地域の振興により、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、人口の著しい減少並びに離島における定住の促進を図ることが重要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いることとした。</p> <p>初期値は令和7年度末の離島振興対策実施地域(256島※R7時点)の総人口、目標値は令和14年度末に想定される人口減少を上回ることとした。</p> <p>○目標値の設定の具体的考え方</p> <p>目標値は、行政事業レビューの目標設定と同様に、令和5年4月1日時点の離島地域の総人口(333,204人)を基準値として、法期限となる令和14年度末までの離島地域の総人口の将来の年間平均減少率を踏まえて設定した。</p> <p>具体的には、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口の過年度の年間平均減少率(平成25年度末～令和4年度末)に対して、全国で人口減少が同時期に継続する影響を考慮する(全国の将来の人口減少推計率(令和4年～令和14年の平均値)から全国の過去の人口減少率(平成25年～令和4年の平均値)を除いたものを乗じる)ことで、離島地域の総人口の将来の年間平均減少率を推計した。基準値に対して、前述で推計した離島地域の総人口の将来の年間平均減少率を乗じることで、離島地域の令和14年度末人口を推計し、これを目標値とした。</p>		
【外部要因】	国内の経済状況、景気動向、災害		
【他の関係主体】	他府省庁、地方公共団体		
【重要政策】	<p>経済財政運営と改革の基本方針2025 について(令和7年6月13日閣議決定)</p> <p>第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現</p> <p>2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応</p> <p>(2) 地域における社会課題への対応</p> <p>(関係人口の拡大と個性を活かした地域づくり)</p> <p>個性を活かした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。</p>		
【備考】			
【担当課】	国土政策局離島振興課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	39 離島等の振興を図る		
【業績指標】	(114)離島等の総人口* ②奄美群島の総人口	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		②101千人 (令和5年度)	②95千人以上 (令和10年度)
【指標の定義】	奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>奄美群島の総人口 地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、人口流出等による総人口の減少が続いている。このため、振興開発を図り、奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図り、総人口の減少傾向を抑制する。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いる。</p> <p>○目標値の設定時期の考え方 奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が令和10年度末で期限切れとなることから、目標設定時期を令和10年度末とした。初期値については、令和5年度末の実績値とした。</p> <p>○目標値の設定の考え方 奄美群島における総人口の減少傾向を抑制することを目標とする。 具体的には、群島内の総人口の過去(平成25～29年度)の平均減少率を算出した上で、それをもとに令和5年度末人口を推計した。さらに、過去(平成25年～29年度)の社会減少率を算出した上で、政策効果により奄美群島の社会減少率を鹿児島県全体の社会減少率と同程度に抑制した場合の効果を加え、目標値とした。</p>		
【外部要因】	国内の経済状況、景気動向、災害		
【他の関係主体】	他府省庁、鹿児島県、地元市町村		
【重要政策】	<p>経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)</p> <p>第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～</p> <p>5. 地方創生及び地域における社会課題への対応 (3) 地方活性化及び交流の拡大 (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。</p>		
【備考】			
【担当課】	国土政策局特別地域振興官		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	39 離島等の振興を図る		
【業績指標】	(114)離島等の総人口* ③小笠原村の総人口	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		③2,464人 (令和5年度)	③2,464人以上 (令和10年度)
【指標の定義】	小笠原村の住民基本台帳登録人口とする(外国人除く)。		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>小笠原村の総人口</p> <p>地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展と移住・定住の促進に結びつける必要がある。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。</p> <p>○目標値の設定時期の考え方 小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法が令和10年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を令和10年度末とした。初期値については、令和5年度末の実績値とした。</p> <p>○目標値の設定の考え方 令和5年度末時点の小笠原諸島の総人口2,464人を基に、帰島及び移住・定住を促進することにより超長期の将来人口として我が国復帰当初から目標としてきた3,000人に近づけることを目指して、令和10年度末時点では2,464人以上を目標とする。</p>		
【外部要因】	国内の経済状況、景気動向、災害		
【他の関係主体】	他府省庁、東京都、小笠原村		
【重要政策】	<p>経済財政運営と改革の基本方針2024について(令和6年6月21日閣議決定)</p> <p>第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現</p> <p>5. 地方創生及び地域における社会課題への対応(3)地方活性化及び交流の拡大(個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大)</p> <p>個性をいかした地域づくりに向け、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や半島、離島、奄美、小笠原、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。</p>		
【備考】			
【担当課】	国土政策局特別地域振興官		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	40 北海道総合開発を推進する		
【業績指標】	(115)北海道総合開発計画の着実な推進(対前年度比で進捗が認められる代表指標の項目数)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	半数以上 (毎年度)
【指標の定義】	<p>第9期北海道総合開発計画(令和6年3月12日閣議決定)で掲げられている2つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標のうち、対前年度比で進捗が認められる指標の項目数。</p> <p><代表指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・来道外国人旅行者数 ・外国人宿泊客延数の地方部割合 ・客室稼働率の季節較差 ・農業産出額 ・食料品製造業出荷額 ・道産食品輸出額 ・最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上に繋がる訓練(机上訓練、情報伝達訓練等)を実施した市町村の割合 		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>北海道総合開発は、北海道の資源・特性を活かして、その時々々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としており、令和6年3月に閣議決定された第9期の北海道総合開発計画は、北海道が我が国に貢献するための土台を固め、北海道の価値を更に高めるため、「我が国の豊かな暮らしを支える北海道～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」、「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり」の2つの目標を設定している。</p> <p>計画の進捗状況は、これらの目標の実現に向けて、施策の進捗状況をモニタリングする代表指標の改善状況で示されると考えられることから、対前年度比で進捗が見られる項目数が、代表指標数の半数以上となることを目標とする。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	関係府省庁、地方公共団体		
【重要政策】	・第9期北海道総合開発計画(令和6年3月12日)		
【備考】			
【担当課】	北海道局参事官		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
【施策目標】	40 北海道総合開発を推進する		
【業績指標】	(116) 北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		4.15百万円/人 (平成30～令和4年 度の平均)	初期値以上 (毎年度)
【指標の定義】	一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町)の人口一人当たりの地域の主要産業(農業、漁業、製造業)の生産額。		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」により、北海道知事が作成する「第9期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画(令和5年3月27日)(以下「振興計画」という。)」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。</p> <p>本地域の振興及び住民の生活の安定を図るに当たって、主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人当たり生産額の初期値を第8期振興計画の計画期間(平成30～令和4年度)における実績値の平均である4.15百万円/人とし、毎年度これを下回らないことを目標とする。</p>		
【外部要因】			
【他の関係主体】	地方公共団体		
【重要政策】	・第9期北海道総合開発計画(令和6年3月12日)		
【備考】			
【担当課】	北海道局参事官		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
【施策目標】	41 技術研究開発を推進する		
【業績指標】	(117) 目標を達成した技術開発課題の割合*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		-	90% (毎年度)
【指標の定義】	<p>当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、外部評価により「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」と評価された技術研究課題の割合</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>技術研究課題の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、これまでの実績を勘案し、達成目標を90%としている。</p> <p>実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」ものとする。</p>		
【外部要因】	<p>設備故障等の不可抗力 資機材の入手困難</p>		
【他の関係主体】			
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	大臣官房技術調査課 総合政策局技術政策課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
【施策目標】	42 情報化を推進する		
【業績指標】	(118)データ構造化システムで整備・オープン化した累積データ数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		11種 (令和6年度)	40種 (令和9年度)
【指標の定義】	ProjectLINKSでは行政情報を構造化されたデータに変換するLINKSVedaを開発しており、LINKSVedaによって生成されたデータをG空間情報センター、ProjectLINKSサイト等にてオープンデータとして公開しており、ここで公開するデータセットの種類数を業績指標とする。		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>ProjectLINKSでは、国土交通省が保有する膨大な行政情報を構造化された「データ」として活用可能とするデータ再構築技術の実装(LINKSVeda)、これによって生み出された新たなデータを全省的な政策立案等に活用するデータ活用型EBPMの推進、さらには、これらのデータを必要な処理を経てオープンデータとして公開し、その活用を促すオープン・イノベーションの取組を進めている。</p> <p>本取組においては、省内の様々な部局とデータ活用型EBPMのユースケースの実証検証を行っているが、LINKS Vedaのサービス品質向上や、データ活用型EBPMの更なる推進のために、より多くのユースケースの実証検証と、そこで活用されたデータのオープンデータ化を目指していることから、オープンデータとして公開したデータセットの種類数を指標とする。</p> <p>令和9年度までに累計40種類のデータセットのオープンデータ化を目指す。初年度の令和6年度は11種類のデータセットのオープンデータ化を実施。毎年10件程度のデータセットをオープンデータ化する想定。</p>		
【外部要因】	なし		
【他の関係主体】	なし		
【重要政策】	<p>骨太方針2025(令和7年6月13日 閣議決定) 第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 (4)戦略的な社会資本整備の推進 (公共投資の効率化・重点化)</p> <p>デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和7年6月13日 閣議決定) 第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組 4. 取組の方向性と重点的な取組 (2)AI-フレンドリーな環境の整備(制度、データ、インフラ) ④ オープンデータの推進</p>		
【備考】	なし		
【担当課】	総合政策局情報政策課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
【施策目標】	42 情報化を推進する		
【業績指標】	(119) 国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数(サイバー攻撃に起因するものに限る。)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0件 (令和7年度)	0件 (毎年度)
【指標の定義】	国土交通省及び所管重要インフラ事業者における、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるサイバー攻撃事態又はその可能性のある事態を及ぼすIT障害発生件数。		
【目標設定の考え方や根拠】	近年のサイバー攻撃の巧妙化・高度化により、政府機関や民間事業者を標的としたサイバー攻撃が増大している中、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす恐れのあるIT障害発生リスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要なため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数を限りなく0件とすることを目標値として設定した。		
【外部要因】	重要インフラ分野におけるDXの高度化・深度化や、その適用範囲の拡大		
【他の関係主体】	国家サイバー統括室及び関係省庁		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号) サイバーセキュリティ戦略(令和7年12月23日閣議決定) 「国民生活及び経済活動の基盤である重要インフラにおいては、そのサービスの安全かつ持続的な提供のため、官民が連携して重点的に防護していく必要がある。」 「重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ対策については、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」(2025年6月27日サイバーセキュリティ戦略本部決定)の下、官民が緊密に連携して取り組んでいるが、重要インフラを標的とするサイバー攻撃のリスクが顕在化する中、更なる対策の強化が必要となっている。」 重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画(令和4年6月17日決定、令和7年6月27日改定サイバーセキュリティ戦略本部) 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(サイバー対処能力強化法)(令和7年5月23日公布) 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(サイバー対処能力強化法整備法)(令和7年5月23日公布) 		
【備考】			
【担当課】	総合政策局情報政策課 総合政策局行政情報化推進課		
【関係課】			

業績指標登録票

【政策目標】	12 国際協力、連携等の推進		
【施策目標】	43 国際協力、連携等を推進する		
【業績指標】	(120) 我が国企業のインフラシステム関連海外受注高* *(【再掲】①建設・都市開発の海外受注高、②モビリティ・交通の海外受注高)	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		①3兆円 (令和2年度) ②6兆円 (令和2年度)	①6兆円 (令和12年度) ②10兆円 (令和12年度)
【指標の定義】	<p>①建設業及び不動産業の海外現地法人の売上高(経済産業省「海外事業活動調査」等及び業界ヒアリングに基づき集計)及び輸出金額(海外建設協会「海外建設受注高」等の業界統計に基づき集計)</p> <p>②交通関連企業の海外現地法人の売上高(経済産業省「海外事業活動調査」等に基づき集計)及び輸出金額(海外建設協会「海外建設受注高」等に基づき集計)</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>令和6年12月に策定された「インフラシステム海外展開戦略2030」での目標は政府全体の目標であり、国土交通省としてもその達成が求められているところ、業績指標120「我が国企業のインフラシステム関連海外受注高*(【再掲】①建設・都市開発の海外受注高、②モビリティ・交通の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。</p> <p>過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、各目標年において、①は6兆円、②は10兆円の合計16兆円を目標値として設定した。</p>		
【外部要因】	<p>国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化、競合国との受注競争の熾烈化により、政府・企業の活動が大きく影響される。</p>		
【他の関係主体】	なし		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・第6次社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)「別紙に記載あり」 ・第3次交通政策基本計画(令和8年1月16日)「第3章に記載あり」 ・インフラシステム海外展開戦略2030(令和6年12月24日) 		
【備考】			
【担当課】	総合政策局国際政策課、総合政策局海外プロジェクト推進課		
【関係課】	不動産・建設経済局国際市場課		

業績指標登録票

【政策目標】	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上		
【施策目標】	44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する		
【業績指標】	(121)災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎(全国214施設)のうち被災時の機能確保が必要な施設(全国88施設)における対策(電力確保のための改修、劣化箇所の改修等)の完了率*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		0% (令和6年度)	42% (令和12年度)
【指標の定義】	分母のうち対策済みの施設数/令和7年度時点で、災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎(全国214施設)のうち被災時の機能確保の対策(電力確保のための改修、劣化箇所の改修等)が必要な施設(全国88施設)		
【目標設定の考え方・根拠】	令和7年度時点で、災害応急対策の活動拠点となる合同庁舎(全国214施設)のうち被災時の機能確保の対策(電力確保のための改修、劣化箇所の改修等)が必要な施設(全国88施設)について、直ちに対策が必要な施設に重点化し、42%を令和12年度までの目標に設定。		
【外部要因】	災害の激甚化・頻発化による要求性能の見直し 等		
【他の関係主体】	関係省庁		
【重要政策】	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備重点計画(令和8年1月16日)「第3章に記載あり」 ・第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日)「第4章に記載あり」 		
【備考】			
【担当課】	官庁営繕部計画課		
【関係課】	該当なし		

業績指標登録票

【政策目標】	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上		
【施策目標】	44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する		
【業績指標】	(122) 保全への取組状況が良好な施設の割合	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		98% (令和4年度)	98% (毎年度)
【指標の定義】	<p>国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、毎年度、前年度の官庁施設の保全状況を調査している。</p> <p>この調査は、①保全の体制、計画及び記録等、②点検等の実施状況、③施設状況の3項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について100点を満点とする評点を作成している。</p> <p>これらの評点の平均が80点以上の施設を「保全への取組状況が良好な施設」とし、官庁施設(保全実態調査を実施した施設数で、基礎情報のみを調査を除く)に対する割合(施設数)を、環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。</p>		
【目標設定の考え方・根拠】	<p>評点の平均点が80点以上の施設は、保全への取組状況が良好な施設であり、質の高い保全指導が必要とされる。</p> <p>良好な保全の着実な進展を図るため、保全指導を強化し、令和7年度の目標値としていた98%に令和4年度に到達して以降その割合以上を維持し続けている。本指標は各省各庁の保全担当者及び国土交通省の保全指導担当者の持続的な取組なしには維持できないものであるため、今後も保全への取組状況が良好な施設の割合が下がることのないよう引き続き質の高い保全指導に取り組み、令和8年度以降も98%以上を維持することを目標とする。</p>		
【外部要因】	点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災		
【他の関係主体】	各省各庁		
【重要政策】			
【備考】			
【担当課】	官庁営繕部計画課		
【関係課】	官庁営繕部計画課保全指導室		